

今月の窓

「狂牛病」とアメリカ同時多発テロ

この9月10日に我が国でのBSE発生についての報道がなされ、翌11日にはアメリカ同時多発テロが発生。衝撃が日本を貫いた。景気低迷のなかで構造改革が叫ばれながらも、依然として惰眠をむさぼっていた日本は、いきなり冷や水を浴びせられたかの如くであった。

BSEは我が国食に関する安全レベルの脆弱さを浮き彫りにすると同時に、食、農業の世界で果てしなく突き進むグローバリゼーションが抱え込んでいる負の部分の一端を露呈した。すなわち金にまかせて世界から食料を買い集めているその裏には、さまざまの病原菌という目には見えない大きなリスクが日本に押し寄せており、にもかかわらず「我が国だけは安全」という幻想に浸り切ってきたのである。

BSE発生の報を聞いてすぐさま思い浮かんだことが二つあった。一つは食養生の話である。食養生の世界では、食べ物は人間という種からできるだけ遠いものを食するのを良しとしており、肉食よりも、魚であれば小魚が、さらには海草、野菜等のほうが好ましいとしている。逆に言えばそこには「共食い」は健康なり生存にとって極力避けるべきであるという深い洞察、知恵が存在しているようにあらためて思ったのである。

もう一つが、コロンブスがアメリカ大陸を発見し、これを征服するのに武力以上にヨーロッパから持ち込まれた病原菌が大いにその力を発揮したという話である。衛生学の進歩とともに病原菌に対する危機意識は薄れる一方であったが、アメリカ同時多発テロに関連しての炭疽菌事件とあわせて、病原菌は今もって最大の恐怖の対象であると同時に、ますますグローバルに拡散しつつあることを肌で実感させてくれたのである。

また、アメリカ同時多発テロは、国際貿易センタービルの破壊がアメリカの経済・金融システムを一時ストップさせ、急速な景気のスローダウンを招くとともに、アメリカのみならず世界経済全体を巻き込みつつあり、アメリカ一極集中の世界の脆さを露わにした。圧倒的な経済力、軍事力等を背景に磐石に見えたアングロサクソン本位によるグローバル化が、競争原理という名のもとに貧富の格差を温存し、テロ行為を自ら招く一因ともなったのである。

21世紀の最初という年に発生したこの二つの事件は、まさに20世紀に急拡大したグローバリズムを自明とする世界経済・貿易体制のあり方と、農業の工業化や食の外部化による食と農の分離、食生活の原点の喪失に対して警鐘を打ち鳴らしているのである。一極集中を軸としたグローバル化の世界から、地域性、文化・伝統等を尊重・重視した地方の世界をネットワークでつなぎ、そしてその構成単位である地方が地域自給、地産地消を基本とするなかでの食と農の一体化、持続的循環型の生活圏の確立をはかりつつ、世界経済のなかで共生、棲み分けしていくべきであるという21世紀の大命題が提示されてもいる。この命題への本質的取組みを抜きにしては21世紀社会の将来展望は描き得ないのである。

((株)農林中金総合研究所取締役基礎研究部長 薦谷栄一・つたやえいいち)

今月のテーマ

「狂牛病」から我が国の食品安全性と畜産経営を考える

今月の窓

(株)農林中金総合研究所取締役基礎研究部長

薦谷栄一

デンマークの取組実態を参考にして

BSEと食品の安全性確保

薦谷栄一

2

飼料自給化と家畜の健康からの我が国畜産の見直し

適地適作による日本型畜産経営

薦谷栄一

23

肉牛を事例に

アメリカの畜産における新世代農協について 大江徹男

42

土地利用権の集積を中国に学ぶ

談話室

東京農業大学教授 岡部 守

40

組合金融の動き

流動性預貯金の動向

長谷川晃生

70

外国事情

中国農村合作経済組織の企業形態と諸類型

新潟大学農学部教授

青柳 斎

56

情勢

平成13年度第1回農協信用事業動向調査結果

重頭ユカリ

72

2000事業年度の農協の組織と事業

内田多喜生

79

統計資料 84

第54巻総目次 卷末添付

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

BSEと食品の安全性確保

デンマークの取組実態を参考にして

〔要　　旨〕

1. BSEの我が国での発生にともない牛肉消費は落ち込み、畜産農家の経営を直撃している。
2. BSE、口蹄疫、雪印乳業食中毒事件等、食品をめぐる重大事故が増加しているが、その背景には濃厚飼料多投型の畜産経営、農畜産物流通加工の集中化、流通の広域化、「食のマクドナルド化」等の構造的問題が潜んでいる。
3. BSE発生等にともない、政府は「安全宣言」やら大臣による試食会等によって、消費落ち込みに歯止めをかけるのにやっきになっているが、消費者が納得感を持つる安全に関するシステム確立こそが急がれるのであって、背景に潜む構造問題を踏まえての安全性確保のためのシステム確立が必要である。
4. 我が国に大量の豚肉を輸出しているデンマークでは、食品衛生管理に関する制度・体制の構築、行政、獣医、生産農家、関係団体の密接な連携、獣医の生産現場への日常的な関与、品質管理と一体化されたトレイサビリティの確立、さらには家畜福祉の重視、環境への配慮等多角的・有機的な対策が講じられ、世界でも最も進んだ食品衛生管理体制を作り上げている。
5. 我が国畜産を守っていくためには、こうした輸出国と同等以上の安全性確保に努めていく必要があり、このためには食品衛生管理体制の強化はもちろんのこと、飼料需給構造の改善、家畜福祉の重視、地産地消の推進等への取組みが求められ、こうしたことを踏まえて今後の我が国畜産経営のあり方を見直していくことが必要である。

目 次

- 1. はじめに
- 2. 一連のBSE対応が明らかにする現状と課題
- 3. 内外における近時の食品をめぐる事故とその必然性
- 4. デンマークの食品衛生管理等実態
 - (1) デンマーク農業の概要等
 - (2) 食品衛生管理
 - (3) 家畜福祉
 - (4) その他

- 5. 食品安全確保をめぐる主要な論点と方向性
 - (1) 安全性確保システムの確立
 - (2) 飼料需給構造改善
 - (3) 家畜福祉の重視
 - (4) 地産地消とHACCP
- 6. むすび

1. はじめに

我が国でも懸念されていたBSEの発生が、この9月10日に報道され、その後のイギリス獣医研究所による検査で「クロ」と結論づけられた。

BSE発生報道にともない、消費者の牛肉の安全性に対する不安が大きく広がり、大手量販店、外食産業等での牛肉売上は急減し、畜産農家の経営を直撃している。

このため政府はBSEの感染原因とみられる牛の肉骨粉の製造販売を全面的に禁止するとともに、全頭検査を10月18日より開始し、それ以前に出荷された牛からの牛肉は保管され、焼却処分することも検討されている。

この間、政府は安全宣言を打ち出すなり、大臣が試食して牛肉の安全をアピールするなど、消費者の牛肉離れに歯止めをかけるのにやっきとなっている。BSEは潜伏期間が長いことから、今後、BSEが発生す

る可能性も否定できず、今回の騒ぎが沈静化するまでには相当な日月を要するとともに、畜産農家から加工・流通業者に至るまでそれらの経営に甚大な影響を与えることが懸念される。

ところで今回のBSE発生に限らず、昨年春の口蹄疫発生、昨年6月の雪印乳業食中毒事件等、食品あるいは畜産に関連した重大事故発生が相次いでいる。事故等発生の都度、さまざまの対策が打たれてはいるが、それぞれの事故ごとに個別・固有の問題が存在することは当然であるが、その根底にはこれら事故発生を必然化する共通した構造的問題が潜んでいると考えざるを得ない。

すなわち大量の輸入飼料を前提とした加工型の近代的畜産経営とともに、飼料、食肉をはじめとする農畜産物流通・加工の集中化と流通の広域化・グローバル化が推し進められており、これにともなって必然的に高まる食品汚染リスクに対応した高度なレベルでの安全性の確保が求められてお

り、HACCPをはじめとする国際標準化された安全対策が講じられつつある。しかしながら、この「上手の手から水が漏れた」際のリスクは以前とは比べ物にならないほど拡大しており、我が国にとどまらず世界各国で事故を多発しているのである。

我が国では、飼料原料の全面的海外依存、これに基づく加工型畜産、そして「食のマクドナルド化」が急速に進行するなど、近代的畜産経営と食生活の変化が極端に進んできた。それだけに、基本的に放牧主体で肉食を中心とする欧米とは異なり、BSE発生等の衝撃は、我が国畜産、加工・流通および食品衛生管理、さらには食生活のあり方に至るまでの見直しを求めているように考えられる。

一方、我が国の「狂牛病」騒ぎで、某外食産業が「国産牛ではなくオーストラリアビーフを扱っているから安全」と盛んに喧伝していることに象徴されるように、海外産のほうが安全、海外産だから安全という流れを形成しようとしているかのようである。こうした流れを遮断していくためには、まさに生産から加工・流通まで含めた全工程において、輸出国に勝るとも劣らない安全性確保のためのシステム確立を中心に、基本問題への対応が必要であり、精神論だけの国産運動に多くを期待することはできない。

本稿はいわゆる「狂牛病」をきっかけとしながらも、BSEにとどまらず、広い意味での食品の安全性対策を早急に確保していくことが必要であるとの観点から、海外、

特に食肉・酪農製品を中心とした農産物輸出国として食品衛生管理等システムを連続として積み上げてきたデンマークの実態を参考にしながら、我が国の食品衛生管理を中心に現状の問題点のポイントを明らかにし、あわせて今後の方針について検討していくことをねらいとしている。

(注1) 牛海绵状脳症 (Bovine Spongiform Encephalopathy)は一般に「狂牛病」と呼ばれているが、この呼称は適切ではないとする議論も多いことから、本稿では「BSE」と表記することとする。

(注2) 國際基準を設定するにあたっては、どうしても低位のレベルに合わせざるを得ないこと、また、気候風土によって必要とされる食品安全対策レベルに地域差があつてしかるべきであるが、国際標準はこうした地域性を反映していないことから、むしろ安全性レベルの低下を招くものであるとの批判も多い。

2. 一連のBSE対応が明らかにする現状と課題

本稿では今回BSE発生をめぐる事実経過等詳細については割愛するが、とりあえず本稿後段で安全性確保、食品衛生管理について整理していくうえで必要と考えられる事柄に絞って、今回騒動のなかで筆者が素直に感じたことをいくつかあげておきたい。

まず第一が、昨秋、農林水産省側が欧州委員会に、我が国におけるBSE発生の危険性等についての分析を依頼している。その結果が発生危険性順に4ランクに分けたもののうち、日本は危険性が2番目に高い「3」であったにもかかわらず、「危険性が

必要以上に強調」されるとして、これに日本が抗議したことから、欧州委員会はこの作成を断念したことが報じられている。^(注3)「3」は1996年まで我が国はイギリスから肉骨粉を輸入（第1表）していたことから、BSEが日本でいつ発生してもおかしくないことを警告してもいるが、悲しいかな欧州委員会の懸念が的中してしまったものである。BSEを「対岸の火事」としてしか受け止めておらず、BSEに対する危機意識が希薄であったことをまさに浮き彫りにしている。

第二に、BSE対応の先進事例としてイギリスが引き合いに出されることが多いが、イギリスでBSEが大発生したのが80年代半ば、国内で牛原料動物性飼料の使用を禁止したのが88年、人がBSEにかかった牛の肉を食べると新ヤコブ病（スponジ状脳症）にかかるリスクがあると政府が認めたのが96年、そしてこの年にイギリス国内では禁止されていた牛原料動物性飼料の全面的輸出禁止が打ち出されている。

その後96年にイギリス政府が「終息宣言」を行い、99年にはEU委員会によってイギリス産牛肉の「禁輸措置」が解除された。しかしながら2000年秋に入ってアイルランド、ポルトガル、スイス、フランス、ドイツ等で次々とBSEが発生した。こうした経過のなかでのイギリ

ス政府による一連の対応は泥の中を這い、「まろび転びつ」しながらの難渋を極めたものであり、それ故にこそ反面教師という意味も含めてイギリス政府の対応から学ぶべきものは多かったはずであって、この教訓を生かすことができなかつたのも危機意識の希薄さ故と考えざるを得ない。

また第三に、早々での安全宣言や大臣による牛肉試食が行われたが、これだけで消費者の安心感を取り戻そうというのはいさか無理な話で、安全を保証する食品衛生管理システムこそ前面に出し、現状のシステムを棚卸し、不十分な部分を強化したうえで、システムに対する消費者の納得感を得ていく基本的努力こそが必要なのである。確かに全頭検査の実施により陰性ではない牛だけが食肉として出回ることになるが、BSE牛の出荷についてのチェックとしては、「世界一安全」とは言っても、これまで食品衛生管理に力を入れ、輸入物に対抗してきた我が国食肉加工業者のなかには、

第1表 肉骨粉飼料のイギリスから各国への輸出量

（単位 トン）

	1990年	91	92	93	94	95	96
オーストラリア							0.4
カナダ							42
フランス	1,148	20	94	30	22	31	455
ドイツ	14	5	5	5	0.1	23	0.00
インド	400	200	278	3,625	1,546		
インドネシア		1,620	13,847	20,061	10,947	6,961	6,904
アイルランド	234	485	232	279	356	400	1,745
イスラエル	3,677	9,816	7,265	4,008	1,486	945	447
日本	132	62	43	31	64	0.3	0.8
フィリピン			145	105	733	482	553
南アフリカ				0.02			
韓国	0.6	220	1,010	103		20	
スリランカ		693	1,242	1,417			
台湾	1,143	2,023	280	87		42	823
タイ	1,574	6,239	4,408	2,157	1,688	1,184	1,309
米国							0.00

出典 イギリス関税物品税庁の資料
資料 2001年9月21日付赤旗

日本の基準では対抗できないとして自主的にアメリカ基準を導入しているところがあることもまた事実なのである。

第四に風評被害を巻き起こし、さも「絶対的な安全の世界」があるかのような錯覚を与え、我が国政府のお粗末な対応から、我が国畜産物全体が危ないかのような論調により、結果的に「国産牛肉は危険、輸入牛肉は安全」という風潮を撒き散らしているマスコミのあり方にも問題がある。不十分な食品衛生管理システムの改善・充実をはかったうえで、それで牛肉を食べるか食べないか、あるいは食べるとしても有機表示に限定するのかどうかは、消費者の自己責任による選択に委ねられるべきものであって、その一定水準以上の食品衛生管理システムの改善・充実こそが急がれるのである。

要はさまざまな問題を踏まえて、今後とも我が国の畜産は基本的に必要であるのかどうか。必要であるとするならば、畜産経営、加工・流通、さらには消費のあり方をも含めて、国内畜産のあるべき姿を踏まえての冷静な議論が必要と考えられる。

（注3）2001年7月1日付毎日新聞。

（注4）2001年10月18日付日本農業新聞。

3. 内外における近時の食品をめぐる事故とその必然性

ところでBSEにとどまらず、雪印乳業食中毒事件、口蹄疫、O-157、ダイオキシン等々と、食品をめぐる事故・事件が相次い

でおり、しかもそれらは徐々に重大化する傾向にある。

昨春、宮崎で発生した口蹄疫の原因は中国からの輸入粗飼料にあると疑われており、BSEについては飼料原料として供給された牛の肉骨粉に原因があるとみられている。

その背景には飼料生産基盤形成とは切り離されて発展してきた我が国畜産の飼料需給構造が存在しており、植物防疫等検疫の壁をかいくぐってこれら病原菌が進入してくる可能性を構造的に有しているのである。

また、これと裏腹に放牧ではなく畜舎での、濃厚飼料多投型の飼養が一般化してきた。そして肉牛の増体を早め、乳牛の搾乳量を増加させる生産性・効率性を重視した畜産経営が推進してきた。

こうした家畜の生理機能を無視した飼養は牛への負担が大きく、耐用年数も短縮化され、病原菌に対する抵抗力が低下し、家畜自体の健康度が失われているのである。このため抗生物質等を多投せざるを得ない悪循環に陥っているのであり、家畜の健康を取り戻す以外にこの悪循環から逃れ出ることは困難なのである。

一方、雪印乳業食中毒事件、O-157等については食品加工の集中化・大規模化・寡占化にともなって、地場流通・地場消費が減少する一方で、リスクは広域化した流通にのって拡散し、事故が大規模化しやすい構造が形成されている。こうした加工食品、調理済み食品は、外食・中食の増加にともなって消費が拡大しており、女性の社会進出にともなう食の外部化・簡便化が大きく

第1図 食品リスクの分類

		健康上の危害との因果関係	
		明確	不明確
食品品質との関係	食品(原材料)本体の性質	病原菌汚染 (バクテリア, 寄生虫, ウィルス) 腐敗・劣化 アレルギー物質	遺伝子組み換え技術, クローン技術の導入 (農水産物) 新開発食品 (健康食品, 栄養補助食品)
	生産・製造過程で使用または混入される性質	異物混入 (金属, ガラス, 昆虫など) 食品添加物の使用 農薬の使用(農産物) 放射線の照射(農産物)	抗生物質 ホルモン剤の使用 (農産物, 水産物) 内分泌擾乱化学物質 (容器, 調理用具)

資料 清原昭子「経済学からみた食品リスクの最前線」『農業と経済』2001年9月号

(注) 因果関係の明確・不明確の尺度は、現時点での科学的・疫学的な解明の程度と、その消費者への認知の程度を示すものであり、疫学的因果関係の強さを表すものではない。

影響している。

このように最近の食品をめぐる事故は畜産の近代化や流通の広域化等を必要条件として広がってきたものとみることができるが、根底にはWTO体制の下での国際分業化等の流れと、食と家庭の分離による食の画一化、食文化の喪失等の存在を見て取ることができるのである。

したがって、安全対策を確立していくためにはこうした構造を踏まえながらの多様な論議が必要と考えられるのである。

4. デンマークの食品衛生管理等実態

このように食品衛生管理問題の裾野は広く、畜産の基本的あり方も含めて議論をしていくことが必要で、我が国だけを見ての議論には限界があり、海外にも目を向け、我が国の現状を客観的に位置づけてみるこ

とも重要であろう。

そこでヨーロッパのなかでも食品衛生管理について最も進んでいっているとみられているデンマークでの取組実態を取り上げてみたい。デンマークでは食品衛生管理に関する制度・体制の確立をバックに、行政、獣医、生産農家、関係団体の連携が密で、特に獣医による生産現場への日常的管理は行き届いている。そして食品衛生管理と品質管理とが一体化され、徹底したトレイサビリティ(追跡可能性)が追求され

ている。また、家畜福祉の重視、環境への配慮等、対策が多角的かつ有機的に講じられており、食肉輸出国として必要な条件整備がはかられてきた。

デンマークは日本とは状況・環境が大きく異なるとともに、国民性等も相違しており、我が国との単純な比較は慎むべきではあるが、今後の我が国食品衛生管理のあり方等を考えていくにあたって、デンマークの取組実態が示唆するところはきわめて大きなものがあると考えられる。

(1) デンマーク農業の概要等

(注5)

a. 農業概要

デンマークの面積は日本の九州程度の広さで、人口は510万人という小国である。

年平均気温は7.9℃、降水量は最多月(8月)で81mm、最少月(3月)で34mm、海拔最高地点が173m、平均海拔では約30mと、寒冷少雨の平坦地である。

国土面積に占める農用地面積の割合は62%(2000年)で、作付面積のうち大麦、小麦を中心とした穀物類が58%，牧草地・綠穀類を含む飼料用作物が22%を占めていることからもうかがわれるとおりデンマーク農業の中心は畜産である。

農業生産額に占める各品目の割合(いずれも96年)を見ると、畜産物66%(うち豚肉35%，牛乳22%，牛肉6%)，畑作物16%(うち小麦5%，てんさい2%，大麦2%，馬鈴薯2%)，野菜・果樹16%(うち野菜9%，果物55%)，その他19%となっている。

デンマークで生産された農産物のうち国内向けは36.6%，輸出向けが63.4%(99年)と、生産されたものの約3分の2は輸出に振り向けられている農産物輸出大国である。特に最大の輸出額を誇る豚肉については生産量の約80%もが輸出に振り向けられている。

デンマーク農業の特徴として強調すべきは、家族経営主体で、借地比率は低く、農家はきわめて自立性に富むと言われている。

また農業協同組合組織が強く、大きな役割を果たしている。本来デンマーク農業は穀物主体であったが、19世紀後半に有畜農業へと転換した。この転換過程で設備投資なり原料の安定的確保等のため農業協同組合組織が設立されたわけであるが、その後も発展を続け、現状は、と畜・食肉加工会社、乳業会社の大半は農業協同組合組織となっている。そして農家は経営規模に関係なく「1人1票」制度となっており、農業協同組合の販売事業は農家からの買取りを基本としている。

b. EUとの関係

1973年にECに加盟しており、デンマークの農業政策は基本的にはEU共通農業政策に基づいて実施されている。しかしながら「デンマークは、生産性の向上、農業者の生活水準の確保、安定した市場、公正な消費者価格等に関するEU共通農業政策の規定を重視しつつも、政府の役割は、消費者保護、国民の健康、環境・構造に関する政策的枠組みの確立」^(注6,7)に重点を置いた取組みを進めている。

「EUの規制のうち『規則』はただちに各国で実施することが求められるが、『指令』は各国で法制化されたうえで実施に移される」^(注8)ことになるが、「衛生基準についてみれば、動物起源の食品に関しては11の垂直的指令が特別な衛生基準を規定しており、その他の食品については『食品衛生に関する一般指令』(93/43/EEC)が適用される。一般指令は、HACCPの適用により危害管理のアプローチの導入を支持している。垂直的指令では、たとえば食肉についてみると、肉畜のと畜・解体プラントの衛生基準が統一され、EUの認可を受けないプラントの営業が禁止された(通称『フレッシュミート指令』)(91/497/EEC)。…牛肉ではさらに、狂牛病への対応強化のための、耳標装着、パスポート保持による個体ごとの出自特定、牛肉の出自表示の義務づけ、また、動物福祉対策として、と畜用家畜の輸送規定に関する規則が定められた。」^(注9)そして「EUが提示する管理基準はゆるやかであるが、実際に各国で実施されているものは

概して厳格である」とされており、デンマークではEUよりもさらに厳しい基準等が採用されている。

なお、EU共通農業政策にともなうデンマークでの直接支払い(2000年度)は、認定農地面積当たりで穀物類圃場の場合2,314 Dkr / ha(1 Dkr = 約16円)、認定家畜1頭当たり雄牛で1,204Dkr / 頭、搾乳牛で1,229 Dkr / 頭となっている。

(注5) デンマーク農業理事会ペ - ター・ゲメルケ会長レクチャー(2001年9月「『食』と『暮らし』のフォーラム2001inデンマーク」(デンマーク農業理事会主催)と同理事会資料等による。

(注6) 全国農業会議所「主要西欧諸国の農業概況」(1998年8月)174頁。

(注7) イギリスでの家畜福祉にかかる「法的整備の前史は長」く、19世紀以降多くの法令化がなされ、これがEUの法令に反映し、子牛飼育の最低基準に関するEC指令(91/629/EEC, 97/2/EEC)、豚飼育の最低基準に関するEC指令(91/630/EEC)、家畜の輸送中の保護指令(91/628/EEC, 95/29/EU)などの欧州指令と欧州評議会による「畜産目的で飼育される動物の保護のための欧州協定」が実現されてきた。」(松木洋一・永松美希「欧米と日本のオーガニックミルクの現状と展望(6)」『畜産の研究』第54巻第6号(2000年)15頁)

(注8) 新山陽子「「食料システムの転換と品質政策の確立」『農業経済研究』第72巻第2号2000」50頁。

(注9) (注8)に同じ。50頁。

(注10) (注8)に同じ。51頁。

(注11) 農産物販売収入(含む輸出)から輸入農産物支払いを差し引いた国内収入648億Dkrのうち直接支払いを含むEU補助金は59億Dkrであり、その比率は9.1%に及んでいる。

(2) 食品衛生管理

a. 食品衛生にかかる事故等実績

事故等実績は次のとおりで、いずれも発生率等は最低水準にあり、食品衛生管理のレベルの高さをうかがわせている。

・抗生物質の使用については、5年前と比

較して使用量全体で半減しており、1頭当たり使用量では60%減少。

・ホルモン剤の残留については過去10年間、一度も確認されていない。

・薬物残留については、2000年度の調査で、2万サンプル中、陽性は3件にとどまっている。

・サルモネラ管理は95年に開始され、本年1月からは、これまでの加工・解体ラインでのサンプリングから、フレッシュミートを検査する方法に変更し、管理を強化している。本年7月の調査では畜産農家の96%は、今後の監視は不要とされるレベルに達している。

・豚の輸送中の死亡率は、2000年度、0.015%。

・BSEについては第2表のとおり91年、2000年、2001年に各1頭ずつ発生しているが、その後2頭発生。

(注12) デンマーク食料省資料。

(注13) デンマーク豚肉輸出機構連合エリック・B・マドセン理事レクチャー((注5)と同フォーラム)による。

(注14) デンマーク獣医協会調査(2000年)。

(注15) デンマーク豚肉輸出機構連合ヨン・N・ホヴァー市場開発部長。

(注16) デンマーク食肉調査研究所調査。

(注17) 最近のBSE発生にともなう消費者の反応は落ち着いたものがあり、過敏な反応はなく、牛肉の特別セールも見られなかったとのことである。(デンマーク理事会からの情報2001年11月13日現在)

b. 体制・制度

豚肉の輸出だけでも全輸出額の約1割を占めている農畜産物輸出を維持・継続していくためには安全性確保が絶対要件となる

ことから、国による管理と業界各機関による独自の管理とが、有機的に位置づけられ厳しい管理が行われてきた。

ヨーロッパでのBSEや口蹄疫の発生に（注19）ともない、安全対策強化をさらに進めるにあたって二つの基本的考え方を置いている。一つは“farm to fork（農場から食卓まで）”で、農産物の生産現場から加工し流通して消費者の口に入るまでの衛生管理の徹底をはかっていくことである。もう一つが農産物の素性、履歴を記録し、もし問題が発生した場合には、いつでもその流れをさかのぼって追跡ができるようなシステムづ

くり、すなわちトレイサビリティを確立し、その透明性を確保していくことである。

このため農業省、厚生省、漁業省の三つを食品農業水産省に統合するとともに、ここに獣医食品局を設置した。これまで食品衛生に関する行政が3省の10もの部署に分散していたことから、これを一つにまとめ縦割りによる弊害を回避するともに、トータルでの対応が可能となるように体制整備を行った。

そして獣医食品局には行政官約200名に対して、研究者が倍の約400名が配置され、より実践的な対応が可能なように体制強化

第2表 牛海綿状脳症（BSE）の発生状況

（単位 件）

		1990年以前	91～95	96	97	98	99	2000	2001	合計
英國	英國（グレートブリテン）	24,449	135,206	8,075	4,370	3,217	2,294	1,523	...	179,134
	北アイルランド	146	1,521	74	23	18	7	14	...	1,803
英國以外のEU諸国等	ベルギー				1	6	3	9	12	31
	デンマーク		1					1	1	3
	フランス		13	12	6	18	31	161	37	278
	ドイツ		4		2			7	50	63
	アイルランド	29	86	73	80	83	91	149	...	591
	リヒテンシュタイン					2	2
	ルクセンブルク				1					1
	オランダ				2	2	2	2	7	15
	ポルトガル	1	31	29	30	106	170	163	34	564
	スペイン							2	42	44
	スイス	2	184	45	38	14	50	33	10	376
	イタリア		1						1	2
	メキシコ								1	1
	チェコ								1	1

出典 国際獣疫事務局（OIE）

資料 農林水産省

（注）1. 「英國」は発症した年で計上。「英國以外のEU諸国等」は感染が確定した年で計上。

2. イタリック体は輸入牛での発生。下線は輸入牛での発生を含む。

3. 「...」は未報告。

がはかれている。

これと併行してこれまで地方にある約100もの監督部署を再編統合し、2000年からは全国をいくつかのブロックに分け、そのブロックにある養豚農家や食肉加工工場の数に応じて検査スタッフを再配分するとともに、国が直接コントロールできるシステムに変更している。これにともなってデンマークで一番大きな食肉加工工場のある第9地区では、50名ものスタッフが検査にあたることができる体制が整えられ、食肉加工段階でのさらなる衛生管理強化がはかれている。

こうした体制の下に、食品衛生法、家畜健康法とともに、飼料、疾病、抗生物質・ホルモン・農薬・重金属・放射線にかかる残留物、食肉加工工場の衛生管理についての規定等によって安全基準が明確にされている。これに基づいて以下c.に見るような取組みが行われており、現状では家畜から病原菌、重金属等まで、「世界で唯一、生産の細部までカバー」できる体制が確立できているとしている。

(注18) デンマーク獣医食品局ヘンリック・G・イエンセン副局長レクチャー((注5)と同フォーラム)による。

(注19) 「1980年代を通しての製品差別化と大量生産の結合をすすめるマーケティング、そしてコンシューマリズムの浸透は、消費者を非決定の状態におき、市場における品質の識別可能性の欠如が問題となっていたが、それを決定的に破局的問題にしたのは、80年代半ば頃からの、食肉分野に集中した食品スキャンダルの連続であった。

食肉分野では、80年代半ばからの市場介入政策のもとでの品質低下が消費者の不興をかかっていたところに、成長促進ホルモン使用疑惑、連続する狂牛病問題、動物愛護運動、ごく最近のダイオキシン汚染問題に至るまで相次いで社会的事件

が発生している。とくに96年の狂牛病騒ぎのときは、もはや牛肉消費は今世紀はじめの水準にも回復しないだろうといわれる事態になり、消費者の拒絶から市場が崩壊しかねないという危機感すら生まれた。現在も、動物愛護運動の高揚からもはや肉を食べることは罪悪であるという意識が生まれかねない状態になっている。」(注8)に同じ。48頁。

c. 食品衛生管理の実際

以下は家畜のうち豚を対象に、その管理現状について、飼養から販売出荷・輸出まで段階を追って見てみる。

飼養

食品農業水産省の基準をクリアした農薬、重金属、ホルモン等が残留している心配のない飼料が供給され、公認の獣医の監視・管理のもとで衛生的・健康的に育成される。

出荷

家畜福祉に沿って行われ（詳細は後述）、と畜移行の衛生管理にかかる確認・監視作業、すなわち豚の健康管理チェックは、国の家畜病理検査官と各と場に常駐する検査担当者（獣医）によって担当される。

と畜後処理

豚の解体では脊髄を真ん中から切る「背割り」という方法ではなく、異常型プリオングが付着することのないよう脊髄には傷をつけない方法がとられている。また、剥皮処理工程の後は、ミートパッカーの担当者と家畜病理検査官によって、処理された肉の外観と清潔度について検査される。

全ラインが、監視しやすいよう設計されているとともに、冷却処理等によって豚肉

の温度変化は抑制され、品質の確保と衛生管理が確保されている。

格付け

人の目ではなく、コンピュータにより脂肪厚、赤身肉厚が測定され、その結果に基づいて格付けが行われ、価格も決定される。

カッティング

部分肉としてカットされ、急冷システムによって保存される。カッティングの各工程で、微生物、汚染物質に関する衛生・品質検査が行われる。

販売出荷・輸出

出荷時に残留物検査が行われ、合格したものに政府より衛生証明書が発行されて、輸出も行われる。

d. 食品衛生管理基準等

食品衛生管理については獣医食品局からの規則に基づいて次のような基準が定められている。その基本にあるのがHACCPである。

- ・毎日、作業ライン1台につき少なくとも100頭のと体の衛生的処理を細部にわたって目視によって点検する。
- ・と畜作業ラインでは、毎年、86万回ものサルモネラ菌の検査を行う。
- ・肉中からは、年に2万5千以上のカッティングサンプルを抜き取って、サルモネラ菌の検査を行う。
- ・獣医食品局はと体のすべてについて、腸、内臓、性器の病理学、微生物学的検査を行う。

・臓器、枝肉(と体)は、獣医による承認を受けるまで取りあられ、相互に同定確認ができるよう仕分けされる。

・獣医によるそれぞれの豚についての検査所見はすべて記録され、等級報告書と決済金額とともに養豚農家へ報告される。

・枝肉(と体)、腸、内臓における病理学的安全性の認定については、獣医による承認を必須とする。

また、安全にかかる基準は次のとおりとされている。^(注21)

^(注22)
<飼料>

対飼料生産者、飼料供給者

・重金属、殺虫剤および農薬の混入がないこと。なお、公的検査機関による検査が実施される。

・飼料添加物(ビタミン、ミネラルなど)含有量が規定に沿うよう管理されていること。

・飼料中または飼料生産工場においてサルモネラ菌による汚染がないこと。

対養豚農家

・各飼料品目(40種以上ある)の規定を守り、飼料として禁止されているもの(残渣、殺菌剤使用の植物など)は決して与えないこと。

・栄養の偏りを避けるため、品目ごとに設定されている最大配合率に沿った飼料配合をすること。

・個々の豚の状態の変化にあわせ、飼料配合を変える必要が生じることがあるので、日ごろから時折、許容範囲内で配合率を変え、さまざまな配合(味)に慣れさ

せておくこと。

- ・順調な生育のために胎児・乳児・月齢によって設定されている飼料最大混合率を守り、状態に合わせて配合する。
- ・常に清潔な飲み水が採れるような環境に豚を置くこと。

なお、飼料穀物の中心は大麦であり、その70~80%は自給していることから品質管理も行き届いているとしている。

<家畜病>

- ・衛生的環境を保つため、外部の者の豚舎への立ち入りは規制されている。
- ・デンマーク豚肉輸出機構連合会の生産部門により開発された、豚群の健康状態を監視する全国統一システムに基づいた健康管理と公認獣医師による健康管理。
- ・生産現場従事者への専門教育・研修の実施と、健康・衛生に関する最新情報の提供。
- ・EU規定である80kg以上の豚のみならず、すべての豚に対する病原菌検査の実施。

<残留物>

抗生素質、化学薬品

- ・クロラムフェニコール、スルファメタジンの使用の全面禁止。
- ・その他抗生素質についても、必要と判断した公認獣医師による処方および投与のみ認められる。

ホルモン

- ・スチルベンおよび甲状腺に作用するもの、肥育ホルモン、発情ホルモン・男性ホルモン・妊娠促進ホルモンの使用禁

止。

農薬

- ・飼料中の農薬残留については食品農業水産省が抜き取り検査を行う。
- ・と畜肉からの検出の有無を食品農業水産省が検査・確認する。
- ・PCB等塩素系農薬の使用禁止。

重金属

- ・鉛・カドミウム・水銀・砒素・ニッケル・セレン・クロムを対象に食品農業水産省が検査を実施する。
- ・肉の組織に本来存在する微量元素についても一定値を超えないよう検査を行う。

放射能

- ・デンマークは一切の原子力発電を行わず、原子力発電所を持たない。
- ・外部からの脅威に対する環境エネルギー省環境保護庁による常時監視体制。
- ・継続的なデータ収集と解析。農業をはじめとする各産業への迅速な情報提供と指導システム。

<工場の衛生管理>

- ・すべての段階で温度管理をはじめとする各種の細菌抑制が機能していること。
- ・工場の清掃・消毒が微生物学上問題なく実施されていること。
- ・職員に対する研修により意識向上をはかること。

(注20) (注13)に同じ

(注21) (注15)デンマーク豚肉輸出機構連合の資料による。

(注22) デンマークは、98年に体重30kg以上の肥育豚への発育促進用抗生素質の添加を禁止し、99年には離乳子豚の育成飼料への抗生素質添加を禁止し、「養豚飼料に抗生素質を一切飼養

しない世界で最初の国」になった。

抗生物質に代わる代替飼料添加物も開発、流通販売され、一部では飼養され始めている。(鈴木章「デンマークの養豚、その現状と将来(2)『畜産の研究』第55巻第10号(2001年)」)

e. 特徴

ここでデンマークの食品管理についての特徴をあらためて整理してみると、まず第一が、行政、獣医、農家、関係団体による強固な連携の存在である。

第二が、獣医師による当該地域の豚の健康管理への日常的かつ濃密なかかわり合いの存在である。家畜用の薬品は獣医の許可なくしては使用できないよう法律で規制されており、また、農家が豚に医学的処置を受けさせた場合、その後毎月定期的に年間合計12回の獣医の診察(抗生物質や化学療法などで使用した物質の残留テスト等を含む)を受けることが義務づけられており、そのうち6回の検診では物質の残留痕を含む徹底した精密検査を行わなければならないこととされている。

第三が、徹底したトレイサビリティの追求である。解体工場で付される表示によって、出荷した生産者とその担当獣医がわかるシステムとなっており、また、販売される製品についてはその生産工場等について表示されていることから、これをたどってその食肉がどの生産者が生産したものであるかが容易に検索できるようになっている。

第四に、これと併行して飼養プログラムの組み方、管理方法等については、デンマー

ク豚肉輸出機構連合のコンサルティング専門家と、各地域に常駐しているコンサルタントによって総合的なアドバイスが行われる。

また第五に、安全性に関する農家への教育も徹底され、農家は薬品の取り扱い等についても熟知しており、違反行為があれば法廷で裁かれるとともに、出荷先の工場にも罰則が適用される。そしてなによりもこうした違反行為をすること自体が「恥ずかしい」と受け止める社会的風潮が形成されていることが大きく影響しているとみられている。

このほか若干の補足を加えておくと、出荷された豚についてサンプル調査・分析が行われ、サルモネラ菌等病原菌の量によってこれを3ランクに分け、まったく問題ないとするものが97.4%とほとんどを占めているが、これ以外のサルモネラ菌がやや多いものについては豚の基準購入価格の2%，サルモネラ菌が多いものについては4%，各々ペナルティとして価格から差し引かれる。そしてペナルティを課せられた生産農家の安全度を向上させるため、具体的な改善計画を織り込んだ行動計画書の作成とその実行とが義務づけられている。

なお、食肉工場での徹底的な管理にとどまらず、レストラン等でも、厨房の衛生確保のために衛生管理プログラムの作成が求められており、獣医食品局にこれを提出して認可を得なくては営業ができない仕組みとなっている。そしてこれを実行しているかどうかを確認するため年に4、5回もの

抜き打ち検査が実施される。加えて最近、検査合格証を店舗に掲示し、消費者が直接自らの目で確認できるシステムが導入されている。

このように、まさに“farm to fork”で、きめ細かな、かつ徹底したチェックにより安全確保がはかられているのである。

(注23,24)
(3) 家畜福祉

デンマークは食の安全性確保、環境保全農業の推進にはきわめて熱心な取組みを続けており、安全・環境対策取組みの歴史は40年にも及ぶとされている。これにともなっておおむね十分な安全・環境対策は確立されているという畜産関係者の共通認識のようなものができるが、むしろ関心は安全・環境から家畜福祉へと移りつつあるように感じられる。

デンマークでも生産効率を追求するため生産の集約化が推進されてきたが、これにともなって家畜1頭当たりの飼養スペースは縮小し、家畜は自然の動きもままならない環境に置かれるようになってきた。デンマーク王立獣医農業大学の調べによれば、最も集約化が進行したプロイラーでは2~5%が自分の足で立てなくなってしまい、25~30%は動けるものの歩き方がおかしくなっている、としている。

こうしたなかで「快適で平穏な豚の一生をつくること、それがおいしく安全な豚肉を生産」する、というキャッチフレーズに象徴されるように、環境を改善してやることによって家畜の病気が減少するととも

に、かえって家畜を自由にしてやることが品質の向上につながり、加えて労働生産性の向上にもつながること等についての理解が広がりつつある。家畜福祉への取組みはプロイラーを除いて、豚等についてはいくつかある飼養形態のなかの一つのパターンとして認知が得られつつある状況にある。既に販売されている鶏卵についてはケージ飼いではないことが表示されたものが35%に達していると言われているが、一方でこれにともなう卵価アップからドイツからの安いケージ飼いによる輸入鶏卵を購入する消費者がいることもまた事実である。しかしながら全体の流れはこれまでの効率性・経済性優先から、これらと福祉・倫理との両立へと着実に変化しているのである。

なお、家畜福祉は飼養管理だけにとどまらず、輸送、と畜、と畜前の繋留に至るまで幅広くとらえられることにも留意が必要である。

以下、養豚での家畜福祉の内容を見てみることとする。

(注25)
a. 飼養

99年、養豚施設システムに関する国内法規が施行されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・2006年1月1日以降は、繁殖雌豚の豚房固定飼養を禁止する。
- ・子豚・肥育豚・繁殖雌豚の飼養施設の1頭当たり所要床面積を発育順に規定する。
- ・哺乳子豚の最も早い離乳を3週齢とす

る。

- ・畜舎の設計・安全性・ベンチレイション・飼養管理等に関する諸々の最低要求水準。
- ・交配(受精)後少なくとも4週間を過ぎた妊娠雌豚の、妊娠雌豚だけのグループによる、妊娠末期に分娩豚房に収容される当日までのルーズフィーディング(放し飼い)飼養。
- ・繁殖雌豚グループのサイズ(頭数規模)に応じての、ルーズフィーディング施設の1頭当たり所要床面積。
さらに2000年には子豚と肥育豚に対するあらたな養豚法規が施行されており「今後は子豚と肥育豚のペンの床は全面スラットが禁止され、床面積の一部を排水の良い固い床(solid or drained)にしなければならない」とされている。

b. 輸送・と畜前の繫留・と畜

EU規則に基づく基準がデンマーク豚肉輸出機構連合によって設けられている。

- ・輸送トラックの1つの区画には、一度に最多で15から20頭までしか収容できない。
- ・異なる養豚農家からの豚と一緒に輸送することはできない。
- ・輸送トラックは決められた最短ルートを通らなければならない。
- ・輸送トラックは換気設備を備えること。
- ・繫留場は、1頭につき最低0.5m²のスペースと自動装置の飲料水ボウルが確保されなければならない。

・豚には屠畜前に1時間の休息を与えること。

・麻醉には二酸化炭素を用いる。

なお、家畜福祉は次にみる有機農業とも
(注26) 一体化して展開されている。

(注23) デンマーク王立獣医農業大学ペーター・サニュー教授レクチャー((注5)と同フォーラム)による。

(注24) Animal Welfareについては、動物倫理、動物福祉等さまざまな訳語が用いられているが、本稿では「家畜福祉」で統一した。

(注25) デンマーク農業理事会資料による。

(注26) 「(デンマークは)有機畜産の基準についてもEUが1999年に決定した有機畜産規則に先立つて詳細に規則を定め、とくに家畜福祉への意識が消費者市民の間で強まっていることもあり、また食肉、乳製品の多くを輸出しているイギリスの家畜福祉基準に対応する必要から家畜福祉重視の飼養方法への転換が休息に進んでいる。」(松木洋一・永松美希「欧米と日本のオーガニックミルクの現状と展望(4)」『畜産の研究』第54巻第4号(2000年)21頁)

(4) その他

a. 有機農業・有機食品

農地が国土面積の62%を占めており、また飲料水の多くを地下水に依存していること等から国民の環境問題に対する関心はきわめて高い。

デンマーク政府はIFOAM(国際有機農業運動連盟)の基準に準拠して1987年、ヨーロッパで最初に有機食品に関する基準、認証制度を法律によって定めたが、92年のEC規則2092/91が実施された後は、これを修正したものを基準として採用・実施している。

有機農業についてみると約3,100戸が認定を受けており、有機栽培面積(実績ベース)は2%強となっている。牛乳については

25%前後が有機生産されているものと見られているが、実際に有機表示されているのは9%となっており、牛乳では有機生産・供給に需要が追いつかない状況が現出している。有機生産の割合は鶏卵18%、野菜10%強、牛肉1.5%、豚肉0.1%と品目によってのバラツキが大きい。
(注27)

b. 環境への配慮

農地当たりの家畜頭数と農家が家畜の糞尿を散布処理できる農地面積とのバランスを考慮して、養豚農家の生産規模を法律で規制しており、養豚農家1戸当たりの生産可能など畜用豚は年間2万頭に制限されている。

また、生産規模のみならず、スラリー散布の時期、保管方法、使用計画等について多くの規制が設けられている。

こうした取組みにより過去10年間で養豚により土壤へ放出されるスラリー中の窒素量は半減している。

また、有機農業等によって、化成肥料のうち窒素成分は1980/81～84/85年度と98/99年度で3分の2に、農薬のうち除草剤は81～85年度と99年度で5分の2に、殺虫剤で同じく10分の1近くにまで減少するなど、化学肥料・合成農薬使用量は大幅に低下し、環境負荷は軽減されている。

(注27) 有機食品等とは別に安全豚肉の表示・認証に関する次のような紹介がある。「数年前からデンマーク食品監督局(DFA)は、安全食肉製品の認可ラベル交付のための要求基準を設け、これに合格した食肉製品を優先的に消費市場に紹介している。

この基準はDFAの食肉安全保証計画(the

Voluntary Quality Labelling Scheme)と呼ばれるもので、基準の特徴は、従来の伝統的養豚法にくらべて動物福祉の理念が大きく導入されたことと、豚の給与飼料に抗生物質など抗菌性薬物使用を禁止したことである。この安全保証は生産者の自主的申請に応じてDFAが査定する認可制度であって、現在デンマークの国内豚消費量の10～15%と、豚肉全生産量の2～3%が、このDFAの食肉安全保証計画基準に合格して、その製品に合格ラベルを貼って市販されている。(注22)に同じ、53～54頁。

5. 食品安全確保をめぐる 主要な論点と方向性

こうしたデンマークの取組みを踏まえて、あらためて我が国の食の安全性を確保していくにあたって重点と考えられるのが次の4点である。

(1) 安全性確保システムの確立

事故発生の都度、打ち出されている対策はその場しのぎの対応に終始しているきらいがあり、先に述べたとおりBSE事件が突きついている我が国の飼料需給構造、飼養形態、畜産経営そのものの必要性等についての根本的な問い合わせしなり、構造調整についての施策は脆弱である。これは裏を返せばWTO体制、グローバリゼーションが進行するなかでの我が国畜産経営なり国民の健康と食品の安全性確保についての危機意識欠如からもたらされていると言わざるを得ない。まさにBSE発生危険性「3」を認めようとしなかった政府の基本スタンスの変更からの全面的見直しが求められる。

我が国の施策の現状は第2図のとおりで

はあるが、BSE等発生にともない生産段階等への食品衛生管理に関する指導は不足しており、現場へは必ずしも徹底されていない^(注28)との声も多い。これを踏まえて早急に食品衛生管理にかかる現状と問題点とを整理したうえで、その抜本的改善をはかっていくことが必要である。

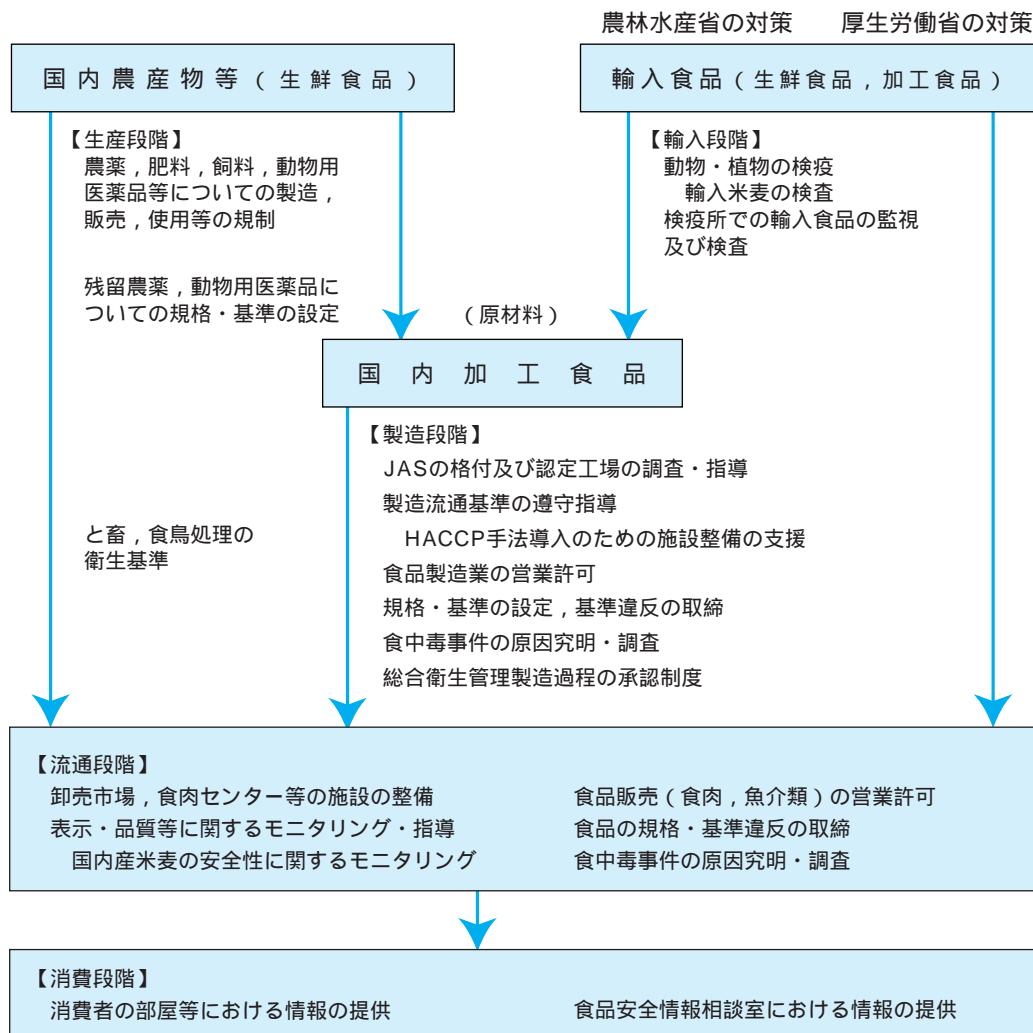
要は口先での「安全宣言」ではなく、本質的にはあくまで安全性を確保するための「システム」の確立とその徹底した実行に

よってしか、消費者の眞の信頼を取り戻していくことは不可能なのである。

ところで、食品の安全性確保に対する農林水産省と厚生労働省の分担関係は第2図が示すとおりであるが、BSEについて言えば「牛は農水、肉は厚生」ということになる。

しかしながら、今回のBSE対応で農林水産省所管の家畜保険衛生所と厚生労働省所管の食肉衛生検査所との連携のますさや、両省での検査頭数に大きな差が発生するな

第2図 食品の安全性確保施策の現状



資料 農林水産省

ど、縦割り行政の弊害が報道されている（注29）が、一連の事件をみるとますます生産から加工・流通そして消費に至るまでの「川上から川下まで」全体の流れを見渡したうえでの臨機応変で、機動的な施策、対応が求められており、現在の縦割り行政による対応には限界がある。安全性確保を軸にしてのあらためての省庁再編、構造改革が求められている。

（注28）所沢愛犬病院・院長の小暮一雄氏は、我が国畜産が抱える問題点として次の項目をあげておられる（2001年7月有機農業学会フォーラムのレジメの一部）。

排泄物の増大による公害型事業。

供給過剰による価格低迷。

畜産における効率化追求（動物の生理機能を無視した飼育／養豚における早期離乳／過密飼養と日和見感染症の増加）。

急性および慢性感染症の増加（抗生物質の乱用／農水省はかつて抗生物質を生産資材として位置づけ）。

検疫体制の不備（海外感染症の進入（口蹄疫、スクレイピー、オーエスキーブ、豚流行性下痢、豚呼吸器繁殖症候群）／法律の不備）と場整備の遅れ（大腸菌・サルモネラ感染症の増加（食中毒））。

牛の生理を無視した乳価決定。

遺伝子操作による品種改良（クローン牛の誕生）。

家畜共済制度の不備（産業動物に従事する獣医師の高齢化）。

生産過程における獣医師による監視体制の不備（消費者の立場に立った診療獣医師の養成）。

（注29）2001年9月21日付朝日新聞、東京新聞。

（2）飼料需給構造改善

我が国の飼料需給構造は、可消化養分総量ベースでは98年度 総供給量2,655万9千トンのうち粗飼料が610万7千トン、濃厚飼料が2,045万2千トンで、粗飼料と濃厚飼料の比率は23:77となっており、4分の3以上

が濃厚飼料によって供給されている。

濃厚飼料については数量ベースで98年度2,757万3千トンのうち国内産が812万6千トン、輸入が1,944万7千トンで、その比率は29:71と、輸入依存度は非常に高く、我が国の低食料自給率をもたらしている基本的原因ともなっている。

こうした飼料需給構造が形成されるに至った大きな理由は、高度経済成長による所得増加により国民の生活水準がレベルアップし、食生活の洋風化が進行し始めた1960年ごろから畜産経営は選択的基幹作物の一つとして本格的に導入がはかられるようになった。そしてこれが飼料基盤の確立とは切り離され加工型畜産として振興されてきたところに、濃厚飼料依存が畜産経営にビルトインされ、舍飼を中心とした飼養形態が構造化してきた最大の理由がある。そしてより増体を促進し、乳量増加を志向する効率化・合理化偏重の畜産経営が肉骨粉をも含めた濃厚飼料への依存を加速させてきた。

粗飼料については牧草、稻わらの利用によって高い自給率を維持してきたが、牧草等の国内生産減少と、円高によって輸入乾草は高い伸びを示しており、稻わらも99年度で自給率は80%にまで低下している。

こうした海外を主とした飼料原料調達が口蹄疫やBSEを引き起こした有力原因と考えられているのであり、国内での飼料基盤確保なり、国内飼料基盤に対応した我が国畜産のあり方を考えいくことが必要である。

(3) 家畜福祉の重視

食肉の汚染は生産から消費までの各工程でその危険性が存在するが、生産工程で使用される抗生物質、ホルモン剤等による汚染を回避していくためには、安全な代替資材を使うことも考えられるが、本質的にはこれらを使用しないで済む使用形態に切り替えるなり、使用する必要のない健康な家畜を育成していくことが基本となるのである。すなわち家畜の生理機能を無視した近代化畜産から、家畜の生理機能、健康を重視した畜産経営へと移行していくことが求められる。

ここで注目されるのが家畜福祉である。我が国での家畜福祉に対する関心は希薄であるが、先に見たデンマークをはじめ、イギリス等欧米での関心は高く、本年7月に採択されたコーデックス委員会の有機畜産のガイドラインでは家畜福祉についての規定が明確に打ち出されている。すなわち第3表のとおり家畜の飼養条件の明記や、家畜のストレス緩和、病気の予防、動物用医薬品の削減、さらには家畜が草地や野外の飼育場に自由に入り出るようにすることをも求めている。

BSE発生にともなって、家畜福祉を大幅に取り入れ、無農薬無化学肥料栽培によるこうした有機畜産物に対する人気がにわかに高まっており、アメリカやオーストラリアからの「オーガニック・ビーフ」の輸入^(注30)が増加していることが伝えられている。

我が国では自然条件等からして飼料作物の有機栽培は困難ではあるが、こうした消

第3表 有機畜産ガイドラインのポイント

1. 一般原則

家畜に対し、草地や野外の飼育場への自由な出入りを確保することが必要。

2. 栄養

飼料は原則としてすべて有機飼料。ただし、転換期間中は、反する動物の場合は最低85%、非反する動物の場合は80%以上の有機飼料を給与すればいい。

3. 衛生管理

家畜の疾病は、適切な飼養管理と、良質な有機飼料の給与で予防する。疾病が発生した場合、抗生物質などの動物用医薬品は使える。

4. 飼養管理

繁殖方法は、人工授精は可。受精卵移植技術、遺伝子工学の利用はできない。家畜排せつ物は、土壌や水質の劣化を最小限にするなど適切な管理が必要。

5. 記録と個体識別

個体または群ごとに飼料、治療、移動などに関する詳細な記録を保存する。

資料 2001年7月11日付日本農業新聞

費者の安全志向に対応すると同時に、食品衛生管理の強化、さらには持続的循環型の畜産経営に取り組んでいくためには、家畜福祉を踏まえた畜産飼養形態に切り替えていくことが、我が国の畜産経営の存在意義とも絡んで、重要な課題となってくるもの^(注31)と考える。

(注30) 10月31日付読売新聞。

(注31) 拙稿「適地適作による日本型畜産経営」本文誌別稿。

(4) 地産地消とHACCP

欧米ではO-157や食中毒等の発生に対応してHACCPの導入が積極的に進められている。

我が国でも製品の安全性に対する消費者の意識の高まりを背景に、95年、製品の欠陥により被害が生じた場合の損害賠償責任

のルールを定めた「製造物責任法(PL法)」が施行された。あわせて食品衛生管理手法を用いた総合衛生管理製造過程の承認制度が導入された。

しかしながらHACCPはリスクの高い工程に絞って、ここを重点的に管理するものであるが、徹底的な管理が行われるため塩素消毒等による殺菌、滅菌等が頻繁に行われるため、塩素系の使用過剰傾向も指摘されており^(注32)、肝心の人間の健康そのものがかえって犯されかねない状況が進行しているのである。

こうしたHACCP等は基本的に広域流通や「食のマクドナルド化」に象徴されるような食の外部化・食の画一化を前提としたところで必然的に生み出されてきたシステムであって、こうした弊害を回避していくためにも、あらためて流通の短縮化、すなわち地産地消の持つ意義を見直し、着実に地域レベルからの自給化を積み重ねていくことが必要である。

(注32) 久慈力「アメリカ輸入の新衛生システム・HACCPをめぐる問題点」『農業情報』No.452。

6. むすび

以上、デンマークの食品安全性の確保についての取組現状を軸にしながら、今後、我が国で本質的な意味での安全性確保対策を確立していくうえで必要と思われる論点に触ってきた。一つ一つがきわめて大きな問題ばかりであり、ここでは問題意識を提示したにとどめざるを得ず、別途各論で具

体的に展開していく必要があることは言うまでもない。

ここではBSE発生を機会に、食品衛生管理のあり方はもちろんのこと、加工・流通、さらには我が国畜産そのものの意味・意義自体が問われていると同時に、食のあり方についても問い合わせてみることが必要であることを再度強調しておきたい。

そして“farm to fork”で、トレイサビリティの確立をはかり情報の公開、透明性の確保をはかっていくことが重要であるとともに、リスクが現実化する前に、予防的に、しかも弾力的、機動的に諸施策を講じていくことが求められる。食料の安全保障、食料自給力の維持、多面的機能発揮の必要性については繰り返すまでもないが、安全性確保がますます求められるなか、輸出国と同等以上の安全対策が我が国で講じられないのであれば、結局は輸入ものに代替すればいい、という安易な議論に陥っていくことは必然なのである。

さらに国が対応する範疇と民間が対応する範疇とを明確化し、責任の所在を明らかにしていくことも重要であろう。

BSEの我が国での発生は不幸な出来事ではあるが、これを好機として生かし、抜本的な見直しをはかっていくべきである。食の安全はまさに人間の命に直結するものであるだけに、早急、かつ本格的な取組みが望まれる。

本稿は2001年11月15日現在で執筆したものである。

参考文献

- ・鈴木章「デンマークの養豚、その現状と将来（1）～（2）」『畜産の研究』第55巻、第9号（2001年）
- ・松木洋一・永松美希「欧米と日本のオーガニックミルクの現状と展望（1）～（11）」『畜産の研究』第54巻第1号（2000年）
- ・新山陽子「食料システムの転換と品質政策の確立
コンパンシオン理論のアプローチを借りて」『農業経済研究』第72巻第2号（2000）
- ・拙稿「適地適作による日本型畜産経営」本誌2001年12月号

- ・拙稿「食品・農産物の標示・認証、安全性確保施策にかかる動向と課題」本誌2000年3月号
- ・中野一新編「アグリビジネス論」有斐閣1998年1月
- ・ニコルズ・フォックス「食品汚染がヒトを襲う」草思社1998年9月
- ・エリック・シュローサー「ファーストフードが世界を食いつくす」草思社2001年8月
- ・船瀬俊介「早く肉をやめないか？ - 狂牛病と台所革命」三五館2001年10月

（薦谷栄一・つたやえいいち）

適地適作による日本型畜産経営

飼料自給化と家畜の健康からの我が国畜産の見直し

〔要　　旨〕

1. BSE等相次ぐ食品をめぐる事故発生は、我が国畜産経営における飼料原料の海外依存と、これに基づく加工型畜産、農畜産物流通・加工の集中化と流通の広域化・グローバル化、さらには食品衛生管理体制、食生活等に至るまで、広範かつ本質的問題を提起している。
2. あらためて、我が国での畜産経営の必要性を整理すれば、貴重な地域産業、就業の場の提供、国民が必要とする畜産物の供給、飼料イネ等による水田活用、有機堆肥供給機能、をあげることができる。
3. これら畜産経営の必要性を踏まえて、今後、国民の理解を獲得していくことが可能な我が国の畜産経営では、水田、草地、森林の下草等地域資源の有効活用による飼料の自給化、高品質かつ安全の提供、家畜の健康重視、が求められる。
4. このための飼養方法としては放牧が基本となり、条件不利地域での山地畜産、林間放牧等が位置づけられる。このほか、水田地帯での飼料イネ活用、都市近郊での「粕酵」、食物残渣利用等、地域資源を生かした「適地適作」による畜産経営のあり方が考えられる。
5. 酪農の主産地である北海道では、集約放牧とマイペース酪農という二つの放牧による飼養方式が注目を集めている。集約放牧は草地を集約的に利用することによって、配合飼料の投入減と高乳量の維持をはかるものであるが、マイペース酪農は乳量の減少の一方で、飼料費、乳牛の減価償却費等の圧縮によって農業所得率の向上と、「ゆとり」確保をねらいとしている。
6. マイペース酪農に代表される、これまでの効率性重視の世界から除外されてきた「人も家畜も土も健康」な畜産が、「低投入」によって大幅なコスト低下と「ゆとり創出」を可能にし、経済的にも自立できる可能性を垣間見せている。
7. BSE発生という衝撃を、我が国畜産見直しの好機として活用し、飼料自給化と家畜の健康を重視した適地適作による日本型畜産経営への本格的取組みを開始していくことが望まれる。

目 次

- 1 . 我が国の畜産経営をめぐる情勢変化
- 2 . 我が国における畜産の必要性
- 3 . 求められる畜産経営の要件
 - (1) 飼料自給化
 - (2) 家畜福祉の向上
 - (3) 放牧
- 4 . 草資源を活用した多様な飼養方式と地域条件
 - (1) 形態別飼養内容と取組現状
- (2) 地域条件と飼養方式
- 5 . 注目したい北海道での胎動。集約放牧，さらにマイペース酪農へ
 - (1) 北海道酪農の現状と課題
 - (2) 集約放牧
 - (3) マイペース酪農
 - (4) 中標津町にみる地域酪農
- 6 . まとめ

1 . 我が国の畜産経営をめぐる情勢変化

本稿では持続的循環型畜産を中心に我が国畜産の必要性とその方向性等について整理することをねらいとしており、土地利用型畜産、すなわち家畜のうち大動物である牛に限定して稿を進める。なお、前提となる最近の畜産・食品にかかる情勢とともに、ともなう問題等については本誌別稿拙稿「BSEと食品の安全性確保」をご覧願いたい。

我が国畜産は、1961年に施行された農業基本法における選択的基幹作物の一つとして位置づけられ、拡大・発展を遂げてきたものの、88年からの牛肉輸入自由化や円高の進行によって輸入が増加し、畜産経営は大きな影響を受けてきた。

増加する牛肉需要の多くは輸入によって賄われ、80年度に72%であった自給率は、98年には35%にまで低下している。肉用牛飼養頭数は80年に215万7千頭であったも

のが、99年には284万2千頭と増加した一方で、肉用牛飼養戸数は80年に36万4千戸であったものが、99年には12万5千戸と激減し、1戸当たり平均飼養頭数は5.9頭から22.8頭に増加しており、規模拡大が進行している。

次に酪農について見れば、牛乳乳製品の自給率は97年度71%と相対的には高い自給率を確保しているが、これには昨年度まで継続してきた加工原料乳生産者補給金制度が大きな役割を果たしてきた。乳用牛飼養戸数は80年11万5千戸であったものが99年には3万5千戸と激減しているが、飼養頭数は80年201万9千頭が99年には181万6千頭と微減にとどまり、したがって1戸当たり平均飼養頭数は18.1頭から51.3頭へと急激な増頭を見せている。

酪農については加工原料乳生産者補給金によって乳価が安定していたことから経営収支も比較的順調に推移してきたが、WTO体制の浸透とともに本制度は廃止され、当面は別途支援により実質水準は

維持されているものの、経営の先行きは不安定さを増している。また、肉用牛については輸入ものの増加、景気低迷等による価格安から経営収支は厳しい。酪農も含めて固定化負債、労働過重、環境問題等が顕在化しており、また後継者不足と高齢化が進行する等、経営基盤は脆弱化しつつある。

WTO再交渉により我が国畜産経営は一段と厳しい環境に追い込まれることが懸念されるが、こうした情勢下、昨年春の口蹄疫発生、同じく6月の雪印乳業食中毒事件、そして本年9月のBSE発生と、畜産に関係した重大事件が相次いでいる。特にBSE発生にともない牛肉消費量は大きな落ち込みを見せており、肉用牛飼養農家は衝撃的ダメージを受けつつある。BSE発生は牛への牛の肉骨粉供与が直接的原因であると見られているが、これをきっかけにして我が国の飼料原料の海外依存とこれに基づく加工型畜産、飼料・食肉をはじめとする農畜産物流通・加工の集中化と流通の広域化・グローバル化、さらには食品衛生管理体制、食生活等にまで及ぶ広範かつ本質的な問題が提起されているように考えられ、BSE発生を機に畜産のあり方についての抜本的見直しなくしては我が国畜産の将来展望は描き難い。

2. 我が国における畜産の必要性

現状の農政は99年に施行された食料・農業・農村基本法(以下「新農業基本法」)が基

本となっており、そのポイントは、

国内生産を基本としながらも、輸入と備蓄の組み合わせによる食料の安全保障の確保

基本計画をもとにした食料自給率の目標設定

消費者重視の食料政策の展開

望ましい農業構造の確立と経営施策の展開

市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策

自然循環機能の維持増進

中山間地域等の生産条件の不利補正となっている。

このなかでの畜産の位置づけを食料自給率目標で見ると、牛乳乳製品は97年度71%を2010年度75%に、肉類同56%を61%に(うち牛肉36%を38%に、豚肉62%を73%に、鶏肉68%を73%に)、鶏卵同96%を98%に、それぞれ引き上げることとしている。

しかしながら先にみたとおり畜産経営を取り巻く情勢はきわめて厳しく、目標自給率が決して画餅にはならないことを強く望むものであるが、むしろ現下の情勢が大きく変化するなかで、あらためて我が国にとっての畜産の必要性を整理・確認し、国民の理解を得ていくことこそが重要であるように思われる。

筆者なりにこれを整理してみれば、まず第一が、貴重な地域産業の一つであり、就業の場を提供するものであること、第二が国民が必要とする食肉、乳製品、鶏卵等畜産物を供給していくことである。

第一の点については98年の畜産算出額を見ると、2兆4,308億円と農業総算出額9兆9,441億円の24.4%を占め、米の2兆5,445億円 野菜の2兆6,152億円と並んでまさに基幹作物としての位置を占めている。特に、耕地に起伏があり、平地農業が困難な中山間地域においては、数少ない地域産業の一つをなすものであって、地域維持に大きな役割を果たしている。

第二の点については当然の話ではあるが、これらを消費者ニーズに対応して高品質で、かつ安全・安心なものを提供していくことをつうじて、国民の健康の維持・増進に貢献していくことが求められている。特にBSEや口蹄疫、さらには食中毒等発生が相次いでいる一方、安全・安心を売り物に輸入ものが増加するなかでは、国産畜産物が安全・安心であることは我が国畜産について考える際の大前提となる。

次に、これに関連して畜産物の食料安全保障上での扱いについて見ておきたい。

98年に提出された食料・農業・農村基本問題調査会の答申資料では、食料安全保障上問題となる事態として三つの類型が想定されている。すなわちリスクの程度に応じて、

「**ケース1**」 国内外の不作等により国内生産の減少あるいは輸入の減少・遅滞が生じるが、備蓄の活用等により現在の食生活の維持は確保されるような事態。

「**ケース2**」 長期的・構造的に継続する事態ではなく最終的には元に復するが、その間は食生活の内容等にも影響が出ざるを得ないような深刻な事態。

「**ケース3**」 構造的でありかつ影響度合いが深刻で、食生活の内容も大きく変わらざるを得ず、しかも、そのような状態が長期的・構造的に継続するようなきわめて深刻な事態。

に分けられている。そして各ケースごとに食料供給の水準と内容とが明示されており、最もリスクが高い「**ケース3**」の場合で、かつ生産面積が最も少ない場合での畜産物の摂取量は、肉類が3kg／人・年、牛乳・乳製品49kg／人・年とされており、96年度摂取量を100としての比較では肉類10、牛乳・乳製品53となっている。

すなわち肉類は基礎的食料としての位置づけは薄く、万が一の場合には肉食は我慢すべきものとされ、牛乳・乳製品については基礎的食料に近い位置づけから、万が一の場合でも通常時の約半分は確保していくことを想定したものである。このように供給熱量水準を大幅に低下させざるを得ない場合、小麦、畜産物、油脂、魚介類等を減少させる一方で、米・いも類の増加を想定しているものであり、こうした事態でも対応可能としていくためには、水田を農地として保全していくことが求められてくる。

目下、米にかかる最大問題は生産過剰であり、101万ha、38%もの生産調整が行われているが、米消費減少傾向は依然続いている。一方で飼料穀物の自給率は低く、先に触れた目標自給率設定にあたって、飼料作物については97年度生産量394万トンであったものを2010年度には508万トンと、29%もの増加を想定しており、飼料自給率

97年度25%は2010年度35%に引き上げられることになる。

したがって、第三として、米生産過剰という情勢を背景にして、畜産を水田活用とリンクさせていくこと、すなわち飼料イネ生産が大きな意味をもってくる。表現を換えれば畜産の必要性、役割として水田の活用が大いに期待されるのである。

そして第四として忘れるわけにはいかないのが畜糞の堆肥としての活用である。地力を維持していくためには有機堆肥の投入が不可欠であり、有機堆肥をつくるために畜糞は不可欠とされている。

ところで飼料原料は海外に大幅に依存していることから、家畜から排出される糞尿は我が国に一方的に累積しており、これによって窒素過剰を引き起こすなど、その非循環性は大きな問題となっている。

現状、畜産公害が大問題になっているよう、畜産糞尿の処理とその有効活用は不十分な状態にあるが、一方で有機堆肥の投入不足から地力の増強の必要性が叫ばれて(注1)いる。

新農業基本法で掲げられた持続的循環型の農業を形成していくためには、有機堆肥投入は不可欠であり、我が国の農地面積に対する必要堆肥量確保という観点から畜産の必要性を位置づけることができる。これは土づくりをつうじて日本農業の持続性、循環性を確保していくための基本要件であり、畜産の持つ有機堆肥供給機能が持つ役割にはきわめて重要なものがあると考えられる。

(注1) 稲作における堆肥施用量は、1965年に507kg / 10aであったものが、97年には125kg / 10aと、4分の1にまで低下している。(農林水産省「農業経営統計調査」)

3. 求められる畜産経営の要件

以上のように、我が国での畜産の必要性、存在意義は、

貴重な地域産業、就業の場の提供
国民が必要とする畜産物の供給
飼料イネ等による水田活用
有機堆肥供給機能

のように整理されよう。これを踏まえて畜産の必要性等から求められる我が国畜産経営の要件を明らかにし、畜産経営の具体的イメージを明確化していくことが肝要である。そのうえで現実との乖離を埋めていくための方策が求められることになる。

我が国畜産の必要性から導かれる我が国畜産経営の要件は以下の2点に集約されよう。第一が、ある程度以上の飼料自給化が確保されることであり、このためには飼料基盤として、水田をはじめとして草地、森林等地域資源が有効に活用されたものであること。第二が高品質かつ安全・安心とが提供できることであり、特に安全・安心は絶対要件であり、これは家畜福祉と大いに(注2)関係してくる。

(注2) 有機堆肥投入を増加させていくためには耕種農家と畜産農家の連携強化をはかっていくためのシステム構築も重要となるが、本稿ではなく機会をあらためて触れることとする。

(1) 飼料自給化

我が国の飼料需給が著しくバランスを失してきたのは、明治維新以降発生した畜産物需要が大都市周辺に限られていたことから、牛乳生産、養豚、養鶏が大都市周辺を中心に成立し、おのずと購入飼料に依存せざるを得なかつたことが一因となっている。しかしながら決定的には1960年ごろから選択的基幹作物の一つとして飼料基盤確立とは切り離されて畜産が本格的に導入されるようになったことが大きく影響している。

飼料の総合需給を見てみると、可消化養分総量(TDN)ベースでの総供給量に占める比率は濃厚飼料77.0%、粗飼料23.0%となっており、しかも濃厚飼料の72.6%は輸入飼料によって占められている。このうち草食性家畜である牛の飼料需給をみると、飼料需要量に占める98年度濃厚飼料の比率は53.8%、粗飼料は46.2%であり、本来的には草食中心である牛でさえも、濃厚飼料のウェイトのほうが粗飼料よりも高く、牛の生理障害の原因ともなっているのである。

こうしたなかで飼料、特に粗飼料の自給化をはかっていくためには、我が国の自然条件を勘案すれば、水田を活用してのイネ(米)と、草地、林地の草資源の活用が中心となる。

<飼料イネ>

飼料イネ等の概念は第1図のとおりで、「稻」「水稻」の子実部分、玄米を濃厚飼料として家畜に供給するものを「飼料米」、子実部分を含めて茎葉部分を利用するものは「飼料イネ」とされ、

飼料イネには子実部分を取り除いた「稻わら」と、子実部分をも含めた「ホールクロップ」、そして子実部分が形成される前に収穫される「青刈り」とに分類される。

稻の子実部分と茎葉部分とはほぼ同重量であるとされており、米生産量896万トン(98年度)に対して稻わら生産量は900万7千トンで、そのうち飼料用として利用されているのが11.9%で、62.3%は「すき込み・その他」で活用されていない。その一方で、飼料用稻わらとして供給されているものの20%(99年度)は輸入されている。

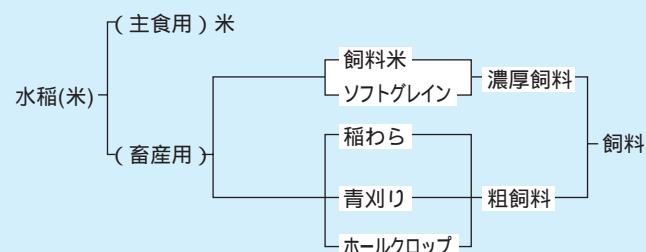
さらに水田面積の38%、101万ha超が生産調整されており、こうしたなかで、多収品種・省力技術の開発等でコスト低下が進み、飼料イネ、なかでもホールクロップでは乾草の輸入価格を下回る事例も出現しており、農家にとっての収益性も高く、試験・研究の段階から実践・普及の段階に移行しつつある。

このように飼料イネの潜在生産力には大きなものがあると考えられる。

<草資源>

牧草の99年産作付面積は82万ha、収穫量3,115万4千トンで漸減傾向をたどっている。

第1図 飼料イネ等概念図



資料 筆者作成

99年での耕地面積に占める割合は水田が54.6%と過半を占めるが、牧草地も13.2%と大きな比率を占めており、牧草地全体の82.4%を北海道が占めている。牧草地とは別途に農家が採草地、放牧地として利用した土地が6万3千ha（95年度）存在する。

これらのほかに牧草地の作付面積を上回る草地開発可能面積が88万8千ha存在する。さらに耕作放棄地が、15万1千ha、そして2,502万6千haという膨大な林野面積には大量の下草が存在している。

加えて畜産の選択的拡大が進められるなかで造成・開発され「公共牧場」等として利用してきた草地で、今では利用されずに荒廃化しているものもあると言われている。

このように我が国では未活用の豊富な草資源が眠っているのであり、飼料イネとあわせて飼料の自給化を推進していく素地は広範に存在しているのである。

（2）家畜福祉の向上

我が国畜産経営は濃厚飼料依存型であるとともに舍飼中心であり、早期の増体、乳量の増加等、効率化・合理化に偏重した加工型畜産を志向してきた。このため家畜の生理機能を無視した飼養が行われてきたことから、家畜の健康度は低下し、抗生物質等が多用せざるを得なくなり、安全性確保に不安を投げかけている。また家畜の耐用年数も短縮化するなど、効率性を阻害している。

消費者の高まる安全・安心ニーズに対応していくためには家畜そのものが健康で元気であることが基本であり、そのためにも

家畜の生理機能、健康を重視した畜産経営へと移行していくことが必要である。

まさにこれは家畜福祉の問題であり、我が国では家畜福祉への反発が強いと同時に、総じて関心が薄いというのが現状である。しかしながらBSE等の発生、環境問題への関心の高まり、有機ブーム等から家畜福祉の流れは世界的な潮流となりつつあり、コーデックス委員会での有機畜産のガイドライン採択がこれを象徴している。畜産物の輸入圧力が高まり、しかも高度に衛生管理された畜産物の輸入が増加するなかで、我が国でも家畜福祉を無視しては済まない時代となりつつある。

家畜福祉の内容は、有機畜産ガイドラインでは、家畜が草地や野外の飼育場に自由に出入りできることとともに、家畜のストレス緩和、病気の予防、動物医薬品の削減等が掲げられている。

（3）放牧

こうした飼料の自給化と家畜の健康を重視した家畜の飼養方法の基本に位置づけられるのが「放牧」である。我が国では放牧はさほど広がりをみせてはいないが、ここでは放牧について一般的に指摘されるメリット、デメリットを整理したうえで、我が国で放牧が進展しなかった原因を見てみる。

<メリット>

- ・放牧草はサイレージや乾草に比べて基本的に栄養価が高い。ただし、春から夏にかけて栄養価は下がる。
- ・土壤中の有機物を増やし生態系を豊かに

- することによって地力を高める。
- ・人手がかからず省力効果が大きい。
 - ・健康が増進され、足腰の故障、お産前後の事故も少なくなり、発情もはっきりして受胎率がよくなる。このためたくさん育成牛を抱える必要がなくなり、耐用年数も長くなる。
 - ・ストレスが減少し、草地を歩くことによって、牛の爪や足腰が強くなり、牛の体も締まって、疾病が減少するとともに、繁殖成績も向上する。
 - ・施設費、機械費、治療費等が圧縮される。
 - ・糞尿の圃場還元が円滑に行われ、環境負荷も小さい。
- <デメリット>
- ・害虫等への対策が必要。
 - ・通路にあるとがった石や金物に刺さると、マタガサレ等を発生しやすい。
 - ・牛の世界にも序列があり、放牧による共同飼養がかえってストレスにつながる。

- ・ブルドーザー等大型機械による草地造成で土の肥料成分まで除去されかねない。
 - ・傾斜地の土壤浸食の誘引ともなり得る。
- このようにデメリットはあるものの、放牧の持つメリットは多い。それにもかかわらず放牧が進まず、草地資源の有効活用がはかられずにきたのは、酪農では

搾乳量が減少し、収益が低下すること、また肉用牛の場合、子牛の発育速度が遅く、市場での十分な評価が得られず手取りが少ないことが最大の要因であると考えられる。さらに役畜から肉専用種に転換するようになって人工受精が普及するようになると、子牛の市場価格が発育や血統によって評価されるようになり、個体管理の容易な舍飼主体の飼養方式のほうが有利となり、これに移行するようになったことも大きく影響している。

また、放牧牛管理技術のつたなさや、牛の発育ステージに応じた増体、泌乳量に対応しての栄養管理等が不十分である等の技術的問題も指摘されている。

さらには放牧用の草種として、それぞれ風土の異なる地域に適した草種が導入されるのではなくて、外来のものが導入されることが多く、牧草の生育が順調にいかない

第1表 放牧依存度別経営収支

	放牧依存度			
	0	中	大	大(季節繁殖)
草地面積計(ha)	60.6	61.5	61.9	63.5
放牧地	6.6	15.8	20.5	21.5
兼用地	5.5	13.8	17.8	32.6
採草地	48.5	31.9	23.6	9.4
自家労働時間(時間)	5,451	5,094	4,928	4,813
収益計(千円)	35,710	35,710	35,710	35,710
費用計(千円)	27,320	26,445	25,304	24,848
飼料費	6,875	6,534	6,369	5,917
光熱費	1,166	1,116	1,089	1,063
減価償却費	6,739	6,619	6,202	6,243
農業所得(千円)	8,390	9,265	10,406	10,862
農業所得率(%)	23.5	25.9	29.1	30.4
1 時間当たり収益(千円)	1.539	1.819	2.112	2.257

資料 北海道庁

かったことも一因であった。

しかしながら肥培管理技術，飼養管理技術等の向上も加わって 放牧の導入がコスト低下をもたらし 収益性の向上をもたらす事例についての報告も増加している(第1表)

4. 草資源を活用した多様な 飼養方式と地域条件

食料自給率向上，BSE等疾病対策もあって，放牧型，土地利用型畜産経営に対する評価は高まっている。

土地利用型の畜産経営は大家畜，牛が主たる対象であるが，これは肉用牛と酪農とに区分されるとともに，草地そのものの放牧と森林の下草を利用しての林間放牧(林畜経営)とに分かれる。草地での放牧としてよく知られているのが南部牛の短角牛や阿蘇の赤牛で，傾斜地の地形を生かして造成した草地に牛を放牧する山地畜産もある。

(1) 形態別飼養内容と取組現状

<短角牛>

短角牛は，黒毛和種，褐毛和種(阿蘇の赤牛等)とならんで日本三大和種の一つに数えられ，岩手，青森の両県に集中している。

短角牛の生産形態は，牧草がある程度伸びる5月ごろ 放牧を開始し 放牧は50~60頭のグループで行われ，グループに雄牛1頭が放たれる。繁殖牛としての母牛は雄牛と交尾させて妊娠させ，翌年の3月ごろ牛舎で子牛を分娩する。子牛は親牛とともに5月から10月まで放牧させ，放牧が終わっ

たところで肥育牛として生産される。

肥育牛は放牧が終わってから放牧の始まる春までは牛舎で，夏の間につくられた乾草やサイレージ，さらには粗飼料だけでは脂身が黄色になりやすいとして濃厚飼料もあわせて供給される。このように夏期は放牧，冬期は畜舎で飼養するいわゆる夏山冬里方式が基本となっている。

短角牛生産は90年前後までは拡大してきたが，91年の牛肉輸入自由化以後は急激な減少をたどっている。国，県，町，農協等による支援策も講じられてはいるが，販売先確保とコスト低下が最大課題となっており，世代交代にともないその維持存続が懸念されている。

<林間放牧>

森林の下草を草資源として畜産に活用するもので，次のようなメリットがある。

- ・収益性が低いため，人工林の多くは除間伐できないでいるが，除間伐経費を畜産と共有することによって，下草を有効利用できるとともに，人工林の保育にもつなぐことができる。
- ・林内放牧と大径木林の育成と両立できる。
- ・野焼きに代わる牧野の管理方法の一つともなり得る。
- ・奥山と裏山の使い分けが可能である。
- ・国有林野の活用が可能である。
- ・レクリエーション機能を持たせることができる。
- ・拡大造林の保全ができる。

戦前から研究が重ねられ，1967年から78年の12年間にわたって林野庁は全国10か所

の国有林を対象に混牧林実験事業を展開してきたが、放牧可能な期間は植栽直後約10年であるが、拡大造林地をも放牧対象地としたこと、一部を採草地にして冬期に供給する飼料まで国有林野で賄おうしたこと等から、結果は芳しくなかった。

しかしながらあらためて林間放牧のもつメリットに着目しての見直しの動きもあり、散発的ながらも各地での取組みが行われている。

<山地畜産>

山地畜産は傾斜地の地形を生かして造成した草地に牛を放牧して行う酪農、肉用牛飼育で、牛の持つ能力を引き出していく低投入型の飼養方式である。

岩手県田野畠村のK氏による山地酪農経営の場合、飼養は周年放牧で、放牧地の草がなくなると牛は自ら牛舎に戻ってくるが、1～3月の厳冬期でも牛舎で夜をすごす以外は舎外ですごす。また、搾乳は時間になると自分たちで搾乳場所に集まってくるなど、大幅な労働軽減が可能となっている。また搾乳量は少ないものの、飼料費が抑制されるとともに、骨格がしっかりとし、内臓の丈夫な乳牛が育成され、搾乳牛は平均5～6年産、耐用年数は10年を超えるなど、費用が収入の減少以上に圧縮されることから所得率は向上し、所得額も一般的の酪農経営と遜色ない。

現在、北海道、岩手県、山形県、岡山県、高知県、宮崎県等で百数十戸の生産者が山地畜産に取り組んでおり、地道な増加を示している。

(2) 地域条件と飼養方式

放牧型の飼養方式には、このほかに最大の酪農生産地である北海道を中心とする一般草地での酪農がある。

一方放牧型とは別に、地域資源の有効活用という視点で見た場合には、水田地帯での飼料イネを活用しての肉用牛・酪農、また都市近郊地帯では食物残渣や焼酎粕等食品工場からの廃棄物を利用してのいわゆる「粕酪」がある。

これをパターン化してみれば、

<一般草地>

放牧型畜産（集約放牧、マイペース酪農）

<条件不利地域>

山地畜産、短角牛、赤牛、林間放牧

<水田地帯>飼料イネ

<都市近郊>「粕酪」、食物残渣

地域条件を生かした飼料原料による飼料の自給化をはかり、家畜の健康と経済性の確保をバランスさせていく経営こそが、今後の我が国の畜産、特に酪農・肉用牛の柱となっていくことが期待される。すなわち飼料生産基盤と切り離されて発展してきた加工型畜産を、自然に立脚した本来の第一次産業として再編していくことをこれから畜産経営の基本方向として設定すべきであると考える。

5. 注目したい北海道での胎動。集約放牧、さらにマイペース酪農へ

それでは酪農の最大生産地である北海道での動向と、こうした飼養形態確立の可能

性について見てみることとする。

(1) 北海道酪農の現状と課題

北海道は生乳生産量で全国の43.1% (99年度), 牛肉生産量で同じく14.3%のシェアを占める, 日本最大の酪農・畜産地帯である。

その北海道での動きを俯瞰しておくと, 2010年を目標年として「2001年北海道酪農・畜産計画」が策定されており, そこでの北海道酪農・畜産の基本方向は第2図のとおりである。

ここで打ち出されている基本方向とその取組内容は以下のとおりで, 経営体质の強化, 担い手育成・確保とあわせて, 飼料の自給化, 環境に配慮した畜産, 家畜衛生と畜産物の安全性確保等が柱となっている。

<酪農>

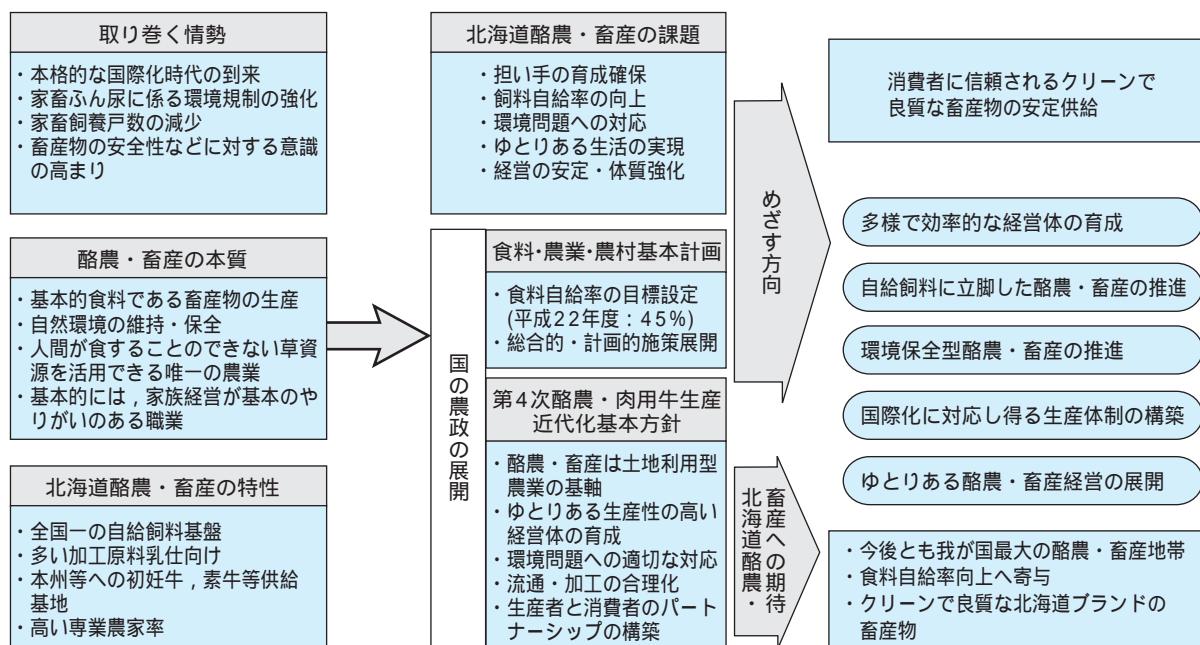
基本方向 = 循環型酪農地帯の確立

- ・自然環境の保全
- ・多様な経営体による地域活性化
- ・生産の拡大・生産性の向上

取組内容

- ・多様で効率的な経営体の育成 (後継者不^(注3)在農場の円滑な継承 (経営トライアル農場など) / 放牧を取り入れ, ゆとりを重視した酪農経営の育成 / 生乳生産の拡大を担う大規模法人コアファームの育成 / 労働の分業化による経営中止農家や高齢農家の活用 / 耕種地帯での酪農・畜産農家の育成)
- ・地域支援組織をつうじた効率的サービス提供 (労働支援, 担い手)
- ・家畜糞尿の有効利用と環境と調和のとれた農地利用

第2図 北海道酪農・畜産の基本方向



資料 北海道庁

- ・農村の持つ自然景観など農村生態系を踏まえた生産振興

　<肉用牛>

- 基本方向 = 飼料資源活用型肉用牛生産
- ・循環型農業の推進(稲わらなどの圃場副産物やでんぶん粕などの残渣の活用)
- ・農地の有効活用(遊休農地, 条件不利地, 転作畑等)

　取組内容

- ・粗飼料の自給をつうじた生産コストの低減
- ・耕種・酪農との複合化など地域農業との連携(耕種地帯での肉用牛の法人経営の育成/耕種農家における肉用牛の導入をつうじた複合経営の育成等)
- ・消費者への情報発信をつうじた道産牛肉のイメージアップ

　これをあらためて整理すれば, その基本とするところは,

- ・土地利用型畜産
- ・「土, 草, 牛」が調和し, 生産要素のバランスがとれた, ゆとりある経営
- ・「人と家畜と環境」にやさしい生産

　まさに, 本計画は, 「土・草・家畜が調和した酪農・畜産」と「人と家畜と自然にやさしい酪農・畜産」をつうじて, これまでの近代化畜産のもたらしてきた弊害を克服し, 消費者に良質・安全な畜産物を安定供給していくと同時に, 地域社会の維持・活性化, 環境との調和・資源循環型社会への対応をはかろうとするものであり, 先にみた我が国畜産の必要性とも合致するものと考えられる。そして近時的情勢変化によっ

て, その必要性はいっそう強まっており, 北海道での取組動向がきわめて注目されるのである。

　ところで基本方向のベースには放牧の推進が置かれており「集約放牧や地域条件に応じた放牧の普及を推進するとともに, ほ育部門の新設等機能の充実強化や広域利用など公共牧場の効率的・多面的な活用を推進する」ことが強調されている。

　これを逆に見れば, 土地利用型の北海道においてすら放牧が減少してきているということでもあり「79年に乾草:放牧:サイレージの割合が46:38:16であったものが97年にはそれぞれ31:7:62と変化しています。この20年間で, 放牧の利用が55分の1以下にまで減少」^(後掲注7)しているのが実態であります。土地利用型畜産が基本となつてゐる北海道でもなかなか放牧の風景がみられないのが現状である。

　以下, 酪農に絞って, 放牧形態のなかでも, 集約放牧といわれる放牧方法と, 在来型放牧をベースとしたマイペース酪農といわれる放牧方法と, 新たな二つの飼養方法が北海道では注目されつつあり, 以下その内容と, これらが地域で従来型酪農とのような関係を結びながら展開されているのかについて見てみる。

(注3)「後継者不在の高齢農家における実践研修等, 将来の経営実践に向けたトライアルを可能とするような農場。新規就農者が本格的な営農を開始するのではなく, そうした農場での実践を経て, 円滑に営農をスタートできるようにしていくことをねらいとしている。経営の責任は, 研修先の農場にあるが, 研修生への報奨金や研修期間等は契約行為に基づくことになる。(北海道庁資料)

(注4)「生乳生産を経営の主体とする大規模な法人経営から、生産の拡大のみならず、新規就農希望者の受け入れ、または、地域におけるヘルパーの人的派遣、飼料生産等のコントラクター機能など、地域支援の機能も併せ持った経営体」((注3)に同じ)

(2) 集約放牧

(注5)
集約放牧とはまさにこれまでの粗放放牧とは異なって草地を集約的に利用することによって、配合飼料の投入を減少させると同時に、高乳量を維持していくものである。集約放牧の特徴として、第一に放牧地の短草利用、第二に電気牧柵と牧道を使った放牧地のローテーション利用、第三に昼夜放牧による放牧地の活用などがあげられる。

集約放牧と在来型放牧とを比較したものが第2表である。また、集約放牧の効果をみたものが第3表であるが、集約放牧の効果として、労働が軽減されたこと、乳牛の病気が減少したこと、飼料費が減少し所得が向上したこと、生活にゆとりが生じたこと等があげられている。

天北農業試験場では1999年度から2001年

度にかけて集約放牧技術の現地実証試験を行うとともに、集約放牧を前提とした経営モデルの策定、経営モデルの検証・改善(協力農家13戸)、集約放牧技術導入マニュアルの作成に取り組んでいる。北海道農業研究センターでも集約放牧に適した草種の特性解明と利用技術の開発等が行われている。

これらをうけて宗谷支庁管内、特に天北地域では中規模経営と放牧飼養方式を結びつけた「中規模高収益放牧飼養経営」をモデルに推進されている。また、十勝支所管内足寄町では、96年に「放牧酪農研究会」が発足し、7戸のメンバーによって集約放牧への取組みが行われている。

(注5) 先の北海道酪農・肉用牛生産近代化計画での酪農経営指標として集約放牧40頭タイプが掲げられている。

牧草作付面積38ha 経産牛頭数40頭
経産牛1頭当たり年間搾乳量7,600kg
家族労働2人 総労働時間3,270時間
農業所得988万6千円 農業所得率41.0%

(注6) 荒木和秋「放牧技術を中心とした経営」 DAIRYMAN 2001年7月号。

(注7) 北海道庁資料。

第2表 集約放牧と在来型放牧の違い

	集約放牧	在来型放牧
放牧草の栄養価	放牧シーズンを通して比較的高く維持できる	夏期の低下が著しい
乳量レベル	8,000~9,000kgの乳牛に対応可能	高泌乳牛には向かない
1頭当たりの放牧地面積	0.3~0.5haと少なくて済む	0.6~1.0haと広い面積が必要
刈り取り収穫量	積極的な兼用利用で刈り取り収穫量が増える	刈り取り面積が固定しており、全体としての収穫量は低い
乳成分	高栄養牧草の利用と適切な併給飼料の給与で低下は最小限に抑えられる	牧草の栄養価の変動、牛の採食量の変動が大きく、乳成分も大きく変動
草地密度	利用年数が経過しても密度の高い草地が維持される	株化しやすく、裸地が多く、密度が低下しがち

資料 北海道庁

第3表 足寄町における集約放牧の効果

(農家)	1頭当たり乳量(kg)			1頭当たり乳代(千円)			1頭当たり配合飼料費(千円)			乳飼比(%)		農業所得率(%)	
	1997年(a)	2000(b)	(b/a)	1997(a)	2000(b)	(b/a)	1997	2000	(b/a)	1997	2000	1997	2000
1	7,397	7,051	95%	529	492	93%	144	77	53%	27.3	15.7	31.0	40.2
2	8,310	7,498	90	608	540	89	161	108	67	26.5	20.0	32.7	42.8
3	6,649	6,835	103	467	471	101	142	117	82	29.7	24.8	37.3	44.2
4	6,719	6,562	97	475	461	97	139	101	73	29.2	20.0	31.7	36.5
5	6,210	5,721	92	439	396	90	76	52	68	17.4	13.2	40.4	52.3
6	7,975	7,640	96	575	545	95	147	78	53	25.6	14.3	41.1	40.8
7	7,408	6,010	81	536	410	76	142	55	39	26.5	13.4	32.3	46.7
平均	7,238	6,760	93	518	474	92	136	84	62				

出典 荒木和秋「放牧技術を中心とした経営」DAIRYMAN 2001年7月号

資料 足寄町開拓農協

(3) マイペース酪農

これに対して在来型放牧をベースにしながら個体乳量を求めるマイペース酪農と呼ばれるものもある。これは中標津町の三友盛行氏が実践してきたもので「三友氏は、1968年の戦後入植で、1981年以降は多頭化をせず、1頭当たりの乳量は5500kgほどで、配合飼料も年間1頭当たり1tのみで経営費を1300万円程度から800万円台へと減少させ、最近までの5~6年のクミカソ農業所得率は60%程度まで上昇していた。面積48haに総頭数48頭と低い家畜密度で、粗放な昼夜放牧を行い、草地更新はせずに牧草の調整は7月下旬の遅刈りの乾草のみで糞尿を3年間堆積して熟成させて草地に還元していた。」

そして、このマイペース酪農に取り組んでの経営収支の推移をみたものが第4表であり、乳量が減少し収益が低下する一方で、購入飼料の減少から飼料費が下がることとともに、牛の耐用年数が延長されることから減価償却費も圧縮されるなど収益の減少以上に、コスト低下がはかられ農業所得率は向上し、農業所得金額ではさほど大き

な変化はみられない。

これに付随して以下のようなメリットも生まれ出されている。

- ・牛の生理機能尊重、家畜福祉
- ・飼料自給率の向上
- ・ゆとりの創出
- ・景観

まさに、自然農法の酪農版と位置づけられるものであって、その基本的な哲学は次の三友氏の言葉に端的に表されている。「合理性とは本来『理』に合ったもの、農業でいえば自然風土のおりなす天然・自然の理にかなった形態というべきものです。酪農でいえば、反芻動物・偶蹄目の特性に合った飼養形態により、人間の益のあるものを最小の労力、エネルギーで適正・適量に生みだすものです。」

「反芻動物という特性をもつ牛を、牛らしく飼うこと。粗飼料を中心として、人工的な乳生産をめぐず、適量の生産量に収めること。この適量とは牛の本来もっている産乳能力と、それぞれの農場の持っている条件を最良に組み合わせた量で、薬剤などの投入をしなくともごく当たり前の状態で細

菌数 体細胞がクリアできる牛乳のことです。

良質乳の条件は、牛の健康を守れる飼養形態で生産されたものであり、消費する人の生命を支えるものであり、酪農民の営農と暮らしを支えるものです。

また、牛乳は季節の産物です。一年中乳の成分、香り、味が変化しない牛乳はむしろ不自然です。夏には青草の香りがあり、乳成分も低下します。冬は乾草の香りがあってコクがあるなど、それぞれに特徴がある^(注10)あっておいしい牛乳なのです。」

ただし、マイペース酪農は、季節の変化

に対応した適切な草地の肥培管理技術や、飼料供与を含む飼養管理技術等の高度な管理技術が必要とされる。また、技術や経営以外にも生活暮らし、社会等も含めたトータルでの見直しと取組みが求められていることから、別海町での「マイペース酪農交流会」をはじめとする活発な勉強会、交流会が開催されている。

(注8) 吉野宣彦「低投入放牧酪農の経営と暮らし(2)」『畜産の研究』第54巻第9号(2000年)。

(注9) 三友盛行『マイペース酪農』農山漁村文化協会(2000年3月)169頁。

(注10) (注9)に同じ、92頁。

第4表 農家の規模と経済収支の推移

	1988年	89	90	91 転換	92	93	変化指数 (1990年=100)			
							91	92	93	
経営面積 放牧地 採草地	(ha) 5.1 (ha) 39.9	45.0 5.1 39.9	45.0 5.1 37.9	43.0 5.1 37.9	43.0 10.7 32.3	43.0 15.7 27.3	100 100 100	100 210 85	100 308 72	
乳牛飼養頭数 成牛飼養頭数	(頭) (頭) 41	75 42	86 54	103 51	80 47	76 46	67 94	78 94	74 87	
出荷乳量 個体乳量	(トン) (kg) 7,807	320 8,717	366 6,364	344 7,081	361 6,386	300 6,478	298 6,478	105 111	87 100	
農業収入	(千円)	30,502	39,390	35,358	35,554	28,153	26,004	101	80	
乳代収入 個体販売 その他		25,571 4,771 159	29,927 8,979 483	28,022 6,403 933	28,545 6,109 900	24,258 3,473 422	23,076 2,911 162	102 95 96	87 54 45	
農業経営費	(千円)	25,634	25,913	26,278	24,853	18,887	17,846	95	72	
雇用労賃 肥料 生産資材 水光熱費 飼料費 養畜費 農業共済 販料料金 修理費 諸税負担 減価償却費 その他		90 895 856 1,029 8,446 1,129 991 2,251 3,524 318 5,197 908	104 1,094 551 1,046 9,052 1,076 1,044 2,332 2,519 261 5,243 1,593	284 1,145 896 1,067 9,728 1,241 1,031 3,152 2,436 282 4,829 259	208 1,343 917 1,101 8,213 1,173 863 3,085 2,137 253 4,799 594	205 1,484 492 1,046 5,348 1,173 699 1,703 1,737 126 4,464 720	165 1,176 401 946 4,550 699 750 1,630 2,577 101 4,361 490	73 117 102 103 84 94 107 98 88 90 99 229	72 130 55 98 84 94 107 90 71 54 92 278	58 103 45 89 47 56 78 52 106 36 90 90 189
農業所得	(千円)	4,708	12,993	8,147	9,801	8,844	8,142	120	109	
農業所得率	(%)	15.5	33.4	23.7	28.3	31.9	31.3	120	135	
生乳1kg 当たり	経営費 (円) 飼料費 (円)	80.1 26.4	70.8 24.7	76.5 28.3	68.8 22.7	62.9 17.8	59.9 15.8	90 80	91 78	
									78 56	

出典 吉野宣彦「低投入放牧酪農の経営と暮らし(2)」『畜産の研究』第54巻第9号(2000年)
資料 農家の記帳による

(4) 中標津町にみる地域酪農

ここで三友氏の牧場がある中標津町での酪農の飼養形態について見てみたい。

中標津町は北海道の東部、根室支所管内にあり、東はオホーツク海、南は太平洋に面しており、十勝地区のように畑作物には適さず、牧草の質も劣るが、酪農に特化することによって一大酪農専業地帯が形成されている。中標津農協管内の生産農家252戸のうち生乳出荷戸数は225戸、管内農地面積16,184haのうち、改良草地9,200ha、永年草地3,225ha、飼料畑地95haと農地の8割弱が酪農的に利用されている(いずれも2000年)。

第5表は当農協管内の酪農家をサンプル調査したものをまとめたものであるが、これからもうかがわれるよう、同一農協管内とはいえ、多様な飼養形態が存在しており、マイペース酪農から、集約放牧、さらには舍飼を大幅に取り入れているものまであり、また、小規模は小規模なりの経営実績を確保している。そしてそれぞれがそれぞれの飼養形態、経営体を尊重するとともに、経営面等で競争もし合いながら、棲み分けしているのが実態である。

また、担い手の確保、農地等については、体調不良等から営農継続を断念し、農地を

売却するものもあるが、現在までのところこれらを購入しての規模拡大で吸収されている。労働力については、ヘルパー制度の活用、分業化による外部委託等が増加している。刈り取った牧草の輸送作業の輸送業者への委託をはじめとして農外での雇用も増加して、町の人口が増加基調にある。また、川崎市をはじめ東京、大阪、兵庫等酪農体験等をつうじての都市住民との活発な交流も加わって地域活性化に大きな役割を果たしている。

こうしたなかで着実に「ゆとり」志向^(注11)、生活優先の酪農家が増加しているのである。

第5表 中標津町酪農家経営内容(サンプル)

	K	M	O	Y	S
経営面積 牧草地	(ha) 47	58 50	210 207	75 55	130 100
乳牛飼養頭数 成牛飼養頭数	(頭) 58 33	56 37	313 218	158 94	300 180
出荷乳量 個体乳量	(トン) 272 8,242	206 5,568	1,850 8,486	647 6,883	1,646 9,144
農業収入	(千円)	24,842	18,594	155,177	59,639
		18,639 2,566 3,637	13,428 2,538 2,628	125,882 550 28,745	45,926 5,562 8,151
農業経営費	(千円)	12,679	10,777	115,539	35,401
		2,460 1,282 696 827 4,110 1,046 597 1,234 839 886 1,162	21,623 586 684 692 38,856 663 353 816 933 744 689	186 2,008 3,028 5,952 10,819 6,510 5,813 12,326 2,380 7,252 5,471	4,824 3,139 2,564 3,346 36,628 7,454 4,916 9,339 9,910 6,582 5,382
農業所得	(千円)	12,163	7,817	39,638	24,238
農業所得率	(%)	49.0	42.0	25.5	40.6
生乳1kg 当たり	経営費(円) 飼料費(円)	46.6 15.1	52.3 10.5	62.5 21.0	54.7 16.7
					57.2 22.3

資料 クミカン等中標津農協資料より筆者作成
(注1) 2000年実績。ただし、収支にはクミカン以外の数値は考慮されていない。また現金収支につき減価償却費が含まれていない。

2. 個体乳量は成牛頭数で出荷乳業を割ったもの。

3. サンプル対象は管内の優良農家につき、平均よりも収支は良好なものとなっている。

(注11) 各酪農家とも「ゆとり」志向が強まっており、本稿でいう狭義のマイペース酪農とは別に、自らの酪農を「マイペース酪農」と呼ぶ酪農家も多い(中標津農協からのヒアリング)。

6.まとめ

これまで、構造的变化をきたしている情勢のなかで、あらためて我が国における畜産の必要性と、それに対応した畜産飼養形態の概略について紹介してきた。すなわちこれから求められる飼養形態のベースとして位置づけられるのが放牧であり、草地資源のない平場地帯、あるいは都市近郊地帯でも飼料自給化と有機堆肥の確保という観点から飼料イネ、あるいは「粕酪」等を位置づけることが可能である。こうしたその地域に存在する地域資源を有効活用し、かつ安全・安心確保の意味からも家畜福祉を重視して健康な家畜の育成をはかっていく畜産経営が求められているのである。

こうした畜産経営に必要な草地資源等は我が国に豊富に存在するとともに、飼料イネ等の開発、さらにはこれらに必要な飼養管理技術等もかなりのところにまでできている。現にここまで見てきたとおり、地域内での多様な飼養形態のなかで棲み分けしながら、相応の実績を確保しつつあり、今後一般化していくだけの潜在力を有している。こうした地域資源を生かした適地適作的な飼養形態による「日本型畜産経営」が成立するための条件整備がはかられつつある、と考えられる。

このような「日本型畜産経営」は食料自

給率の向上、景観を含む多面的機能の發揮をもたらし、まさに新農業基本法がすすめる持続的循環型の農業に該当するものであってこれを、直接支払い等によって維持・確保していくだけの十分な意味・価値を有しており、国民の理解獲得も可能である。

これまでの経済効率性重視の世界からは除外されてきた「人も家畜も土も健康」な畜産が、「低投入」によって大幅なコスト低下と「ゆとりの創出」を可能にし、経済的にも自立できる可能性を垣間見せている。まさにこれまでの近代化、効率化一辺倒の加工型畜産、さらにはそこにある価値観そのものの転換までをも迫っているともいえよう。

今回のBSEのショックは、その意味では我が国畜産を見直していく好機として活用していくことが肝心であり、BSE等の提起している基本問題に対応していくために、あらたなステージへの移行が必要という本質的課題を突きつけているのであって、今こそ飼料基盤から切り離されて展開してきた加工型畜産から脱皮すべく、飼料の自給化と家畜の健康を重視した適地適作による日本型畜産経営への本格的取組みを開始すべきであると考える。

<参考文献>

- ・拙稿「BSEと食品安全性確保」本誌2001年12月号
- ・水間豊編『畜産の近未来』川島書店(1991年4月)
- ・三友盛行『マイペース酪農』農山漁村文化協会(2000年3月)
- ・拙稿「飼料イネ生産の取組実態と課題」本誌2001年3月号
- ・拙稿「地域資源活用型畜産経営の現状と展開の可能性」本誌1998年8月号
- ・佐伯尚美・生源寺真一『酪農生産の基礎構造』農林統計協会(平成7年3月)

(薦谷栄一・つたやえいいち)

土地利用権の集積を中国に学ぶ

今夏1か月余、中国吉林省長春市にある吉林大学に招聘されて、中国農業事情の調査研究を中国人学者と共同して行った。

今年11月のWTO加盟を控え、中国は官民あげてその対策に余念がない。特に東北地域は土地利用型の耕種作目が支配的であり、アメリカ、ケアンズグループの輸出攻勢をもろに受けることから、耕種作目のコスト削減に必死である。コウリヤン 大豆の作付けを減らし、代わりに水稻の作付けが急速に拡大している。

耕種作目においてはコスト削減には規模の有利性が働くので、農用地の面積規模の拡大が重要になってくる。規模拡大の場合案外見逃されやすいのが、農地の面的集積である。欧米のように圃場がおおむね団地化している場合は面積拡大は面的集積に繋がる場合が多いが、日本のように耕地が小地片に分散している場合必ずしも面的集積にならないばかりか逆に分散傾向は強まることになる。

中国では1949年の建国、引き続いての土地改革以前は日本と同じように耕地は分散していた。しかし、その後の農地の集団化政策により人民公社単位で大圃場化した。中国の場合は機械化が遅れ、手労働段階にとどまっていたので大圃場化のメリットはあまりなく、逆に管理が行き届かないなどのデメリットも生じた。1980年以降の改革開放政策に伴う市場メカニズムの導入、人民公社の解体は、中国においてかつての零細分散圃場を再生した。人民公社解体時の土地の再配分は、おおむね数か所ごとに大区分した圃区に番号を付け抽選で配分するというやり方を採った。地域ごとに豊度、通作条件が異なるので平等を期するためにわざと分散化を図ったのである。

規模拡大、コスト削減を目指す場合、こうした中国の農地の零細分散制は大きな障害となるはずである。中国において農地の面的集積はどのように行われるのか。今回の中国での共同研究の私にとっての課題はその点にあった。

だが、現実をみると中国はいとも簡単にその問題を解決していた。中国東北地方各地に1,000haを越える大規模経営が出現しているではないか。いかにして土地の面的集積を可能にしたかを、長春市近郊の大規模輸出花卉園芸団地の

事例を基に述べることにする。

K企業集団はもとは地元の建設会社で農業とは無縁であったが、1998年5月に輸出用花卉に目をつけ一気に130haの農地を借り入れ、大規模施設園芸経営に乗り出した。ガラス温室施設の面積規模は4万m²である。これらの土地は農家約200戸から全部50年間の使用権を得ている。日本の場合は通常、貸出に応じない農家もあり、全面積を団地的に借り入れることは不可能に近く、可能であっても長期間の交渉期間を有する。

だが事例の場合わずか3か月の交渉で全戸の同意が得られた。条件は、旧来の自作地でのトウモロコシ作付農業所得をはるかに上回る1ム - 800元の使用料の支払いである。中国農民が経済性合理性に富んでいるので可能になったとのみ言い切れるものではない。秘密は中国の改革開放政策以来の土地制度にある。改革開放時人民公社の社員であった農家は土地の使用権のみ配分を受けたのであり、所有権は国家が有しているのである。使用権は売買等の権利移動は可能であるが、最終処分権は国家にあるので、日本のように土地所有の「絶対性」は主張されなく、「相対」的な権利に置かれている。いわば使用権は持分権のようなもので容易に債権化されるのである。

中国南部に始まった^{コラボ}股份合作制(株式協業制)もまた、土地の使用権を株化することにより農地を流動化させ集積が容易に図れる仕組みである。

現在中国は対日農産物輸出を長ネギ、シイタケから本命の米輸出に移行するだけの生産力的条件を着々と整えており、それを可能にするのは農地利用権の面的集積であると思う。

日本の農業の面的拡大・集積を図るには農地の所有権(物権)を持分権(債権)化して流動化させることが重要である。こうした試みはすでに日本でも先進地において実験的に試行されているが、法的裏付け、事業的裏付けには乏しい。中国の土地制度から学ぶ必要があると思われる。

(東京農業大学教授 岡部 守・おかげまもる)

アメリカの畜産における新世代農協について

肉牛を事例に

〔要　　旨〕

1990年代に入ると、北西部地域を中心にして、新世代農協という従来の農協とは組織構造の異なる新しいタイプの農協組織が相次いで設立されている。農業の工業化が急速に進展するなかで、経済的な条件不利地域の生産者が自衛策としてはじめたのが契機である。

新世代農協は、地域資源の掘り起こし、ニッチ市場を主な販路とする戦略を経営の基本に使える場合が多い。したがって、ニッチ市場を対象とする特殊作物や畜産物だけではなく、主要な農畜産物での取組みが、新世代農協の課題としてあげられる。

特に注目されるのが畜産である。近年、生産・流通の双方において集中化の激しい畜産において、新世代農協がはたしる機能や役割について考察することは重要である。そこで本稿では、近年肉牛生産に参入した新世代農協のひとつU.S. Premium Beef(以下USPB)に焦点を当てて考察する。

USPBは、純粹種子牛生産者から肥育業者までを組合員として含む新世代農協で、と畜・加工部門については、NBPという既存の農協であるFarmlandの関連会社に資本参加する形で参入している。つまり、NBP(あるいはFarmland)と共同で生産からと畜・加工・流通までを含む包括的な垂直的調整を行っている。これは、養豚とは異なりいまだに生体ベースのスポット取引が主流の肉牛では珍しい事例である。

また、このような垂直的調整は、二つの点で大きな特徴を有している。ひとつは、Grid pricingの導入である。これによって肉質や歩留りの評価が包括的に実施され、その結果が個々の生産者へのプレミアム(あるいはディスカウント)となって反映される。

いまひとつが情報のフィードバックである。通常、生体取引の場合、パッカーが肥育部門に枝肉に関する情報をフィードバックすることはほとんどない。この点、USPBの場合にはより緻密な情報が無料で提供されるため、情報に対するアクセスが容易である。また、データに関するアドバイスをも実施しているおり、このような生産者とパッカー間の緊密な垂直的調整は、おそらくUSPB独自のものであろう。

このような仕組みは販売契約を必要とする。しかしながら、生産者とパッカーの間には契約を結ぼうという強固なインセンティブは存在しないが、新世代農協への出資は、加工部門からの配当や相対的に高いプレミアムを獲得できる。したがって他の投資よりも高い収益が見込めるので、強力なコミットメントを求める拘束力のある契約の導入が可能になる。つまり新世代農協の組織構造こそが、契約の導入を可能にしているものと考えられる。

目 次

- 1. はじめに
- 2. アメリカの肉牛の生産およびと畜・解体部門の構造とUSPBの戦略
 - (1) 肉牛の生産・と畜・流通構造の特徴
 - (2) 肉質と歩留りの向上
 - (3) USPBの調整の特徴
- (4) 販売契約の導入
- 3. USPBの経営状況と今後の可能性
 - (1) 組織構造と経営状況
 - (2) 豚肉での展開
- 4. まとめ

1. はじめに

すでに以前紹介したように^(注1)、1990年代に入ると、北西部地域を中心にして、新世代農協という従来の農協とは組織構造の異なる新しいタイプの農協組織が相次いで設立されている。企業の大型合併や買収が急速に進展するなかで、経済的な条件不利地域の生産者が自衛策として始めたのが契機である。

新世代農協は、地域資源の掘り起こし、ニッチ市場を主な販路とする戦略を経営の基本に使える場合が多い。したがって、ニッチ市場を対象とする特殊作物や畜産物だけではなく、穀物メジャーが大きなシェアを占める農畜産物での取組みが、新世代農協の課題としてあげられる。

特に注目されるのが畜産である。近年、畜産においても合併や買収によって、生産、と畜・加工の各工程で一部の大規模経営体やアグリビジネスへのシェアの集中が進んでいる。また、畜種によって程度は異なるが、生産およびと畜・加工部門との関

係が契約によって結びつけられている。したがって、このように生産・流通の双方において集中化の激しい畜産において、新世代農協がはたしうる機能や役割について考察することは、新世代農協の評価という意味で重要である。そこで本稿では、近年肉牛生産に参入した新世代農協のひとつU.S. Premium Beef(以下USPB)についてと畜・加工部門と生産部門との関係に焦点を当てて考察する。

その際に、新世代農協とその組合員が主体となる垂直的調整(Vortical Coordination)が持つ特徴について特に考察を深めたい。生産者が新世代農協という組織を活用して実施している垂直的調整は、パッカー等が主体となる場合とは異なる構造を持つと考えられる。そのような観点からUSPAの垂直的調整の構造的特徴について考察する。

なお、新世代農協についての研究は、日本では緒についたばかりであり、また肉牛に関する研究についても大手パッカーへの生産の集中やフィードロットに関する研究はみられるものの、垂直的調整(コーディ

ネーション)に関する研究、特に農協サイドからの分析はこれまで少なかった。

本稿では、まず2章で肉牛の生産、と畜および流通の現況について整理し、3章でUSPBの事業展開の特徴について考察する。

(注1) アメリカの肉牛に関する日本における先行研究として、斎藤[2]および[3]、新山[4]および[5]があげられるが、近年のCaptive Supplyや情報を対象とした垂直的調整については、これまでほとんど考察されてこなかった。新世代農協については、大江[1]を参照。

2. アメリカの肉牛の生産およびと畜・解体部門の構造とUSPBの戦略

(1) 肉牛の生産・と畜・流通構造の特徴

a. 生産の現状

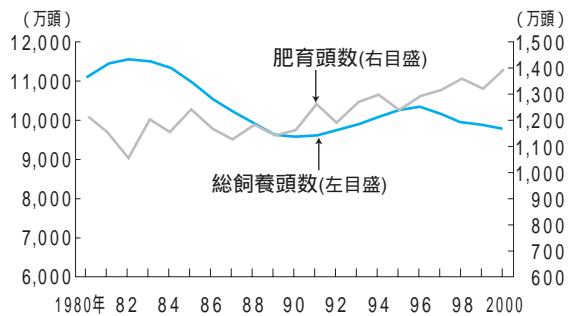
初めに、農務省(以下USDA)のデータを利用して肉牛の生産動向について確認しておく。まず、肉牛の総飼養頭数は、大きな流れとしては1975年ごろをピークにしてその後減少傾向に転じ、1988年には1億頭を割っている。1980年以降に限定してみると、1980年初頭より減少し始めて1990年を底に増加に転じ、1994年

には1億頭を回復している。その後はやや停滞し、2000年の飼養頭数は9,800万頭で、そのうち肥育牛の飼養頭数は1,400万頭である(第1図)。

経営体数は、1980年以

資料 第1図に同じ

第1図 肉牛の総飼養頭数の推移

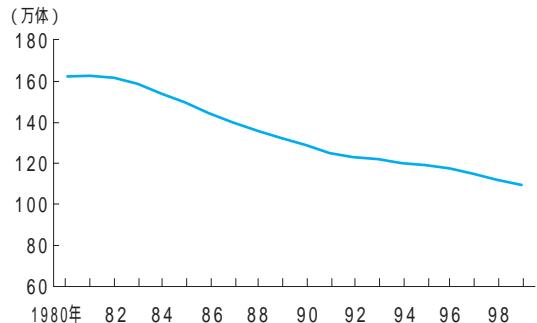


資料 Cattle Final Estimates 1989-1993, 1994-1998

またはUSDA NASSのデータベースより作成

(注) いずれの数値も各年の1月1日時点。

第2図 肉牛経営体数の推移



資料 第1図に同じ

降については一貫して減少しており、1980年の160万戸から2000年には100万戸強まで減っている(第2図)。経営規模別にみると、特に減少が激しいのが1~49頭層で、データの取れる1993年から2000年までの間に77万戸から67万戸まで減っている(第1

第1表 経営規模別経営体数の推移

(単位 戸)

	合計	1~49頭	50~99	100~499	500~999	1,000超
1993年	1,213,780	774,600	204,180	209,140	17,125	8,735
1994	1,197,290	755,500	207,490	208,610	17,070	8,620
1995	1,190,630	745,500	207,780	209,860	18,310	9,180
1996	1,176,700	734,000	205,030	210,760	17,980	8,930
1997	1,148,050	715,040	200,550	205,390	17,750	9,320
1998	1,115,650	695,400	194,510	198,515	17,845	9,380
1999	1,096,550	685,600	186,430	197,040	18,095	9,385
2000	1,075,860	669,150	185,250	193,120	18,615	9,725

第2表 繁殖農場の規模別シェア
(単位 %)

	1988		1997年	
	経営体数	飼養頭数	経営体数	飼養頭数
50頭未満	83	34.9	80	30.3
50～100	10	19.3	12	19.5
100～500	7	45.8	8	36.2
500超			1	14.0

原資料 USDA Cattle
資料 Lamb, R. L. and Michelle Beshear, [8]より
作成
(注) 四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

表2) この期間の減少数は全体で14万戸ほどであるから、減少のかなりの部分が小規模層で発生していることになる。

牛肉生産では、繁殖・育成部門と肥育部門とでは構造的に異なる面が多い。基本的に、繁殖・育成部門では大規模化は進展していない。たとえば、繁殖部門の経営規模別出荷頭数をみると、100頭以上層のシェアが1988年から1997年の間に46%から50%にやや増えてはいるものの、50頭未満層の比率がいまなお30%を占めている(第2表)。

肥育部門であるフィードロットの数は、2000年時点で19万2千である。そのうち飼養頭数が1千頭未満のいわゆる農家フィードロット^(注2)が10万を割り込んで9万5千まで減少しているのに対して、1千頭以上のコマーシャルフィードロットは約2千と安定している。ちなみに統計で分類されている最大層である5万頭以上層に属しているフィードロットは52で漸増している。

2000年のフィードロットの飼養頭数は1,400万頭でそのうちコマーシャルフィードロットが約1,150万頭と全体の約82%強を占めている。また経営規模別にみると、最大規模層である5万頭以上層は290万頭、

第3表 経営規模別出荷頭数のシェア
(単位 %)

	1996年	1997	1998	1999
1～999頭	15.4	15.1	14.6	15.3
1,000～1,999	3.9	3.6	3.3	3.3
2,000～3,999	5.0	4.7	4.5	4.6
4,000～7,999	7.8	7.9	7.3	7.4
8,000～15,999	11.9	11.7	11.0	11.2
16,000～23,999	9.7	9.8	9.4	8.7
24,000～31,999	11.9	12.2	11.2	10.2
32,000～49,500	13.0	14.9	15.9	15.6
50,000超	21.5	20.2	22.7	23.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料 第1図に同じ

22%のシェアを占めている。これは出荷頭数でも同様である。1999年の出荷総頭数2,780万頭のうち農家フィードロットが430万頭でコマーシャルフィードロットが約2,350万頭である。コマーシャルフィードロットが全体の85%を占めていることになる。

規模別にみると、最大規模層の5万頭以上層の出荷頭数は656万頭で全体の24%を占めている(第3表)。1999年の5万頭以上層の経営体数はわずか47であるから、わずか50に満たない経営体がフィードロット全体の出荷頭数の4分の1を占めていることになる。データの制約で十分に比較はできないが、1996年の同層のシェアが約22%であったから、このような傾向は継続しているものとみられる。

州別にみると、総飼養頭数ではテキサス州が1,400万頭と突出している。その後に、ネブラスカ、カンザス、オクラホマ州等の周辺諸州が続いている。繁殖雌牛の飼養では、テキサス州が550万頭と圧倒的に多く、その後にミズーリ州やオクラホマ州が続いている。肥育牛では、テキサス、カンザス、

第4表 主要州別繁殖雌牛と肥育牛
におけるシェア(1998年)
(単位 %)

順位	繁殖雌牛		肥育牛	
	州	シェア	州	シェア
1	テキサス	16.4	テキサス	21.0
2	ミズーリ	5.9	カンザス	17.4
3	オクラホマ	5.8	ネブラスカ	16.9
4	ネブラスカ	5.7	コロラド	8.4
5	サウスダコタ	4.6	アイオワ	7.3
6	モンタナ	4.6	オクラホマ	3.2
7	カンザス	4.3	カリフォルニア	2.9
8	ケンタッキー	3.4	サウスダコタ	2.3
9	テネシー	3.2	アイダホ	2.2
10	フロリダ	3.0	ミネソタ	2.0

資料 USDAのNASSのホームページより筆者作成

ネブラスカ諸州が200万頭レベルで拮抗しており、繁殖雌牛の分布に比べ平原地帯の占めるシェアが高い(第4表)。

このような傾向は各州のフィードロットの特徴に違いとなって表れる(第5表)。最も大規模化が進んでいるのがテキサス州で2000年の出荷頭数620万頭のうち3万2千頭以上層が出荷した頭数が440万頭で71%に達している。カンザス州やコロラド州もテキサス州ほどではないが、3万2千頭以上層のシェアがそれぞれ44%、55%と高くなっている。出荷頭数は約90万頭とそれほど多くないが、オクラホマ州も同様な特徴を示している。

これに対して、ネブラスカ州では同層の

第5表 主要州別経営規模出荷シェア

シェアが12%と他の3州に比べると極端に低くなっている。しかも1千頭未満の小規模層が30万頭を出荷している。他の3州では1千頭未満層の出荷頭数は皆無である。このような傾向はアイオワ州でさらに顕著になっている。以前より畜産と穀物生産の複合経営が比較的多い同州では、2000年の出荷頭数160万頭のうち約100万頭が1千頭未満層で、8千頭以上層はゼロである。このように、肥育牛生産の上位州でも、巨大フィードロットへの集中化は急激に進んでいるものの、中小規模層もまた一定程度残っているのである。

b. と畜・解体部門の構造

肥育部門の巨大化という点では肉牛と養豚は共通しているが、流通については、やや異なる。アメリカ農務省(以下USDA)のデータによると、市場取引の割合は1997年時点で肉牛が14.5%、養豚が3.8%と双方ともに低い。しかしながら、1980年時点ではともに23%前後であっただけに、その後の減少率は養豚の方がはるかに激しい(第3図)。また、枝肉ベースの取引比率も、肉牛は1997年に47.5%なのに対して、養豚は

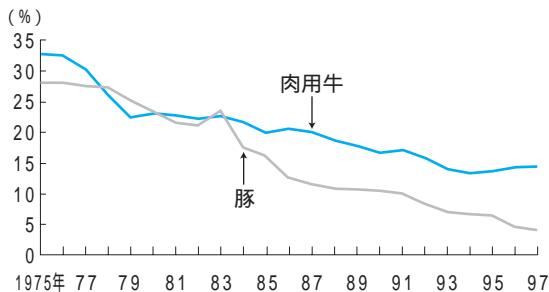
63%に達している。1986年の数値32%および15%と比べると、肉牛の増加ペースの方が緩やかである(第4図)。総じて、肉用牛ではスポット・生体取引が現在でも主要な取引形態となっている。

他方、と畜に関しては、牛肉における三大パッカーへの集中は極め

	コロラド	アイオワ	カンザス	ネブラスカ	オ克拉ホマ	テキサス	(単位 %)
1~999頭							
1,000~1,999	2.1	15.8	0.8	5.8	1.5	0.1	
2,000~3,999	3.4	12.0	2.1	11.0	4.6	0.3	
4,000~7,999	9.5	10.4	4.7	17.9	7.8	2.0	
8,000~15,999	9.7		15.6	23.1	7.6		
16,000~31,999	20.1		32.4	23.7	20.1	18.7	
32,000超	55.2		44.3	12.2	66.0	71.2	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

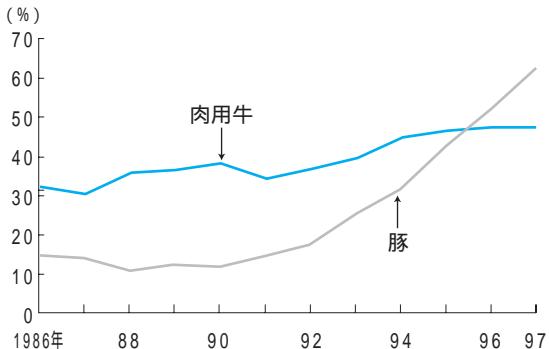
資料 第1図に同じ

第3図 肉用牛および豚の家畜市場取引比率の推移



資料 USDA Packers and Stockyards Statistics Report 1997

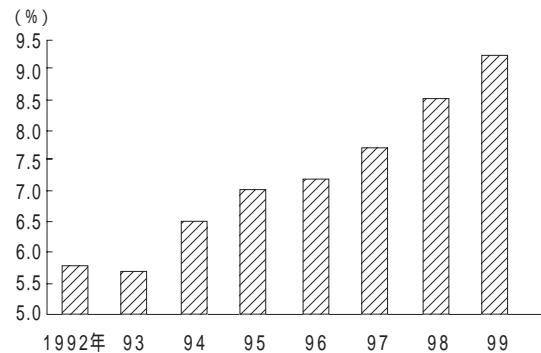
第4図 豚と肉牛の枝肉ベースの取引比率の推移



資料 第3図に同じ

て顕著である。第6表に示されているように、1990年に56%であったシェアが、1994年には64%にまで上昇している。上位5社まで広げるとそのシェアは70%を超えており、大手パッカーへの集中は1990年代に入ってもさらに拡大しているといえる。

第5図 NBPの市場占有率の推移



資料 NBPのホームページ
(http://www.nationalbeef.com/Trans_companyInfo.htm)

もっとも、子細にみると1995年以降上位3社のシェアはわずかではあるが減少に転じ、1997年には61%にまで低下している。これに対して、着実にシェアを伸ばしているのがNational Beef Packing(以下NBP)で、1990年の3.6%から1995年には5.5%まで上昇している。また、第5図に示されているNBPのデータによると、同社のマーケットシェアは1994年以降上昇を続け、1999年度には9.2%に達している。ブランドあるいは高付加価値製品の販売やカタログ・通信販売の推進がシェア上昇に貢献している。^(注4)

後述するように、NBPは全米最大の農協組織であるFarmland Industries(以下

第6表 肉用牛と畜頭数の大手パッカーの市場占有率の推移

(単位 %)

	1990年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
1. IBP	24.5	26.0	27.4	27.9	29.0	29.0	29.4	...
2. Cargill(Excel)	15.0	14.7	16.7	16.5	17.5	17.1	16.9	...
3. ConAgra	16.0	16.2	16.7	17.1	17.3	17.1	16.2	...
上位3社小計	55.5	56.9	60.8	61.5	63.8	63.2	62.5	61.3
4. National Beef Packing	3.6	3.7	3.3	5.1	5.0	5.5
5. Beef American	3.4	3.7	3.3	3.3	2.0	2.8
上位5社小計	62.5	64.3	67.4	69.9	70.8	71.5

原資料 Cattle Buyers Weekly.

資料 食肉通信社『数字でみる食肉産業』より作成

Farmland)とUSPBとの合弁企業で,USPBは組合の肉牛をNBPに出荷している。したがって,NBPが目指す高品質化に貢献するためには,USPBはPrimeやChoice,あるいはCertified Angus Beefの比率を高めることが求められる。ちなみに,1999年度のUSPBの出荷頭数は約56万頭でNBPのと畜頭数260万頭の約22%を占める。

(注2) 新山[4], 65ページ。

(注3) USDA, Packers and Stockyards Statistical Report 1997 Reporting Year.

(注4) 近年,好況に支えられて,ホテルやレストランにおける高級牛肉に対する需要が極めて旺盛である。このため,供給不足になったChoice級牛肉の価格が高騰し,Selectとの価格差が大幅に広がっている。畜産の情報(海外編)農畜産業振興事業団,2000年2月号。

(2) 肉質と歩留りの向上

通常,肉牛の格付けは,肉質等級(Quality grade)で,歩留り等級(Yield grade)について,USDAの格付検査官より等級分けが実施されている(第7表)。肉質等級は,成熟度や脂肪交雑等を基準に,去勢牛と未経産牛については8種類,経産牛については7種類,若齢雄牛については5

種類に分類されている。歩留りについては,脂肪付着度によって1~5までの5段階で評価されている。

アメリカでは,肉質格付が1927年から,歩留り格付が1965年から採用されているが,いずれも任意の方式である。費用は肉牛1頭当たりではなく,検査官の賃金をパッカーが負担する受益者負担となっている。肉質格付実績は1988年の54%から1997年には73%にまで増えている。^(注5)また,1989年に肉質格付と歩留り格付を分離する方式が導入されて以降歩留り格付も急激に増加している。

なお,格付けにしたがってパッカーはプレミアム(あるいはディスカウント)を支払うが,肉質等級については,パッカーによって異なるものの,通常Choice以上の等級にプレミアムが支払われる。歩留りについては,Yield 1および2にはプレミアムが支払われるが,逆に歩留りの悪いYield 4と5はディスカウントの対象となる。また,生体の体重が一定基準内に収まらないとやはりディスカウントが課せられる。

第7表 肉質等級における脂肪交雑と成熟度の関係

成績度 脂肪交雫	A	B	C	D	E
やや多い	Prime				
適度			Commercial		
並	Choice				
少ない					
わずか	Select			Utility	
形跡あり					Cutter
ほとんどなし	Standard				

資料 本郷秀毅・藤野哲也「米国における家畜・畜産物の価格形成および格付け」
農畜産業振興事業団『畜産の情報(海外編)』1999年1月号。

(注) 成熟度は月齢に直すと,A - 9~30か月,B - 30~42か月,C - 42~72か月,D - 72~96か月,E - 96か月超となる。

第8表 肉質等級と歩留りの比較
(単位 %)

	USDA 1999年度	USPB	
		1998	1999
Prime	3.3	3.88	4.11
Choice	58.5	60.17	62.69
Select	38.2	9.74	12.19
CAB			
Y1	11.6	10.21	9.13
Y2	48.1	50.40	51.83
Y3	38.6	36.82	36.18

資料 NBPの1999年度年次報告書及びUSDA/AMSのデータ

(注) USDAの1999年度は1998年10月4日から翌99年10月2日まで、USPBのそれは1998年8月29日から翌99年8月28日までである。

このような格付けについて、USPBの1998年度と1999年度の等級別シェアを比較すると、PrimeとChoiceの比率がそれぞれ3.88%から4.11%へ、60.17%から62.69%へと上昇しており、確実に肉質が向上していることがわかる(第8表)。あくまでも参考であるが、USDAが発表している1999年度の数値をみると(重量ベース)、Primeが3.3%、Choiceが58.5%となっており、明らかにUSPBの数値の方が高くなっている。

このようなPrime重視の姿勢は、USPBの大きな特徴であるといえる。事実、USPBはPrimeに対して100ポンド当たり14ドルを提示している。たとえば人気の高いアンガスビーフを優遇しているとはいえ、プレミアムは100ポンド当たり4.5ドルである。また、USPBが生産者に支払うプレミアムの内訳をみると、大半が肉質的な要因であり、歩留り等の他の要因はそれほど高い比重を占めているわけではない。肉質重視は明らかである。

ただし、近年は健康志向もあり基本的に赤身の多いSelectの比重が高くなっている

る。しかしながら、他方でレストランやホテルでの高品質の牛肉消費が増えているといわれているだけに、USPBはそのような特定の消費者をターゲットにした販売戦略を取り、それに生産をリンクさせていると考えられる。

このような肉質の向上は、組合員が受け取る1頭当たりの利益に反映される。1頭当たりの利益はプレミアムと利用高配当によって決まるが、1998年度の1頭当たりの利用高配当と平均プレミアムが、それぞれ10ドル、7.5ドルで合計17.5ドルであったのが、1999年度にはそれぞれ18ドル、14ドルの合計32ドルにまで増えている。

(注5) 米国食肉輸出連合会(日本事務所)のホームページ。

http://www.usmef-ja.org/sijou/a_sijou.htm

(3) USPBの調整の特徴

質的向上を図るためにUSPBが導入しているのが、枝肉ベースの取引における肉質や歩留りに基づく価格決定方式(Grid pricing)、広範囲にわたる情報のフィードバック^(注6)である。

前者は、枝肉ベースの取引を前提として価格の決定に質的要因を織り込む方法で、基準価格(Base price)にプレミアムやディスカウントが加味されて最終的な価格が決定される。スポット・生体取引の場合、価格は生体重量が価格決定の基準となるため^(注7)、肉質や歩留りが価格に反映されることはない。したがって、肉の品質的側面と価格を連動させるには、プレミアムや

ディスカウントという形で質的要素を価格決定方式の中に組み入れてインセンティブを与えるなければ、質的向上はむずかしい。

後者は、端的に言えば生産者への情報のフィードバックの徹底である。消費者の喜好に関する情報を生産者、特に子牛生産者に伝達することによって品質の改善が期待される。また、食品の安全性という観点からも重要である。食料品生産の全工程にわたる追跡可能性(Traceability)が、食品衛生という面から重要になってきているからである。

USPBでは、肉牛1頭ごとの枝肉データは無料で生産者に迅速にフィードバックされている。厳密にいえば、情報の伝達は最終所有者にフィードバックされる。たとえば、フィードロットが最終所有者の場合は、枝肉に関する情報はフィードロットに与えられ、子牛生産者や純粋種子牛生産者への情報のフィードバックについては、フィードロットの裁量に委ねられる。子牛生産者や純粋種子牛生産者が所有者の場合も同様である。また、肉牛の最終所有者に他の生産者が信用を供与している場合、最終所有者が信用を供与する生産者に情報を(注8)フィードバックする場合もあるという。

たしかに、子牛生産者(もしくは純粋種子牛生産者)とフィードロットとの関係は、USPBが生産者間の調整に関与していないこともあって、基本的には当事者間の自主的な取引であるが、それでもフィードロットと子牛生産者との間では調整が働いている。たとえば、フィードロットは高品質の

子牛を生産する子牛生産者をリストアップしたり、または子牛生産者との間に継続的な関係を構築したり、所有権を共有する場合もあるという。その場合、枝肉データがフィードバックされることもあり、そうなると枝肉データが繁殖レベルまでにフィードバックされることになる。とりわけ(注10)Electric Identification Systemの導入によって、経路追跡はより効率的になっている。

また、USPBの役割は情報提供だけにとどまらない。組合員が提供された情報を有效地に活用するために、フィードバックされた情報の生産への具体的な活用について、USPBは組合員に対してアドバイスを行っている。具体的には、電話によるアドバイスと、スタッフを派遣して直接アドバイスを与える場合の二つの方法がある。将来的には、ホームページでの情報提供を考えているという。なお、USPBは、個体別の情報だけでなく、蓄積されたデータを使って肉質を向上させるための要因分析を実施しており、このような分析結果を踏まえたアドバイスも隨時行っている。

さらに、Farmlandは、全米に肉牛購入のバイヤーを駐在させており、これらのスタッフと協力して生産者との情報提供およびそのフォローアップを積極的に実施している(注11)。このように、他のパッカーと比べ、USPBは枝肉データのフィードバックとその活用においてはるかに積極的で、かつ徹底している。

(注6) Lamb, R. L. and Michelle Beshear

[8], p. 12-17.

(注7) 生体ベースの価格交渉の具体的な事例は、新山[5]、86ページを参照。価格に関する詳細な研究は、Schroeder, T. C., C. E. Ward, James Mintert and Derrell S. Peel [9] を参照のこと。

(注8) USPBにおけるヒアリング。

(注9) USPBにおけるヒアリング。

(注10) Electric Identification Systemは、枝肉が吊るされているタグを読み取ることで、個々の枝肉の情報を管理するシステムである。特に、肥育牛の親を特定できるため、この装置でフィードバックされる肥育牛の枝肉情報は繁殖においても貴重である。また、USPBの場合、個体毎の結果については肉質等級や歩留り等級だけでなく、脂肪交雑等のさらに細かい情報についても要求することができる。USPBの1999年度年次報告書およびUSPBにおけるヒアリング。

(注11) USPBにおけるヒアリング。

(4) 販売契約の導入

このような仕組みは販売契約と関係がある。実際、販売契約のほとんどがGrid pricing^(注12)を取り入れているという。また、情報のフィードバックにしても、スポットでは入手できない格付けに関する情報が販売契約の場合には入手可能である。したがって、販売契約こそが重要な要因であり、むしろ販売契約が成立する条件を分析することが求められる。

USPBは、NBPとの間にCattle Purchase Agreementを結んでおり、この契約に従ってUSPBはNBPに安定的に肉牛を出荷している。また、USPBは、組合員とUniform Delivery and Marketing Agreementsを結んでおり、このような二重の契約に基づいて肉牛を出荷している。前述したとおり、パッカーとフィードロット間の契約の導入は、豚の場合ほど進んでおら

ず、肉牛でこのような厳格な契約に基づく集出荷は、珍しいといえる。^(注15)

USPBはNBPの出資者であるので、USPBの組合員には最終的にNBPがUSPBに支払う配当が還元される。実際、USPBとNBPとの関係をみると、前者は後者に原価で出荷して、利益はNBPからの配当という形で還元される。USPBが生産者に支払う利用高配当の原資とNBPの利益が直結することになる。さらに、出荷された肉牛には格付けに応じてプレミアムが支払われる所以、USPBおよび組合員である生産者は利益をより大きくするために質的側面を重視する十分なインセンティブを持っていることになる。

なお、プレミアムは、最終所有者に支払われている。所有者以外に分配するシステムはまだ確立されていない。仮にフィードロットが最終所有者で、プレミアムが発生する場合、プレミアムが子牛生産者(あるいは純粹種子牛生産者)に配分されるかどうかはフィードロットの裁量次第であるが、実際には子牛購入価格の引上げという形で子牛生産者等へのプレミアムの還元が間接的になされている場合もあるという。

次に、このような調整が可能になってい る要因を検討するために、USPBの組織構造についてみてみよう。

(注12) Clement E. Ward, Dillon M. Feuz and Ted C. Schroeder [6], p. 8.

(注13) Wayne Purcell edited [11], p. 36.

(注14) USPBの1999年度年次報告書。

(注15) もっとも、生産部門内部の取引、例えば子牛生産とフィードロットとの関係はUSPB内に固定されているわけではない。フィードロットが

子牛を購入する方は、他の場合と大きく変わることはなく、オークションや相対取引で行っているという。したがって、USPBはフィードロットより川上の取引には直接関与していない(USPBにおけるヒアリング)。

3. USPBの経営状況と今後の可能性

(1) 組織構造と経営状況

USPBの設立は、1995年11月に21人の子牛生産者が、販売農協のコンセプトについて話し合いを持ったことに始まる。生産者は、基本的には生産から加工に至る一貫した経営形態を求めていた。生産者とパッカーとの契約だけに关心があったわけではなく、と畜・加工部門のイニシアティブを生産者が握ることが解決策だと考えていた。しかしながら、と畜・加工部門への新規参入に要する投資額が巨額なため、プロイラーのように単一の経営体による垂直的調整は困難であると判断し、全米最大の農協組織であるFarmlandの関連会社であったNBPの株式を取得して、既存の農協組織との提携をはかる方式を選択した。

生産者の出資と金融機関からの融資によって1997年12月1日にNBPの株式25.5%を取得して資本参加している。その後持株数を増やし、1998年2月には28.8%にまで達している。株式所有ではUSPBは少数であるが、理事会の理事数は同等で、かつ理事会の代表をFarmlandとUSPBの双方から出して、ほぼ対等な形で経営方針を決定している^(注16)という。

このような設立過程が示しているように、USPBが対象とする範囲は広く、資本参加という方式で生産からと畜・加工部門までをカバーしている。しかも純粋種子牛生産者(pure breeder)から子牛生産者(cow-calf producer)まで組合員の構成が広範囲^(注17)にわたっている点に大きな特徴がある。

また、USPBはいわゆる新世代農協である。新世代農協とは、主要事業をバルク販売ではなく加工事業とし、closed membership制度の導入による組合員数の制限、出資額と出荷権利および利用高のリンク(出資口数によって出荷数量が規定されている)、出資(持分)の譲渡性、といった独特的の組織構造を持つ新しいタイプの農協^(注18)である。

なかでも、USPBの特徴は出資(持分)にリース制度を導入している点である。通常、新世代農協の場合、非組合員が組合員になるためには、既存の組合員から出資(持分)を購入しなければならない。ところが、USPBは非組合員でも出荷しやすいように、既存の組合員から出資(持分)を借り受けることを可能にした。これによって、出資(持分)の譲渡という方式をとらなくても、非組合員がUSPBに参画できることになり、新規加入が可能になっている。

なお、出資(持分)を借り受ける側は、出資者と同じような利益を享受できる。出荷権はもちろんのこと、後述するような出荷した肉牛の枝肉に関する情報提供や利用高配当に関しても出資(持分)の借り手が受益者となる。これに対して、出資者は投票権

を維持するとともにリース料を受け取る。また、USPBとの契約で規定されている出荷頭数を満たすことができない場合、リースを利用して他の生産者に不足分を出荷してもらうことができる。

USPBは事業を開始してまだ3年程度であるが、売上高、経常利益ともに順調である。^(注20) 1999年度の売上高は約4億3千万ドルと1998年度の2億4千万ドルからほぼ倍増し、経常利益も400万ドルから1,300万ドルへ大幅に伸びている。

このような増益によって、組合員への配当額も増えている。1998年度の利益高配当は約330万ドル（そのうち現金支払いが130万ドル）であったが、1999年度になると、利用高配当は約1千万ドル（うち現金支払いが350万ドル）にまで膨らんでいる。

（注16）USPBにおけるヒアリング。

（注17）USPBの1999年度年次報告書。

（注18）新世代農協の組織構造については、大江[1]を参照。

（注19）出資に関してUSPBは、次のような状況にある。USPBは、最低100口を保有する組合員に対して、1人あたり1投票権が出資口数に関係なく与えられる1人1票制を採用している。出資（持分）にかかる権利関係については、州法で定められている範囲以外のことについても、理事会の決議で決めることができる。ただし、出資（持分）が資格要件を満たしていない人に渡った場合、あるいは既存の組合員がその資格要件からはずれるような場合には、買い取るか議決権のない優先出資に切りかえるよう要求することができる。普通出資（持分）には出資配当はつかない。優先出資に対する出資配当は理事会で決定されるが、上限が8%である。優先出資の譲渡に際しては普通出資と同様に理事会の承認を必要とするが、現在優先出資は発行されていない。

（注20）USPBの1999年度年次報告書。

（2）豚肉での展開

以上は、肉牛における新世代農協の動きであるが、養豚にも波及しようとしている。そのような動きのひとつの象徴的な事例がPork Americaの設立である。これは、養豚の生産者団体であるNational Pork Producers Council（以下NPPC）がUSPBを参考に設立した農協で、新世代農協の組織構造を踏襲している。

このような農協が設立された背景には、1998年から1999年にかけて発生した豚肉価格の暴落がある。この暴落によって、生産者は大きな損害を受けたために、NPPCは1999年の春に15人のメンバーから構成されるタスクホースを結成し、全国規模の農協設立の可能性について調査することとなった。調査の結果は1999年の秋に生産者に提示され、1999年12月29日にPork Americaが正式に設立されることとなった。その後、設立メンバーの獲得が2000年の6月30日まで続けられ、その結果17の州から個人や生産者グループが参加し、その出荷頭数は、全米の10%に達するほどである。

Pork Americaの目的は、地域農協や独立した生産者の支援で、基本的にはニッチ市場を主な販路として既存の大手パッカーとの正面からの競争は回避する形で事業展開を実施するという。そのうえで、より小売に近いところで販売できるようなシステムを構築することを目指している。

このような動きは、各地域に広がっている。たとえば、アイオワ州のIowa Premium Porkやミネソタ州のPrairie Farms

Cooperative等，伝統的な養豚地帯において新世代農協がすでに設立されている。これらの事例については，と畜・解体，加工にどのように対応するのか，パーカーと連携を取るのかそれとも自前のプラントを持つのか，等の課題があり，引き続きその動向が注目される。

4.まとめ

最後にこれまで検討してきた内容についてまとめておこう。USPBは，純粋種子牛生産者から肥育業者までを組合員として含む新世代農協で，と畜・加工部門については，NBPというFarmlandの関連会社に資本参加する形で参入している。つまり，NBP（あるいはFarmland）と共同で生産からと畜・加工，流通までを含む包括的な垂直的調整を行っている。これは，と畜場や加工施設に要する投資額，販路開拓等に要するコストを削減するための合理的な対応で，養豚とは異なりいまだに生体ベースのスポット取引が主流の肉牛では珍しい事例といえよう。また，NBPの既存のブランドや販路を利用することによって，流通および販売においても USPBの負担はかなり軽減される。

また，このような垂直的調整は，二つの点で大きな特徴を有している。ひとつは，Grid pricingの導入である。これによって肉質や歩留りの評価が包括的に実施され，その結果が個々の生産者へのプレミアム（あるいはディスカウント）となって反映さ

れる。

いまひとつが情報のフィードバックである。通常，生体取引の場合，パッカーが肥育部門に枝肉に関する情報をフィードバックすることはほとんどない。また，枝肉をベースにして取引している場合でも，情報を得るのにコストがかかる場合もある。この点，USPBの場合にはより緻密な情報が無料で提供されるため，情報に対するアクセスが容易である。また，USPBの場合，枝肉に関する情報を生産者にフィードバックすると同時に，そのデータに関するアドバイスをも実施している。パッカーと生産者が，信頼関係を構築するどころか，様々な要因から場合によっては敵対している現状を考えると，このような生産者とパッカー間の緊密な垂直的調整は，おそらくUSPB独自のものであろう。

このような仕組みは販売契約を必要とする。しかしながら，生産者とパッカーの間には情報の非対称性が存在するために，契約を結ぼうというインセンティブが存在しない。しかしながら，新世代農協への出資は，加工部門からの配当や相対的に高いプレミアムを獲得できる。したがって他の投資よりも高い収益が見込めるので，強力なコミットメントを求める拘束力のある契約の導入が可能になる。つまり新世代農協の組織構造こそが，契約の導入が可能にしているものと考えられる。

しかしながら，USPBが事業を開始してからまだ日が浅いのも事実であり，かつ大手パッカーとの激しい競争へのさらなる対

応が求められるだけに、今後の動向が注目される。

参考文献

- [1]大江徹男(1998)「90年代におけるアメリカの農協の新たな展開 - 新世代農協を中心として - 」, 農林金融1998年6月号。
- [2]斎藤修(1993)「アメリカにおける牛肉パッカーの行動と寡占的市場構造の形成」『農業水産経済研究』第5号。
- [3]斎藤修(1999)「フードシステムにおける主体間関係論の展開」『フードシステム研究』第6号。
- [4]斎山陽子(2001)『牛肉のフードシステム』日本経済評論社。
- [5]斎山陽子(1991)「牛肉の流通構造と価格形成メカニズムに関する日米比較分析」『商品先物取引研究』新農政研究所。
- [6]Clement E. Ward, Dillon M. Feuz and Ted C. Schroeder(1999), "Formula Pricing and Grid Pricing Fed Cattle : Implications for Price Discovery and Variability", Research Bulletin 1-99 Research Institute on Livestock Pricing , January.
- [7]Clement E. Ward(1997) , "Vertical Integration Comparison : Beef, Pork, and Poultry", Submitted to the Western Agricultural Economics Association , February .
- [8]Lamb, R. L. and Michelle Beshears(1998), "From the Plains to the Plate: Can the Beef Industry Regain Market Share? " , Economic Review, Federal Reserve Bank of Kansas City , Third Quarter .
- [9]Schroeder, T. C., C. E. Ward, James Mintert and Derrell S. Peel (1997), Beef Industry Price Discovery : A Look Ahead ", Research Institute on Livestock Pricing , Research Bulletin .
- [10]Ward , C. E ., Dillon M . Feuz and T . C . Schroeder (1999), " Formula Pricing and Grid Pricing Fed Cattle : Implication for Price Discovery and Variability" , Research Bulletin 1-99 Research Institute on Livestock Pricing .
- [11]Wayne Purcell edited (1997), " Price Discovery in Concentrated Livestock Markets : Issues , Answers , Future Directions " , February.

(大江徹男・おおえてつお)

中国農村合作経済組織の企業形態と諸類型

青柳 齊
新潟大学農学部教授

目 次

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 中国合作社の多様な展開 | 3. 農村合作経済の 2 つの企業形態 |
| 2. 合作組織の名称混乱と法人規定 | 「公有型」と「私有型」 |
| | 4. 農民專業合作社の展開類型と主要形態 |

〔要 旨〕

1. 現在の中国には多様な合作社（協同組合）が展開している。このうち、供銷合作社（購買販売組合）や農村信用社等は、50年代に設立されたが文革時代に国営部門に統合され、80年代に農村合作社として復活した。他方、80年代に入って、市場経済体制への移行によって農村部では新たな農民合作経済組織が展開してきている。
2. 新しい農村合作経済組織に関して、その名称や対象に関して混乱が見られる。また、その登記窓口も工商管理部、民生部、農村経済管理部系統などまちまちである。その背景には、農村合作経済組織の多様性とともに、中国の現行法律に合作社を対象とした法人規定が無いこと、その推進機関が供銷社系統、農村経済管理部、科学技術委員会など多様であり、横断的な調整も欠けているという問題がある。
3. 新興の農民專業合作社は、供銷社が不分割資産を根拠とする「集団所有制」であるのに対して、社員の個人出資によって設立され、合作社財産の社員利用・処分権を前提とする近代的協同組合としての特質を持つ。但し、現行中国憲法では「合作社」＝「集団所有制経済」という規定であり、不分割基金（集団財産）制を否定した「合作社法」の制定可能性については、集団経済に依存した農村財政問題とも関連して不透明である。
4. 狹義の農民專業合作社の展開形態をその推進主体の性格から 4 つに分類できる。このなかで、現在の代表的形態は、地方政府に先導された郷村集団企業型である。そのばあい、政府の支援や保護は「経営干渉」と裏腹であり、政府幹部の姿勢によっては本来の農民協同組織から大きく乖離している。そこには、集団所有制の供銷社のばあいと共通した問題が見られる。

中国農村では、今日、多様な合作経済組織（協同組合）が展開している。これまで、農村信用社や供銷社、農民協会の実態については、概況ないし事例紹介的な日本語文献が散見されるようになってきた。但し、中国合作社の鳥瞰的な把握に加えて、各種合作社間の相違や企業形態的な特質についてはまだ曖昧な理解に置かれている。本稿では、主に中国語文献に依拠して、農村合作経済組織を対象としてこの課題にアプローチしてみたい。

1. 中国合作社の多様な展開

最初に、中国における合作社の展開状況について概観しておきたい。

まず、現在の共産党指導下の革命政権が誕生する以前、中国では西欧及び日本の協同組合思想や経験の影響を受けて、国民党や共産党によって多様な合作社が展開していた。さらには、中国大陆に

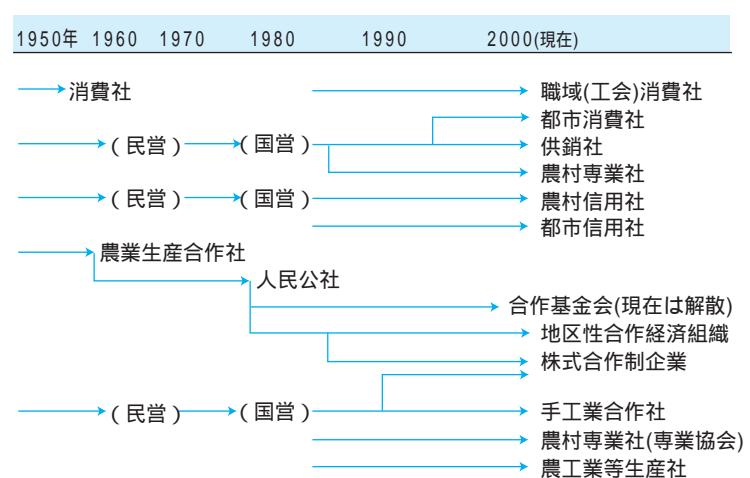
侵略した日本軍によっても占領軍傀儡の合作社が数多く設立され、地域によってはそれら三者系統の合作社が入り乱れて併存していた時期もあった。

そして、1949年の新中国的成立を契機に、中央政府の方針によって多様な合作社の設立が全国的に推進されていく。50年代初めには、農業生産合作社や消費合作社、信用

合作社、農村供銷合作社（購買・販売組合）、手工業合作社などが誕生した。その後、毛沢東の指導のもとに、中央の合作社政策は農業生産合作社化運動に傾斜し、初級合作社から高級合作社化の段階を経て、58年の人民公社運動につながっていく。一方、60年代後半からは、工業や商業、金融部門の国営化が進展し、ここにおいて合作社運動は中央の主要政策から消えていった。

その後80年代に入ると、改革開放政策のもとで、信用合作社や供銷合作社は国営セクターから離れ民営化に移行した。そして、政策的には再び大衆組織としての合作経済化をめざすことになった。それと並行し、市場経済の拡大に対応して、従来の農村合作社とは異なる新しいタイプの合作経済組織が展開してきた。(注1)近年では、50年代半ばに一時消滅した消費合作社も復活している。いま、これまでの合作経済組織の展開過程を概括的に示すと、第1図のよう

第1図 中国合作社の展開過程（新国家成立以降）



(注) 筆者の整理による。

整理できる。以下、それぞれの合作組織について簡単に紹介してみよう。

まず、家庭生産請負制や市場経済の進展とともに、80年代前半から新たな組織形態の農村合作社が展開している。その事業形態や呼称は多様であるが、経済実体を持つ組織に限れば農産物の共同販売や生産資材の共同購買事業を中心とし、一般には農村專業合作社ないし農民專業協会などと呼ばれている。それは、農村供銷社が地域組合的組織として生活購買事業も行う総合経営であるのに対し、同一作目生産者の組織で農業関連事業に特化している専門農協と類似している。

農業部の統計「全国農村專業性合作及び連合組織状況統計表」(農業部[1])によれば、農民專業協会(技術研究会等含む)は93年時点で9万5千社だという。なお、農村專業合作経済組織のなかには、農民專業合作社(利用協同組合)のほかに、農業、工業、商業等での生産合作社(生産・事業協同組合)が含まれる。上記の農業部統計によれば、その組織数は共同経営型(「生産経営合作、連合組織」)87万8千、農業生産サービス共同経営型(「生産服務合作、連合組織」)が49万という。また、別の参考文献によれば、96年末には農村專業合作経済組織が全国で約150万に達し、そのうち販売・購買や加工事業等を経営する「経済実体型」が約1割を占め、1社当たり規模は固定資産額で8万5千元(1元=約15円)、事業取扱高で2万8千元になるという指摘もある(魏・張[2], p.107)。

さらに、人民公社の解体によって誕生した合作制組織として、農村合作基金会と地区(社区)性合作経済組織をあげることができる。前者は、郷村の集団資金の管理から派生し、実質的に貯金(出資)と貸付事業を行う信用組合的組織である。96年には、行政村レベルに2万4,602郷鎮レベルに2万1,217の組織で、総資金量1,083億元に対して融資実績(フローベース)が1,527億元になるという(齊[3], p.138)。一時、中国農業部では、第二の農村信用合作社としてその制度化をめざす動きもあったようだ。但し、最近になって、主に都市部の合作基金会で、乱脈融資や大きな不良債権問題が発生したため、中央政府の強い指示で解散ないし信用合作社への強制的統合が進められた。

また、後者の地区性合作経済組織は、郷村の農地や農業施設、集団企業、その他集団財産の管理を行う。但し、農地管理機能のみで村民委員会と一体化し経済実体を持たない例も多い。94年に218万社で、うち村級組織67万社、村民小組(集落)級151万社であった(同上[2], p.24)。そして、98年末には郷鎮級4万2千社(全郷鎮の95.5%)、村級64万8千社(全村の88.8%)、村民小組級155万8千社(全村民小組の37.5%)で、その総資産額(土地等を除く)は約2兆5千億元になるという([4], p.6)。また、集団企業や集団財産の所有権を村や地域住民の出資持分化して、いわゆる「株式(股份)合作制」に転換した例もある。農業部の関連統計によると、95年末までに、全国農村株式合作企業は約300万社になり、そのうち株式

合作制に転換した旧郷村集団企業が18万社で、その従業員数は791万人になるという(魏・張2], p.83)。なお、株式合作制企業の一部には、90年代に入って、国有中小企業や手工業合作社から転換した例もある。

一方、都市においては、都市信用合作社と消費合作社が展開している。前者は、85年以降に、個人企業や集団企業を出資社員として都市商工業への金融サービスを目的に地方・中央都市に設立された。94年末には5,200社が存在していたが、人民銀行の指示により、約2千社が株式会社形態の商業銀行に転換している。そして、98年末では、3,190社(うち県級都市信用社2,229社)で、総資金量2,217億元に対して貸付金が1,500億元の実績にあるという(尚[5], p.208~209)。

後者の消費合作社は、50年代初めまでは大都市や工場地帯を中心に一定程度の展開を見せていた。しかし、中央の方針で53年から56年にかけて国営商業部門や供銷社にすべて統合されてしまった。その後80年代末になって、党中央の政策的支持により、中華全国总工会の指導で労働組合(工会)系列の職域消費組合が設立されていく。97年末時点で、1万5千社、供給高13億元の実績になるという。また、90年代半ば以降になると、供銷社系列の消費組合店舗が北京や上海、天津等の大都市で点在的に設立されてきている。但し、これらの都市消費合作社の展開は、その歴史がまだ浅いこともあって、一部の省や大都市での展開にとどまっており、いまのところ社会経済的影響

力は小さい。

以上のうちで、全国網羅的に展開している合作社は農村信用社と供銷社である。前者は、主に郷鎮(町村)レベルに設立されており、98年末現在4万1,508社で、総資金量1兆2,611億元に対して貸付金が8,340億元という実績にある(尚[5], p.211)。但し、連合会の形成は98年に県級レベル、99年で地区(市)級レベルにとどまり、しかも本来の単位組合の連合組織としてではなく、人民銀行による信用社管理強化の機関にすぎない。

これに対し、後者の供銷社は、現在の中国では、組織率や経済活動の規模・範囲、地域的網羅性、系統組織性において最も発達している。主な経営は、農産物の販売事業や農業生産資材、生活用品の供給事業である。全国供銷合作総社のパンフレットによれば、2000年現在で、公称社員数は約1億8千万戸、系統職員数430万人、商品取扱高4,409億元と紹介されている。また、他の合作社と大きく異なる点は、各級行政段階ごとに連合会があり、下級社を会員とするピラミッド型の全国系統組織を形成していることである。具体的には、郷鎮(町村)レベルに基層供銷合作社が2万8千社あり、その連合組織として県級供銷連合社2,100社、地区・市級318社、省級31社となっている。そして、これら系統組織の中央指導機関が全国供銷合作総社である。このような組織形態は、農協・県連・全国連という日本の系統農協組織と酷似している。

(注1) 潘[6]によれば、供銷社及び信用社、社区

合作社を伝統的合作社とし、農村專業合作組織を新しい時代の合作組織として位置づけている。また、魏・張[2]によると、新しい農村合作社として、社区合作組織、合作基金会、株式合作企業、專業協會を掲げている。魏・張の場合は、80年代初めの人民公社解体によって登場した合作社を言っており、他方、潘のいう「新しい」とは、90年代に顕著に発展してきた合作社を言い当てている。

(注2) 日本生協連國際部が入手した関係資料による。

2. 合作組織の名称混乱と 法人規定

ところで、中国農業部系統の行政關係者の間では、中央及び地方において、伝統的合作社の農村信用社や供銷社に比べて、80年代に入って新たに登場してきた農村專業合作經濟組織に対する評価が高い。但し、その名称や対象については、行政機關はもとより農村經濟研究者の間においても統一していない。一般的には、農民(農村)專業協會、農村(農民)專業合作社、農民技術服務協會という表現が多いようだ。最近では、農民專業協會の略称または日本の農業協同組合をまねて、「農協」と呼んでいる地域もある。そして、前述のように、農業部「全国農村專業性合作、連合組織狀況統計總表」によれば、「專業協會」とは別に「生産經營合作」及び「生産服務合作」という分類もある。

一方、地方では、專業「協會」と專業「合作社」が同一内容で呼ばれている例もあれば、別の対象を意味している場合もある。また、現地政府の合作經濟組織の登録や管

轄行政窓口も明確でなく、科學技術委員会や民政局、工商局、農村經濟管理局などまちまちである。このような混乱の直接的原因は、中国の現行法律に「合作社」に関する組織ないし法人規定が無いためである。いま、現在の登記条例のなかで、登記の対象として掲げられている組織を示すと以下の4つの法人である。

まず、「企業法人」があり、全民所有制企業、集団所有制企業、共同經營企業、外資企業ないし外資合弁企業、私營企業、その他企業に分かれる(「中華人民共和国企業法人登記管理条例」第二条)。この企業法人のなかには、有限責任公司(有限会社)と株式有限公司(株式会社)が含まれる。ここで、合作社は憲法第八条で「集団所有制經濟」と規定されていることから、「集団所有制企業」として「企業法人」に含まれるとも解釈できる。なお、登記の主管は国家及び各級の工商行政管理局である。

第二に「事業單位」があり、それは「國家が社会の公益目的のために、國家機關あるいはその他組織が国有資産を利用して設立し、教育、科學技術、文化、衛生等の活動に從事する社会サービス組織」である(「事業單位登記管理条例暫行条例」第二条)。その規定に該当する企業形態は、日本の「特殊法人」などに相応するかもしれない。そして、國務院及び県級以上地方各級人民政府の機構編制管理機關が登記の主管である。

第三に「社会團体」があり、それは「中國公民が自ら設立し、会員の共同目的を実現するために、定款に従って活動を展開す

る非営利性の社会組織を指す」(「社会団体登記管理条例」第二条)また「営利性の経営活動に従事してはならない」(同, 第四条)と規定している。但し、「中国人民政府協商會議」や「國務院機構編制管理機關によって査定され, 国務院から登記の免除を批准された団体」, また, 機関や団体, 企業の内部の活動団体である場合は本規定の登記範囲に属さない(同, 第三条)。このような特徴から, 合作社は「社会団体」の登記対象にもなりうる。なお, 登記管理機關は, 国務院及び県級以上地方各級人民政府の民生部門である。

第四に「民弁非企業単位」がある。これは,「企業事業単位, 社会団体, その他社会勢力及び公民個人が非国有資産を利用して設立し, 非営利性社会サービス活動の社会組織」を言う(「民弁非企業単位登記管理条例」第二条)。そして, 社会団体同様に「営利性の経営活動に従事してはならない」(同, 第四条)と規定している。その登記管理機關は,「社会団体」と同様に民生部門である。

中国の現行法律で, 登記条例で認知している法人は以上の4つであり, 特に「合作社」に関する法人規定はない。そして, 現行法規では, 農村合作経済組織は複数法人の登記条例の規定に該当する。例えば,「集団所有制経済」という意味では「企業法人」(集団所有制企業)に,「非営利性」の社会組織としては,「社会団体」や「民弁非企業単位」に該当する。これまでの経過から, 供銷合作社や消費合作社, 農業生産合作社等

の場合は,「集団所有制経済」として位置づけられ, その所轄行政部門も工商管理部や農業部系統等と明確である。

一方, 新興の農民專業合作社(專業協会)の場合, そのなかには「技術研究会」や「技術普及組織」など経済事業を経営しない組織がある。そのため, 上記の「社団法人」や「民弁非企業単位」として, 登記管理機關が民生部門の例もある。そして, 何らかの事業を行う場合, 納税の関係から工商管理局に届ける必要があるという。

このような混乱のもう1つの原因是, 農民專業合作社の育成に関して, 供銷社系統に加えて, 農村経済管理部門や科学技術委員会, 農学会, 農村貧困対策部署など多様な行政機關がそれぞれ独自に推進しており, 橫断的な調整に欠けているためである。そして, 農民專業合作社に関する紹介・報告・批評等の文献がおびただしいにもかかわらず, 農業行政関係者や農村経済研究者の間で, 農村合作経済組織の対象規定に関連した言及は極めて乏しい。そこで, 現在の中国における農村合作経済組織の多様な展開を, 企業形態的視点から類型的にとらえてみよう。

3. 農村合作経済の2つの企業形態 「公有型」と「私有型」

まず, 農村合作経済組織を「継続的な事業活動」の有無で,「合作社型」と「協会型」に大きく分けてみよう。前者は, 専従職員や固定的施設・建物等の経済実体があ

り，金融や農産物販売，生産資材購買等の事業など，経常的な経済活動を行う共同組織である。中国農業部系統の行政機関では，「技術サービス型」及び「経済実体型」とも呼ばれている。

他方の「協会型」は，経済的な事業活動を伴わず，主に栽培技術等の研修会や講習会等の生産者組織であり，関係行政機関では「技術交流型」と言われているタイプに対応する。一般に，中国で「協会」の名称を持つ組織は，行政との対応(政府への要請や政策の浸透)機関である同業者(業界)組織で，不動産協会，消費者協会などの社会団体法人である。生産者の各種研修会は，この「協会」の組織的性格に似ていると言えよう。

なお，農民戸籍を持つ者(農民)には，主に農業生産に従事している専業的農家(専業戸)と非農業従事が多い兼業農家とに分けられる。従って，「協会型」はさらに，専業戸の農業関連組織と兼業農家の非農業関連の活動組織に形式的に分類されるが，実際には後者の例は少ない。そこで，前者の農業生産者組織を特に「農民専業協会」と呼ぶことにしよう。

他方，「合作社型」は，自己資本ないし剰余金の所有・分配形態によって，「私有(個人所有)型」と「公有(集団所有)型」に分けられる。^(注3)

まず，「公有型」とは「集団所有制経済組織」であり，「公積金」(内部留保)や「公益金」(集団福利金)など社員個人に分割できない集団財産(不分割基金)を形成する。ま

た，経営成果(剰余金)に対して利用配当は無く，社員分配よりも集団基金の造成，あるいは，福利厚生や報償金などで従業員への分配が優先される。

この「公有型」は，特定作目生産の農民に限定せず，地域に居住するすべての農民が組織化の対象となり，後述の「専業」合作社に対して「農村」合作社としての性格を持つ。この類型には，農村信用合作社，供銷合作社，地区性合作経済組織(郷鎮経済連合社や村経済社等)，また，郷村集団企業等が出資(株式)制に転換した株式合作制企業，2000年まで存続していた旧農村合作基金が該当する。そして，日本との対比では，組織の地域的網羅性と事業の多角的経営の面から，供銷合作社は総合農協に似ていると言えよう(但し信用・共済事業を兼営せず)。

これに対して，「私有型」は，合作社の純財産や剰余金のすべてが各社員の持分に帰属し，また，出資社員のみに出資配当や利用配当の受益権がある。要するに，「私有型」とは，社員が個人的に出資を契機として合作社(財産)を所有・支配し，またその経営成果を享受し，社員でない従業員や超私経済的な郷村社会(政府)の支配を受けない。

この「私有型」をさらに細分化してとらえると，まず，社員=利用者の協同組合である狭義の「農民専業合作社」が分類できる。一般に，中国で「農業協同組合」(専門農協)の形式を備えている合作組織はこの類型に該当する。第二のタイプは，社員の

生産ないし事業自体を共同（経営）化する「生産（事業）合作社」であり、いわゆる労働者生産協同組合に相応する。この類型はさらに、その農業・非農業の区分や共同化の対象によって、農業生産合作社（農業生産共同組織）、農業サービス事業合作社（農作業受託組織や水利事業組合等）、農村商工業等合作社（いわば事業協同組合）に分かれ。また、出資構成において、「集団株」（集団出資）の割合が低く、経営者持株比率の高い「株式合作制企業」の一部もこの「私有型」に含まれよう。^{（注4）}

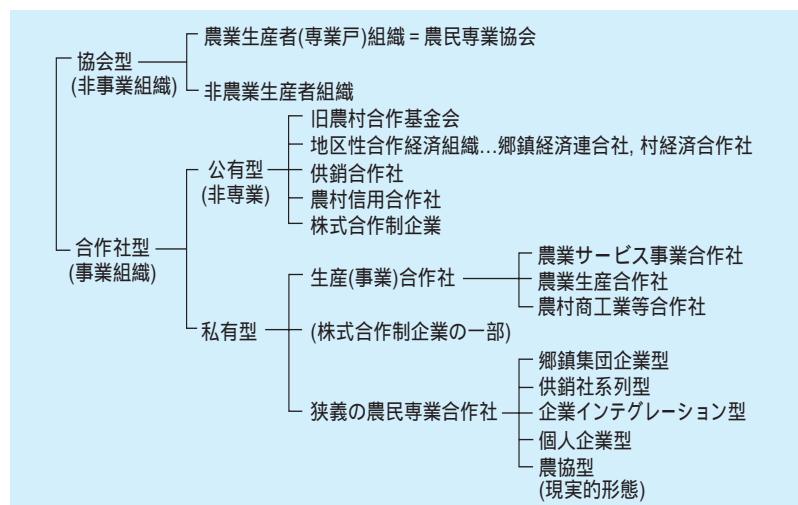
以上の「私有型」の合作社は、特定作目生産ないし事業を経営する農民の組織ないし特定事業に特化した経済組織であり、必然的に「専業」合作社となる。このようにして分類すると、農村合作経済組織の諸形態は第2図のように整理できる。ここで、農民専業協会と農民専業合作社とを総称して「広義の農民専業合作社」としよう。

このような「私有型」と「合作社型」の類型規定は、表現に違いはあるものの、朱守銀の「合作経済組織と集団所有制経済組織」の規定と共通する。朱（[7]、p.936）は、両者の相違を次のように指摘する。

まず、「合作経済組織は、社員の個人資産の協同を基礎に存立して規模経営を実行し、また、加入した合作社資産に対する社員の個人所有権・受益権を承認する」これに対して「集団所有制経済組織はその構成員が形成した固定資産の全てを集団公有に転換することを要求し、また、何人でも再び集団資産に対する個人所有権を保有できないことを規定している」という。

また「合作経済組織は個人資産が配当に参加する権利を持っているのに対し、集団経済は労働に応じた分配を実行する」そして「合作制経済組織では加入した社員のみがその権利を行使し義務を負担するが、集団所有制経済組織はその管轄区域内の全て

第2図 中国の農村合作経済組織の諸形態



（注） 筆者の整理による。なお、「農民専業協会」と「狭義の農民専業合作社」を総称して「広義の農民専業合作社」とする。

の構成員が同等の権利を行使し義務を負担する」と特徴づける。ここで、朱のいう「合作経済組織」とは「私有型」で新興の専業合作社を指し、「集団所有制経済組織」とは「公有型」で供銷合作社や信用合作社等を意味している。

ところで、中国憲法では「公有型」(集団所有制)のみが「合作社」として規定されている。詳述すれば、中国の社会主义経済制度の基礎は、生産手段の社会主义公有制にあり、その「公有制」には「全民所有制」(国有)と「労働大衆集団所有制」とがある(憲法第六条)。そして、「農村の家庭生産請負を主とする責任制と生産、販売・購買、信用、消費等の各種形式の合作経済は、社会主义労働大衆の集団所有制経済である」(第八条、93年修正案第六条)とある。従って、供銷社や信用社、消費社等は、集団所有制経済として公積金や公益金、純財産は社員に「不分割」である。そして、そのことが、合作社の運営において地方政府が関与する物的根拠にもなっている。この点において、合作社持分の私的所有を基本とする新興の専業合作社や専業協会の企業形態とは大きく異なる。

そこでまた、「合作社」の名称を憲法規定の「集団所有制経済」に限定すれば、「私有型」の新しい合作経済組織は、「研究会」とか「協会」という別の名称を使用せざるを得ない。あるいは、「合作社法」の制定によって、憲法第六条規定に当てはまらない「私有型」を新たに「合作社」として法的に認知する必要がある。^(注5)

但し、不分割基金(集団財産)を否定した合作社を法的に認めるかどうかは、農村における「社会主义的分配」と関係して微妙な問題がある。具体的には、供銷社や地区性合作経済における「集団所有制」要素の否定は、国営企業の民営化改革と同様に、中国社会主义経済における公有制セクターの縮小につながる。大都市部や沿海地区の経済発展地域はともかく、貧困地区の多い西部地域では農村の厚生経済や社会資本整備が大きく遅れており、そこで集団経済の縮小や否定は慎重にならざるを得ないであろう。

ここで、集団所有制経済の超私経済性(社会性)とは、その分配方式に特徴がある。いま、集団所有制の代表として村経済合作社を取り上げてみよう。村合作社の納税後の剩余金分配に関して、村経済合作社の財務管理のテキストではその分配優先順位を次のように規定している(徐[8]、p.73~74による)。

「公積金」

公積金は生産の発展への利用、あるいは資本増強や欠損補填に向けることも可能である。

「農業発展基金」

農業発展基金は農業投資の増大に専用され、無償投資や有償の運転資金として使用することができる。

「公益金」

公益金は集団福利等の公共施設や学校、医療センター、福祉院、映画施設、水道設備、幼稚園等の建設に使用する。

「福利費」

福利費は集団の福祉、文教、衛生等方面で、設備投資以外の支出項目に利用し、革命烈士軍属や貧困者への生活保障支出、計画生育の支出、社員の公務上の傷害に対する医療費、生活補助及び救済金に充てる。

「外部からの投資に対する利益配当（外来投資分利）

「農家分配」

村経済合作社の集団統一経営に参加して、剩余金から支払うべき労働報酬（一種の利用配当）や出資配当を含む。

その他

村経済合作社の当年度収益から負担すべき郷鎮政府の税外徴収（統筹費）などである。

以上の～、が「公有型」合作社の集団所有制経済としての特質を表している。要するに、村経済合作社は利用者（出資）社員の私的利害を越えて、村内経済全体の発展及び地域住民一般に対する福利厚生の責務を負っている。

このような特徴は、程度の差あれ供銷合作社の場合にも見られる。例えば、江蘇省の灌雲県供銷社の社史[9]によると、剩余金の分配対象は歴史的に変化しているものの、時代を通して剩余金のかなりの部分が「教育基金」「生産者助成金」「施設建設基金」「公益金」の名目で、郷村内の福利厚生や社会投資に充てられていた。供銷社の場合も、単なる社員の私経済的利害を越えて、郷村地域社会に帰属しているという「集

団所有制経済」としての特質を帯びているのである。

ところで、世界的には「私有型」の協同組合が一般的である。但し、協同組合の解散時に、残存財産・積立金等を組合員個人に「不分割」とする「社会資本」説は、現在でもドイツやフランスの協同組合に見られる。また、国際協同組合連盟（ICA）のマンチェスター大会（1995年）で、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」が決議され、そのなかで新しい協同組合原則が示された。その第3原則「組合員の経済的参加」で「協同組合資本の一部」を組合員に不分割の共同資産とし、また「剩余金の一部」を不分割の積立金に充てることを初めて示した。これは、労働者生産協同組合系統が原則への導入を要望していた内容である。

この「不分割積立金」原則は、組合員の加入脱退による自己資本の変動を抑制する意義と、協同組合（資本）の公益性や社会性（社会資本説）を強調したものと理解されている。後者の「社会性」に、協同組合における社会主義（共同体）思想の片鱗を見ることができる。この点は、中国の「公有型」合作社の「不分割」制度と思想的につながる部分である。但し、農民專業合作社こそ本来の協同組合に近いと評価する中国の農村経済研究者にとって、この新ICA原則の「不分割積立金」制度に対しては戸惑いを見せて（注6）いるようだ。

（注3）この2つの類型規定は、潘勤の「公有型合作社」と「私有型合作社」の分類とほぼ同じである。

氏によると前者は、「生産手段の集団所有を基礎として、集団企業のように社員と合作社に市場取引関係は存在しない」。後者は、「生産手段の私有を基礎に、社員の私有財産権が留保されている」と特徴づける（潘 [10], p.401）

（注4）現実に展開している「株式合作制企業」では、その所有・決定・分配形態は多様である。その企業形態的特質と展開形態の多様性については文献 [12]~[14] が詳しい。

（注5）中国農学会でのヒアリング（2000年9月現在）によれば、農民專業合作社の規範化を目的とした合作社法の制定について、農業部内に専門委員会を設けて検討しているという。

（注6）張曉山は新ICA原則の「不分割積立金」に関連して、中国では農村合作社に対する農民の財産権の要求が強いという。その背景として次のような点を指摘する。まず、これまで農民の集団財産が政府（幹部）によって奪われてきたという歴史に対する反発がある。2つに、退会するとき、会員のいままでの貢献分の補償を求めたとき「不分割積立金」原則と衝突する。3つに、古い会員と新しい会員とでは合作社への貢献度が違う。4つに、中国では專業合作社の系統組織は未整備なので、解散時の「不分割基金」の処置が難しいという（張 [11], p.17~29）。

4. 農民專業合作社の展開類型と主要形態

ここで、80年代から登場してきた農民專業合作経済について、さらにその展開形態の特徴を類型的にとらえてみたい。まず、農民專業合作経済の類型については、潘勁（中国社会科学院農村發展研究所）の下記の3つの分類がある（潘 [10], p.397）

「協会型」

主に專業的農民が技術サービス、生産、加工、運送、販売等の連携によってつくられた社団的な合作経済組織である。このような協会は営利を目的とせず、利益関係はややルーズで、主に主要農産物の導入・発

展において、農民に対して「産前、産中、産後」のサービスを提供する。

「專業合作社型」

一定の展開を経た大きな專業協会のうち、相応の合作社の条件を備え、国際協同組合原則と符合する專業合作社になっている。

株式合作型農企業

何戸かの專業的農家が資本と労働を提供してつくったもので、出資配当と労働分配を結合させ、一種の新しい農民合作経済組織の形態もある。

以上の規定は厳密でないが、上述の「農民專業協会」「農民專業合作社」、農村「株式合作制企業」とほぼ照応すると言ってよい。また、前述の農業部「全国農村專業性合作及び連合組織状況統計表」によれば、農村專業合作経済組織は、「生産経営合作」「生産服務合作」「專業協會」の3つに分類集計されている。この農業部統計と前掲第2図の規定とをあえて対応させると次のようになる。

まず、「生産経営合作」は、さらに「農業生産合作社」と「農村商工業等合作社」に分けられる。また、「生産服務合作」には「農業サービス事業合作社」に相応する。そして、「專業協會」には、「農民專業協會」と「農民專業合作社」「株式合作制企業」（一部）が含まれる。

これらの合作組織のうち、新技術導入の研修会組織である「農民專業協會」と生産資材の共同購入や農産物共販、さらには加工事業等という「農民專業合作社」が利用

協同組合としての性格を持つ。但し、実際の運営形態の内実においては、必ずしも協同組合的特質を備えていると言えない。ここで、具体的現実の視点から、特に狭義の「農民專業合作社」に限ってその展開形態の多様性をさらに細かく分類してみよう。そのさい、專業社の組織化の担い手は、先進（竜頭）企業や先進大規模農家、供銷社系統、県・郷政府などがある。そこで、この組織化主体の視点から組織形態の性格を特徴づけてみよう。

1つは、県・郷鎮政府や村等の主導によって組織され、その経営者のほとんどは行政幹部が兼任しているような專業社である。これを「郷村集団企業型」と呼んでおこう。2つは、供銷社の先導によって設立され、生産資材供給や農産物販売、資金及び人材面において供銷社と結びつきの深い專業社を「供銷社系列型」としよう。3つは、郷鎮企業や国営企業等の原料農産物生産の下請組合であるような組織で、これを「企業インテグレーション型」と呼ぼう。4つ目に、技術革新の先覚者や篤農家によって先導され、実質的にはその大規模專業戸が運営するような企業的專業社を「個人企業型」としよう。そして最後に、どの先導者の設立であれ、協同組合的な規範によって実質的に運営されている農業協同組合的な專業社を「農協型」と呼ぶことにしよう（以上は前掲第2図に示す）。

これらの諸類型がそれぞれどの程度、展開しているかについては、統計的に確認できる資料を持たない。但し、これまでの関

連文献や調査報告資料等から散見する限り、現状で最も代表的な展開形態は、地域政府によって先導された「郷村集団企業型」のように思われる。一般に、農民專業協会や農民專業合作社の発展にとって、多様な面で地方政府の支援や保護が必要である。張曉山はその根拠として次の3つを指摘する（張[11]、p.17～29）。

まず、合作社法が無いため法に依拠できず、政府幹部の指導（人治）に依存せざるを得ない。第二に、要素市場が未発達な現状では、自分で各種生産要素を調達しようとするとき、その取引コストは膨大になる。政府が介在することによってそのコストを節約することができる。例えば、專業合作社が市政府から土地使用権を購入しようとすれば、市計画委員会の主管部門をはじめ、財税部門、審計部門、市規画管理局、土地管理部門、国土資源管理部門等々の約30の公印を必要とするという。

さらに第三に、農民の教育水準・文化的素質の低さや末端行政の官僚本位的管理体制の弊害が、合作社の指導者の登場を阻害しているという。他方、市場経済下では有能者は営利経済で名利を追求しようとする。そこで、地方政府が地域全体的な農業発展の観点から、合作経済のリーダシップを取って行く必要があるという。

このような点から、農民專業合作社の育成や普及・拡大にとって、地方政府がその運営に直接関与する「郷村集団企業型」が最も現実的な展開形態となりやすい。但し、地方政府の支援や保護は「経営干渉」

と裏腹であり、幹部の経営姿勢によっては本来の「農協型」の合作組織とはほど遠い状況になる。実際にも、「郷村集団企業型」及び「企業インテグレーション型」の場合、仮に協同組合原則を取り入れた定款（章程）が制定されてもそれは名目的で、^{（注7）} 実際には「疑似」協同組合である例が多い。同様の問題は、供銷社系列の農民專業社の場合においても存在すると推測される。

以上のように、農民協同組合としての内実を備えた農民專業合作社（農協型）の展開は、現状ではごく一部にとどまると言えよう。農業部や農村経済研究者の間では、供銷合作社に比べて農民專業合作社の合作性が高く評価されているのだが、現状の多く^{（注8）} は供銷社と似たような問題を抱えている。従って、既存の專業合作社が本来的な協同組合へと展開しようとするとき、行政干渉の抑制や合作社法の制定など、程度の差あれ、供銷合作社の場合と共に通する課題に直面していると言えよう。

（注7） 2000年7月10日から22日にかけて、筆者が黒川功教授（北海道大学）科研グループとともに、江蘇省東台市及び高郵市の農民專業合作組織をいくつか視察した。そのさい、両市内の農民組織として最大の養蚕合作社に関しては、形式的には協同組合的な機構と定款を備えていたが、その実体は国営シルク公司（民営化に改革中）に原繭を納入する下請け生産組織であった。そのほか、「協会」という名称でも、実際には農水産物販売ブローカー（経記人）の組織であったり、協同組合とはほど遠い事例が数多く見られた。

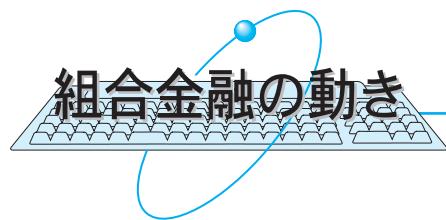
（注8） 現在の農村供銷社は、経営収支の悪化問題

と農民合作性の喪失という経営体制上の問題を抱えている。詳しくは拙稿^[15]を参照されたい。

参考文献

- [1] 農業部『全国農村経済情況統計資料』1993年
- [2] 魏道南・張曉山主編『探析新型合作組織中国農村』経済管理出版社、1998年
- [3] 齊文波『中国農村協同組合金融の現状と改革』筑波書房、2000年
- [4] 編集部『新中国農村基本経営制度与合作経営管理50年変遷』『農村合作経営管理』1998年10月期
- [5] 尚明主編『新中国金融50年』中国財政経済出版社、1999年
- [6] 潘勁『転型時期農村合作組織の改革与発展』『中国農村経済形勢分析与予測』社会科学文献出版社、2000年
- [7] 朱守銀『農村供銷合作社体制の変革』、農業部農村経済研究中心『中国農村研究報告・1990-1998（中）』中国財政経済出版社、1998年
- [8] 徐建華主編『村経済合作社財務管理』中国農業出版社、1999年
- [9] 『灌雲県供銷合作社誌』江蘇科学技術出版社、1993年
- [10] 潘勁『中德農村合作社発展及所面臨の問題』中国社会科学院農村発展研究所編『中国農村発展研究報告1』社会科学文献出版社、2000年
- [11] 張曉山『合作社原則及其在中国の応用』（農民專業合作経営組織高級研討班講稿）中国社会科学院農村発展研究所、2000年7月（江蘇省吳県市での研修会資料）
- [12] 加藤弘之「ポスト生産責任制の農村所有制度」、同編『中国の農村発展と市場化』世界思想社、1995年
- [13] 同上『農村改革の現段階』、佐々木信彰編『現代中國経済の分析』世界思想社、1997年
- [14] 周小薇『中国の社区型股芸合作制の組織と社会的意義』『第8回「生活協同組合研究奨励助成」研究報告論文集』生協総合研究所、1999年
- [15] 青柳彦『中国供銷合作社の運営形態と問題状況』『生活協同組合研究』第308巻、2001年9月

（あおやぎひとし）



流動性預貯金の動向

1. 個人金融資産における預貯金の動向

個人金融資産において流動性預貯金の目立った増加が続いている。日銀の資金循環統計によると(第1表)、個人金融資産残高の2001年6月末(速報値)の前年比増減額は9.5兆円であったが、流動性預金の増減額はそれを上回る15.1兆円となっている。一方、定期性預金は6.6兆円減少となった。

また、個人金融資産全体に占める流動性預金の構成比は9.6%で、97年12月末以降の四半期データでみると、最も高い水準となる一方、定期性預金は40.8%と最も低くなっている。

(注1) 2001年9月に四半期計数が遡及改訂され、97年12月末が現行統計で遡れる最も古い数値である。

2. 国内銀行における個人預金の動向

こうした動きを国内銀行(都銀、地銀、第二地銀等)についてみると、2001年6月の個人預金の前年比増減率は4.1%で、そのうち流動性預金が12.2%、定期性預金は0.7%で

あった。預金残高は前年比11.7兆円増加したが、流動性預金が増加額の88.9%と大部分を占めている。

流動性預金の増加については、後述するように、利用者が金利環境に対して敏感に反応していることに加え、金融機関の調達スタンスが影響しているとみられる。

都銀等では超低金利の下で資金調達が容易になり、定期性預金の調達に消極的になっているとみられる。また、投資信託や外貨預金等の販売を積極的に行っており、一部がこれらの金融商品に流れ、定期性預金の伸び率の低下につながったとも考えられよう。6月の都銀における定期性預金の前年比増減額は7,757億円であったのに対し、投資信託の窓口販売の預かり資産残高(個人推計値)は前年比1兆4,675億円増加している(第2表)。

3. 流動性預金増加の内訳

流動性預貯金は、90年代半ばから増加が

第1表 家計部門の金融資産の動向

(単位 兆円、%)

	2001年 6月末残高 (速報値)	前年比増減額				構成比			
		1999.3	2000.3	2001.3	2001.6	1999.3	2000.3	2001.3	2001.6
金融資産合計	1,437.9	13.6	83.8	10.8	9.5	100.0	100.0	100.0	100.0
現金・預金	762.2	29.8	21.0	6.7	11.1	53.8	52.1	53.0	53.0
うち現金	34.2	3.9	1.7	1.7	2.4	2.2	2.2	2.4	2.4
流動性預金	138.2	6.1	9.6	10.7	15.1	8.0	8.2	9.0	9.6
定期性預金	586.0	19.2	8.3	6.3	6.6	43.4	41.5	41.3	40.8
投資信託受益証券	36.1	1.4	5.6	2.0	3.1	2.0	2.2	2.4	2.5
株式	76.3	5.0	25.2	19.8	10.3	5.0	6.5	5.1	8.8
保険・年金準備金	404.4	12.0	12.4	12.8	10.7	28.0	27.2	28.3	28.1

資料 日銀「資金循環勘定」

(注) 金融資産合計にはその他の資産を含む。

第2表 都銀の投信窓販と定期性預金

(単位 億円)

		投信窓販 (個人推計値)	定期性預金	合計
残高	2000年6月末	19,077	687,947	707,024
	9	24,505	686,560	711,065
	12	23,775	688,659	712,434
前年比増減額	2001.3	27,265	690,679	717,944
	6	33,752	680,190	713,942
前年比増減額	2000年6月末	16,489	17,019	530
	9	16,769	20,944	4,175
	12	11,142	14,939	3,797
	2001.3	11,072	3,926	7,146
	6	14,675	7,757	6,918

資料 日銀『金融経済統計月報』、ニッキン投信情報、日経金融新聞

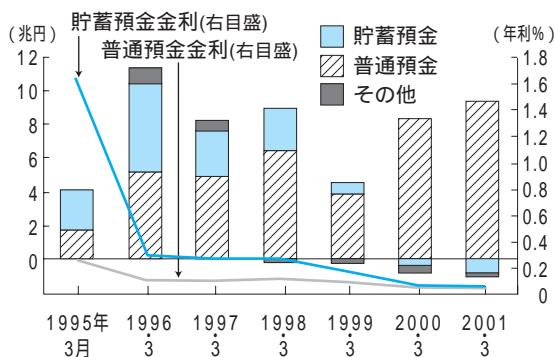
(注) 投信窓販については預かり資産残高。残高は2000年9月末の都銀5行(さくら・住友・富士・三和・第一勧業)の個人投資家残高比率74.9%を各月の都銀総額に掛け合わせて算出した推計値である。

続いている。国内銀行における流動性預金の増加の内訳をみると(第1図)、流動性預金の増加額に占める貯蓄預金の割合は、95年6月のピーク時に64.7%を占めていた。

当時は普通預金と貯蓄預金(30万円タイプ)の金利差は0.82ポイントあり、貯蓄預金は流動性と金利面で有利性を兼ね備えた商品として利用者の人気も高く、金融機関も積極的に取り組んできた。

しかしながら、2001年3月には普通預金と貯蓄預金の金利差が0.02ポイントへと縮小し、貯蓄預金の前年比増減率は5.4%となった。一方、普通預金は同10%台の高い伸び

第1図 国内銀行流動性預金の前年比増減額と金利水準



資料 日銀「金融経済統計月報」

(注) 1. 金利については月末のデータ、貯蓄預金金利は30万円タイプ。

2. その他は当座預金、通知預金、別段預金の合計。

びを維持しており、近年の流動性預金増加のほとんどが普通預金によるものである。

4. 流動性預貯金増加の背景

以上のような流動性預貯金増加の背景には、超低金利が続くなじで定期性預貯金と流動性預貯金の金利格差が一層縮小し、今後の金利上昇に備えた資金の待機という形での流動性選好が依然として強いこと。また、来春のペイオフ凍結解除後、定期性預貯金は元本1千万円までとその利子分しか保護されなくなるが、流動性預貯金に限り解除後1年間は全額保護されるため、いったん流動性預貯金に資金を置き、様子をみようとしていること。さらには、所得が伸び悩み、株価も下落しているなかで、多くの利用者にとって株式等の元本割れのリスクがある金融商品を増やしにくい環境にあること等が影響しているとみられる。

こうした状況にあって、いつでも払い戻し、振替ができるような待機性資金として普通預貯金に積み上がっていると考えられる。

2001年6月に実施された「家計の金融資産に関する世論調査」^(注2)においても、金融商品選択の際に最も重視していることとして、「元本保証の有無」(34.5%)が最も多く、次いで「預入・払い戻しの容易さ」(21.5%)が挙げられている。

今後も超低金利が長引くとすれば、このまま流動性預貯金が伸び続けるのか、または定期性預貯金へのシフトや他の金融リスク商品等への流出の可能性があるのか、今後の動向に注目したい。

(注2) 金融広報中央委員会が毎年全国で6,000世帯を対象に実施しているアンケート調査。今年度は「貯蓄と消費に関する世論調査」から調査名称を変更。

(長谷川晃生・はせがわこうせい)



平成13年度第1回農協信用事業動向調査結果

はじめに

農協信用事業動向調査（以下「動向調査」）は、全国の資金観測農協の協力を得て、年2回実施しているアンケート調査である。

このほど、平成13年度第1回調査結果（6月実施）のとりまとめを行ったので、その概要を紹介する。今回の調査では、農協貯金と他金融機関等との間の資金流出入、農協利用者のリスク商品の利用状況、農協に対する金融資産運用等の問い合わせ・相談、自己住宅資金について利用者の金利意識と借り換えをとりあげた。

1. 対象農協の概要

動向調査の対象となった農協は、平成13年6月現在で、全国の信用事業を営む農協から地域別組合数等を勘案して選ばれた

429農協である。今回の調査では、そのうちの398農協（集計対象農協）から回答が得られ、集計率は92.8%であった。

集計農協の1組合当たり平均の貯金残高、貸出金残高は、ともに全農協平均の1.7倍、また金銭の信託・有価証券残高は1.9倍となっており、集計農協は、やや規模の大きな農協が多い。そのため、集計農協が全農協に占める割合は、農協数では31.3%であるが、貯金残高では52.8%と半分を占めている。

一方、貯金残高、貸出金残高の伸び率を比較すると、おおまかな資金動向をみる際の代表性はあるものと考えられる。全国農協の12年9月と13年3月の前年比増減率は、貯金が2.2%、2.6%、貸出金が0.7%、0.4%であるのに対し、本調査結果は貯金が2.4%、3.2%、貸出金が1.2%、0.7%であり、水準に差はあるが、伸び率の動きは同様の傾向を示している（第1表）。

第1表 集計農協と全農協との比較

13年3月末

（単位 百万円、%）

	1農協当たり残高 (A)		前年比増減率			
	集計農協 (A)	全農協 (B) (倍)	12年9月末		13.3	
			集計農協	全農協	集計農協	全農協
貯金	98,524	56,723	1.7	2.4	2.2	3.2
貸出金	29,098	17,315	1.7	1.2	0.7	0.7
貯貸率	29.5	30.5				0.4

2. 農協貯金と他業態との間の資金流出入

12, 13年度は、高金利時に預け入れられた郵貯の定額貯金が大量に満期到来し、金融機関の間ではその行方に注目が集まつた。満期金の約7割は、再び郵貯に預け入れられたと伝えられているが、農協への流入状況はどのようであったのだろうか。

動向調査では、平成7年以来、数回にわたり、農協貯金と他業態等貯蓄商品との資金流出入の状況について調査を行っている。今回の調査では、「農協貯金への流入がめだつ」と回答する農協の割合が10.1%を占め、かつてない高水準となった。また、「農協貯金への流入が若干ある」と回答する割合も37.4%と、これまでよりも高い割合を占めた。両回答をあわせると、47.5%の農協が、他業態等の貯蓄商品から農協貯金へ資金が流入したと回答した。一方、農協

貯金から流出がある(「流出がめだつ」+「流出が若干ある」)と回答した農協の割合は21.0%であったので、「流入がある」という回答割合が「流出がある」を大きく上回つた(第2表)。

農協貯金への流入がある(「流入がめだつ」+「流入が若干ある」)と回答した農協に、資金の流入元について質問したところ、「郵便局」を挙げる割合が86.5%ともっとも高く、次いで「地銀」(33.0%)、「第二地銀」(18.9%)が多かった(第1図)。

ちなみに、郵便局から流入があると回答した農協数は161組合であり、これは、集計対象(398組合)の40.5%を占める。この割合は、前回の調査の33.8%から6.7ポイント上昇し、平成7年の調査開始時からもっとも高い水準となった。

この調査結果は、流入流出の状況について示すものであり、具体的にどの程度の金額が農協に流入し、貯金の増勢に影響を与えたかについては明らかではない。量的な影

第2表 農協と他業態との資金流出入の動き

(単位 組合、%)

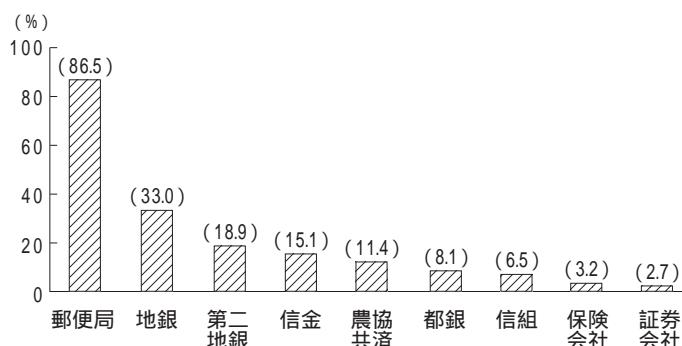
(調査時点)	回答数	農協貯金への流入がめだつ	農協貯金への流入が若干ある	流出・流入の動きは同程度ある	農協貯金からの流出が若干ある	農協貯金からの流出がめだつ	流出・流入の動きはほとんどない	参考 調査実施月の全国貯金残高前年同月比増減率
13年6月	(396)	10.1	37.4	20.7	16.7	4.3	10.9	2.8
12.11	(405)	3.2	35.3	23.0	19.5	7.9	11.1	2.1
12.6	(409)	4.2	32.3		31.5	7.8	24.2	2.1
11.6	(423)	1.9	14.7		45.9	13.9	23.6	1.5
9.6	(438)	0.2	8.4		52.7	17.8	20.8	0.8
8.6	(431)	0.0	0.7		46.4	46.2	6.7	0.6
7.10	(431)	0.0	5.1		45.7	18.6	30.4	1.7

(注)1. 「流出・流入の動きは同程度である」の選択肢は、12年11月調査より設定。

2. 各調査時点における直前半年間の動き。

3. 全国貯金残高前年同月比増減率は、残高試算表による。

第1図 農協貯金の流入元



(注) 1. 流入が多かった金融機関の第1位、第2位の合計。
2. 回答数186組合。

響を推測する一つの手段としては、農協貯金の増加財源に関する調査結果を利用することができる。

動向調査では、12年度1年間の貯金増加額の財源別の内訳を調査している。今回の調査の結果をみると、12年度の貯金増加額の財源として、もっとも大きな割合を占めたのは、「他金融機関との預け替え」であり、増加額の32.2%を占めた。次いで「土地代金」(16.1%)、「年金」(15.8%)

の占める割合が高かった。資金流入の調査結果とあわせると、郵便局を中心とする他金融機関からの資金流入は、農協貯金の増加に大きな影響を与えたとみられる。

3. 農協利用者のリスク商品の利用状況

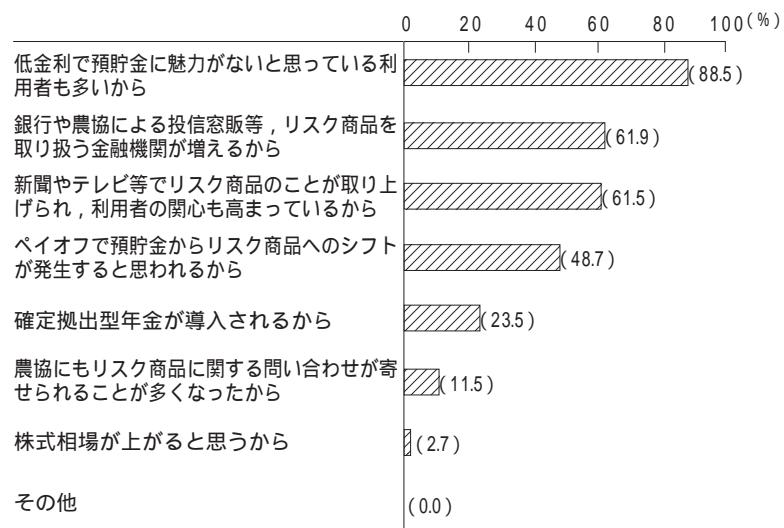
取り扱い窓口の増加や、長引く超低金利の影響で、金融機関利用者の投信等の金融商品に対

する関心が高まっているといわれる。農協利用者のリスク商品の利用状況について、農協ではどのようにみているのかを質問した。

調査結果をみると、「利用している人が多い」と回答した農協の割合は0.8%に過ぎなかったが、71.5%が「一部の人が利用している」と回答し、「利用していない」と回答した農協の割合は27.7%であった。

こうした利用状況が5年後にはどのように変化するかについては、「リスク商品の利用が増える」と見込む農協の割合が65.6%を占めた。「全く分からない」という回答は30.5%を占め、「減る」と回答した農協の割合は3.8%であった。全体としては、現在はリスク商品を利用しているのは利用者の一部だが、今後は利用が増えるとみている農協が多い。

第2図 リスク商品の利用が増える理由(複数回答)



(注) 回答数226組合。

リスク商品の利用が増える理由としては「低金利で預貯金に魅力がないと思っている利用者も多いから」(88.5%)、「銀行や農協による投信窓販等、リスク商品を取り扱う金融機関が増えるから」(61.9%)、「新聞やテレビ等でリスク商品のことが取り上げられ、利用者の関心も高まっているから」(61.5%)を挙げる割合が高い(第2図)。

超低金利局面が長引くことによって、農協利用者も貯金以外の金融商品に目を向ける可能性があり、農協も含めた取り扱い窓口の増加が利用者のリスク商品の利用を後押しするとみている農協が多いことが分かった。

4. 利用者からの金融資産の運用に関する相談・問い合わせ

それでは、リスク商品や金融資産の運用に関する、利用者からの農協への相談・問い合わせの状況はどのようにになっているのだろうか。

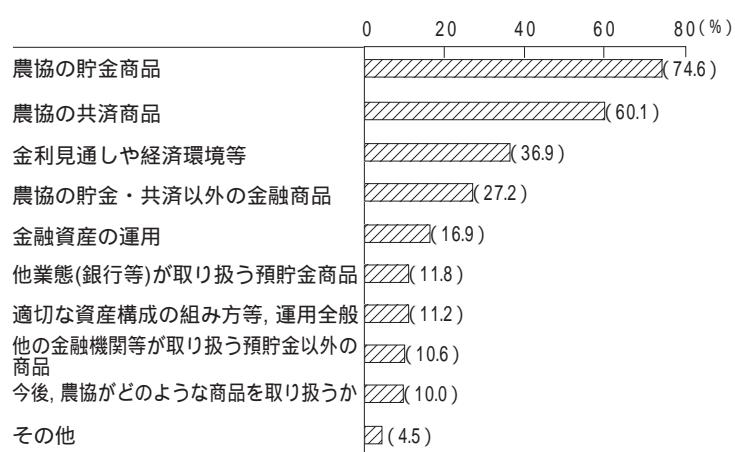
利用者からの問い合わせ内容については、74.6%の農協が「農協の貯金商品」、60.1%が「農協の共済商品」を挙げた。以下、「金利見通しや経済環境等」(36.9%)、「農協の貯金・共済以外の金融商品」(27.2%)を挙げる割合が高かった(第3図)。

もともと利用者からの相談や問い合わせが多いとみられる「農協の貯金商品」「農協の共済商

品」以外の選択肢を選択した農協は242組合であり、調査票に回答した398組合の60.8%を占める。つまり調査に回答した農協のうち6割の農協では農協貯金・共済以外の金融商品や資産運用に関する相談・問い合わせを利用者から受けていることになる。そして、こうした農協の6割以上が、相談・問い合わせの件数は1年前と比べて増加したと回答した。

問い合わせのあった主な商品としては、国債(84.1%)、投資信託(52.2%)、外貨預貯金(37.0%)が挙げられ、それ以外の商品(金融債、信託等)の選択割合は低かった。農協では、国債の窓販については以前から行っている組合が多いが、投信や外貨預貯金はまだ取り扱っていないことが多く、取り扱い状況の差が回答結果に反映されたとみられる。問い合わせの内容は、金利水準・利回り(84.1%)や商品の概要(68.1%)、元本リスク(45.7%)、運用期間・満期(28.3%)、流動性(13.0%)であった。

第3図 利用者からの金融資産の運用に関する相談・問い合わせ



(注) 回答数331組合。

5. 自己住宅資金について利用者の金利意識と借り換え

農協貯金の伸び率は緩やかな上昇が続いているが、貸出金については伸び率が低迷している。しかし貸出金の用途別の動向をみると、自己住宅資金は堅調な増加が続いている。貸出金全体として残高が伸び悩むなかで、自己住宅資金が増加している一つの要因としては、新規貸出とともに他業態から農協へ借り換えが行われている可能性が考えられるため、その状況について質問した。

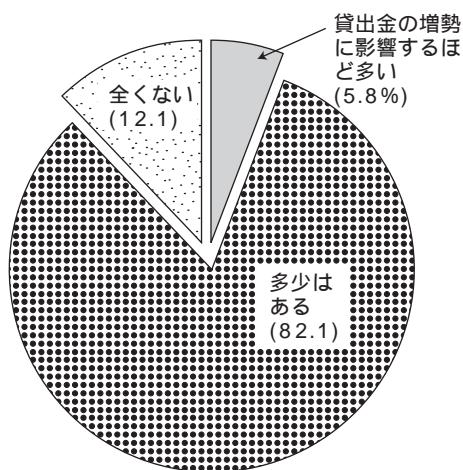
まず、自己住宅資金の借入金利に対する利用者の意識については、57.5%の農協が「関心は高い」、40.2%が「やや関心あり」と回答し、「関心はあまりない」の選択割合は2.3%であった。また、5年前と比べて利用者の借入金利に対する関心はどう変化したかについては、74.8%の農協が「関心が

高まった」と回答した。「変化していない」の選択割合は22.1%、「関心が低下した」は3.0%であった。これらの回答結果を総合すると、多くの農協で、利用者の自己住宅資金借入金利に対する関心は、この5年間にかなり高まったとみていることが分かる。

それでは、具体的に、他業態から農協への自己住宅資金の借り換えはどの程度行われているのだろうか。過去1年間の自己住宅資金の農協への借り換えについては82.1%の農協が「多少はある」、5.8%が「貸出金の増勢に影響するほど多い」と回答した(第4図)。借り換えがあると回答した農協に、借り換えの元となった金融機関を質問したところ、ほとんどの農協が住宅金融公庫を選択した。次いで、地銀、信金の選択割合が高かった。

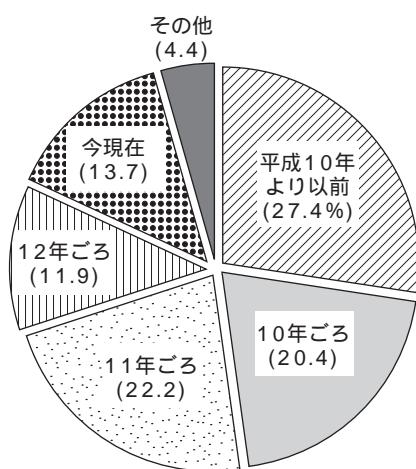
一般に、住宅金融公庫から民間金融機関への住宅資金の借り換えは、平成7年ごろがピークであったといわれている。今回の調査においても、27.4%の農協が借り替え

第4図 過去1年間の自己住宅資金の農協への借り換え



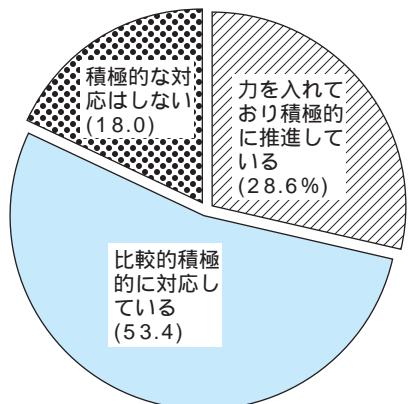
(注) 回答数396組合。

第5図 自己住宅資金の借り換えのピーク時期



(注) 回答数387組合。

第6図 借り換えに対する農協の取組姿勢



(注) 回答数395組合。

のピークとして、「平成10年より以前」を選択した(第5図)。しかし、回答結果はかなり分散しており、「今現在」と回答した農協も13.7%を占めた。この回答結果からは、ほとんどの農協では他業態からの自己住宅資金の借り換えは既にピークを過ぎているが、ピークの時期については、住宅金融公庫から民間金融機関への借り換えのピーク時期(平成7年)よりも遅かった農協も多いといえよう。

自己住宅資金の借り換えについては28.6%の農協が「力を入れており積極的に推進している」、53.4%が「比較的積極的に対応している」としている(第6図)。超低金利局面が長引くなかで、利用者の自己住宅資金の借入金利に対する関心が高まり、また農協が比較的積極的に対応していることから、ピークは過ぎたものの今現在もある程度の借り換えが行われている様子がうかがわれる。

6. まとめ

最後に、今回の調査によって明らかになった点とそれが示唆するところについてまとめておこう。

動向調査では、過去数回にわたり農協貯金と他業態等貯蓄商品との間の資金流入について調べてきたが、今回の調査では、他業態等から農協貯金への流入があったと回答する農協の割合がかつてない水準に高まった。調査対象農協の4割は、郵便局から資金流入があると回答しており、定額貯金の満期金の流入が回答結果に反映されたものとみられる。景気の低迷等により、農家を中心とする家計所得が伸び悩み、農協貯金の財源が細るなかで、こうした他業態からの資金流入は貯金増加財源として大きな比重を占めている。

貸出金についても、自己住宅資金は、利用者の借入金利への関心の高まりや農協の積極的な取組み等により、住宅金融公庫等、他の金融機関からの借り換えが行われている。これらの調査結果からは、貯金、貸出金において、他金融機関から農協への資金の流れがみられ、それが農協の資金動向に少なからぬ影響を与えていくことがうかがわれる。

投資信託等のリスク商品については、7割の農協は、現時点で利用しているのは農協利用者の一部とみている。しかし、7割の農協では、5年後には農協利用者のリスク商品の利用が増えると見込んでいる。そ

の理由としては、低金利で預貯金の魅力が低下していることや、投信等を取り扱う金融機関が増加すること、利用者の関心の高まり等が挙げられている。

また、調査回答農協の約6割は、利用者から農協貯金・共済以外の金融商品や、経済見通し、金融資産の運用に関して利用者からの相談や問い合わせを受けている。問い合わせを受けた金融商品は、国債、投資

信託、外貨預貯金の順に多く、これら商品の農協の取り扱い状況を反映しているとみることもできる。上述のとおり、取り扱い窓口の増加が農協利用者のリスク商品利用の増加につながるとみる農協も多く、今後の農協の取組姿勢が農協利用者の金融商品利用状況を変えていく可能性があるともいえよう。

（重頭ユカリ・しげとうゆかり）

2000事業年度の農協 の組織と事業

はじめに

本稿では全中がとりまとめた2000事業年度「総合JA経営速報調査報告」等をもとに、2000年度の農協の組織、事業の動向について概観したい。

同調査の集計農協数は、1,332で、これは全国の総合農協数（2001年3月31日現在1,347）の98.9%，各都道府県中央会からの報告のあった県下農協数1,364の97.7%に

あたる。

なお同調査はあくまで速報であり、また一部未集計の農協もあるため、本稿では組織および事業取扱高に絞り、特徴のある部分のみをとりあげた。

1. 農協組織

まず農協組織の現状についてみると、2000年度の農協組織に関する特徴としては、組合員数が0.5%と、99年度に引き続き減少したことがあげられる（第1表）。

これは正組合員数が1.4%と減少が続くとともに、准組合員数の伸びが前年の1.1%の伸びから0.8%へと、0.3ポイント鈍化

したためである。この背景としては、農家の高齢化が進行しているとともに、次世代への組合員資格の引継ぎが、諸事情により難しいケースが多いためと考えられる。

地域別にみると北海道で正組合員の減少率が最も大

第1表 常勤役職員・組合員数の推移

（単位 千人、%）

	集計対象農協数		全 国 計		前年比増減率	
	1999年度	2000	1999	2000	1999	2000
常勤役職員数 職員数	(1,063) (1,385)	(940) (1,218)	215 249	211 243	2.0 2.0	2.0 2.3
組合員戸数 組合員数	(1,283) (1,377)	(1,115) (1,199)	6,110 8,194	6,067 8,157	0.1 0.1	0.7 0.5
正組合員 准組合員	(1,377) (1,377)	(1,199) (1,199)	4,753 3,441	4,688 3,469	0.9 1.1	1.4 0.8

資料 全中「総合JA経営速報調査報告（2000事業年度）」

（注）全国計は各項目によって集計対象農協数が異なる。以下同じ。

第2表 地域別組合員数の推移

（単位 千人、%）

	組合員数計			正組合員			准組合員		
	1999年度	2000	前年比 増減率	1999	2000	前年比 増減率	1999	2000	前年比 増減率
北海道	323	321	0.7	98	95	2.8	225	226	0.2
東北	919	921	0.2	665	661	0.7	254	260	2.5
関東・東山	1,984	1,978	0.3	1,100	1,093	0.6	884	885	0.1
北陸	648	648	0.0	211	211	0.1	127	128	0.8
東海	615	617	0.3	327	326	0.3	288	291	1.1
近畿	995	994	0.0	543	538	0.9	452	456	1.0
中国・四国	1,673	1,663	0.6	985	967	1.8	688	696	1.3
九州・沖縄	1,038	1,039	0.1	623	616	1.2	415	423	2.0

資料 第1表に同じ

（注）地域別計数は項目により集計対象県数が違う。また地域別計数ではすべての項目で新潟県を除き再集計。以下同じ。

きいが、これは他地域に比べ農家の専業傾向が強いだけに、農業環境の悪化が大きく影響したものとみられる。以下減少率が大きい地域は、農村部で高齢化・過疎化が進行している中国・四国、九州・沖縄となっている（第2表）。

次に職員数についてみると、2000年度の農協職員数（常雇的臨時雇用者を含む）は24万3千人と前年に比べ約6千人減少（2.3%）し、経営効率化のため引き続き職員数の抑制が続いている。また、地域別にみると、東北、九州・沖縄、北海道でその減少率が大きくなっている（第3表）。

ところで2000年度の職員数は、95年度の

同調査職員数に比べ約2万3千人の減少となった。第21回JA全国大会決議においては、2000年までに、95年比でJAグループ職員の5万人削減を目指すとしており、その点を考慮すると、2001年以降も経営効率化への取組みをより一層進めていくことが必要となっている。

2. 事業取扱高等の推移

次に事業取扱高等の推移をみると、2000年度は貯金を除くほとんどの主要事業部門で取扱高の減少が続いている、農協の事業環境は依然非常に厳しい状況に置かれている。

（1）信用・共済事業

まず信用事業の動きをみると（第4表）、2000年度の農協貯金は、他業態からの資金流入、とりわけ郵便局定額貯金の大量満期に伴う流入によって、前年を0.7ポイント上回る2.4%の伸びとなった。

第3表 地域別職員数の推移

（単位 千人、%）

	1999年度	2000	前年比 増減率
北海道	13.2	12.8	2.9
東北	31.5	30.6	3.1
関東・東山	56.3	55.6	1.3
北陸	11.3	11.0	1.9
東海	21.2	20.8	1.8
近畿	17.0	16.7	1.9
中国・四国	42.2	42.0	0.5
九州・沖縄	46.3	44.8	3.1

資料 第1表に同じ

第4表 事業取扱高の推移

（単位 億円、%）

	集計対象農協数		全 国 計		前年比増減率		
	1999年度	2000	1999	2000	1998	1999	2000
貯金	(1,499)	(1,313)	692,381	708,776	0.9	1.7	2.4
定期性 要求払型	(1,249) (1,222)	(1,097) (1,070)	489,341 140,682	497,280 147,609	0.4 5.3	0.9 4.6	1.6 4.9
貸出金 長期共済保有高 販売品販売高	(1,528) (1,528) (1,528)	(1,332) (1,332) (1,332)	218,116 3,816,762 47,762	217,005 3,792,183 45,545	3.2 0.8 4.6	0.4 0.0 3.9	0.5 0.6 4.6
うち米	(1,353)	(1,193)	12,144	11,259	17.0	6.7	7.3
購買品供給高	(1,510)	(1,314)	40,924	39,727	5.7	3.2	2.9
生産資材 生活物資	(1,381) (1,381)	(1,221) (1,221)	22,880 16,683	22,454 16,010	5.6 6.2	2.5 4.0	1.9 4.0

資料（注）とも第1表に同じ

内訳をみると、超低金利の長期化を反映して要求払型貯金の伸び率は依然高い(4.9%)ものの、定期性貯金についても2年連続でプラスとなり、伸び率も前年を上回るなど回復傾向にある。

一方で2000年度の貸出金は、前年比0.5%と前年の0.4%の伸びから減少に転じた。これは自己住宅資金、賃貸住宅資金需要の一巡に加え、景気低迷の長期化が自動車ローン、カードローン等生活資金および農外事業資金に影響したことによる。

貯金の伸びが前年を上回る一方で、貸出金が減少に転じたため農協の貯貸率は前年を下回っており、今後こうした傾向が続けば信用事業収支への影響も大きくなってくることが懸念される。

次に共済事業をみると(第4表)、2000年度の長期共済保有高は前年比0.6%の減少と初めて前年実績を下回った。ここ数年、共済事業の実績の鈍化が続いている。さらに全共連が発表した2000年度データより、共済事業についてやや詳しくみていく。

まず2000年度の長期共済新契約高は、全国普及推進目標である29兆1,605億円に対

して31兆7,969億円と31兆円を上回る過去最高となった(第5表)。これは組合員に対する訪問活動を軸としたキャンペーン、JAを中心とした相談・提案型の推進等に注力したことによるとみられ、共済・保険業界が厳しい環境にあるなか、民間生保や簡保を大きく上回る実績となった。

ただし、これは主として建物更生共済の新契約高が大幅に伸びたため(前年比20.8%増の17兆1,026億円)、一方の生命共済の新契約高は99年度に引き続き大幅に実績割れとなった(前年比9.4%の14兆6,942億円)。

またJA経営速報では2000年度にはじめて前年を下回った長期共済保有高は、全共連データでは2年連続の減少となっており(99年度に事業開始以来初めての減少)、2000年度の長期共済保有高は、前年比0.3%減の389兆7,406億円となった。

(注) 全共連によれば、この減少は、生命共済において新契約が大幅に落ち込む一方で満期到来契約が増加したこと、建物更生共済については、既契約を活用した推進により期末保有高の増加額が前年比2.3%増にとどまつたこと(とくに転換による増加が顕著だったこと)、保有純増対策の基本である新契約拡大について、正組合員への依存度が高まり、准組合員、員外への新たな事業拡大への取組みが低迷していること等による。

上記の点については、JA経営速報をみても正組合員の減少率が大きかった北海道、中国・四国、九州・沖縄といった地域で長期共済保有高の

第5表 長期共済保有高の推移
(単位 億円、%)

		新契約高	前年比 増減率	期末 保有高	前年比 増減高
生命共済	1998年度	215,154	6.1	2,482,350	0.4
	1999	162,266	24.6	2,449,308	1.3
	2000	146,942	9.4	2,403,513	1.9
建物更生 共済	1998	84,695	1.7	1,431,762	1.3
	1999	141,602	67.2	1,460,404	2.0
	2000	171,026	20.8	1,493,893	2.3
長期計	1998	299,849	3.7	3,914,113	0.7
	1999	303,868	1.3	3,909,713	0.1
	2000	317,969	4.6	3,897,406	0.3

資料 全国共済農業協同組合連合会全国本部事業推進部

第6表 地域別長期共済保有高の推移
(単位 10億円, %)

	1999年度	2000	前年比 増減率
北海道	11,264	11,152	1.0
東北	44,198	43,927	0.6
関東・東山	108,136	107,712	0.4
北陸	17,674	17,665	0.1
東海	39,468	39,604	0.3
近畿	44,245	44,185	0.1
中国・四国	62,484	62,052	0.7
九州・沖縄	40,606	40,375	0.6

資料 第1表に同じ。

減少率が大きく、あらためて正組合員の動向が共済事業へ与える影響が大きいことがうかがえる(第6表)。

現在正組合員の中心である昭和一けた世代は既に65歳以上の高齢者層に入っており、正組合員への依存度が現状のように高いままでは、これからの共済事業にも大きな影響が出ることが予想される。今後高齢化等により正組合員の減少が続くことを考慮すると、共済事業等一部の農協事業では、准組合員を含め広く地域住民を対象にした事業拡大に、早急に取り組む必要があるといえよう。

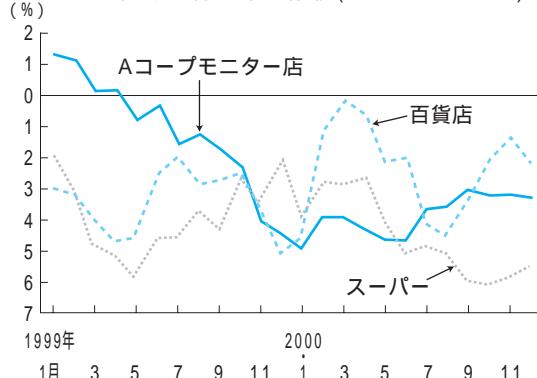
(注) 2000年度の共済事業の動向については共済総研レポート2001.6月「平成2000年度普及推進の概況」に詳しい。

(2) 経済事業

次に経済事業についてみると、まず購買品供給高は、前年比 2.9% の減少となり、これは4期連続での前年実績割れとなつた。内訳をみると、それぞれ生産資材供給高が 1.9%、生活物資供給高が 4.0% の減少となっている。

生産資材に関しては、農家の高齢化や農産物価格の下落等を受け、農産物の作付面

第1図 Aコープ、百貨店、スーパーの売上高
前年比伸び率の推移(後方3期移動平均)



資料 日本チェーンストア協会「チェーンストア販売統計」、
日本百貨店協会「全国百貨店売上高」、(社)農協流通研究所

積や家畜飼養頭数の減少が続いていることが主な要因とみられるが、加えて、近年出店が増加している郊外型ディスカウント店による販売競争の激化も影響しているとみられる。

一方、生産資材を上回る減少率となった生活物資供給高は、景気低迷による農家の所得減少に加え、デフレの進行による物価下落の影響を強く受けたとみられる。とくに2000年は食料品(なかでも生鮮食品)の価格下落が顕著だったため、売上に占める食品のウェイトの大きいAコープへの影響は大きかったとみられる(第1図)。

なお生活物資供給高の減少については、広域合併や組織整備の進展に伴い、農協事業の一部を協同会社に移行した影響があることも留意する必要がある。

次に2000年度の販売品販売高についてみると(前掲第4表)、米および野菜価格の大幅な下落等の影響により、前年比 4.6% (うち米 7.3%) の減少となった。これは6期連続の減少である。

ここでは販売品販売高への影響がとくに大きかった米、野菜について、生産・価格動向を振り返ってみる。

まず2000年産米の生産量は949万トンと前年比約30万トン増となった。これは、作付面積は前年比で減少したものの、作況指数104と豊作となり単収が前年を上回ったためである。その一方、生産者価格は、豊作による高水準の在庫および景気低迷による消費者の低価格米志向等を受け、前年比7.5%と大きく下落した。

次に2000年度の野菜生産量は1,277万トンと前年比10万トンの減少となった。これは農家の高齢化等を受け、作付面積が44万5千haと、前年比1万500ha減少したことによる。国内生産が減少する一方で、野菜輸入量は前年比1.5%の増加の279万トンとなった。とくにセーフガードの発動等大きな問題となった中国からの輸入は前年比7.9%の大幅増となり134万トンに達した。これは全野菜輸入量の48%を占め、しかも輸入単価は前年を3.5%下回っている（円ベース）。こうした単価の安い中国産野菜の輸入急増等により、2000年度の野菜の生産者価格は前年比7.4%の大幅な下落となった。

米と野菜を合わせると農協の販売品販売高の過半（農林水産省『99事業年度総合農協統計表』によれば50.9%）を占めており、両者の価格下落の影響は、2000年度の農協の販売品販売高をすべての地域で減少させる結果となった（第7表）。地域別にみると、東北、関東・東山、北海道で減少率が大きくなっている。

第7表 地域別販売品販売高の推移

（単位 百万円、%）

	1999年度	2000	前年比 増減率
北海道	889,617	844,609	5.1
東北	786,028	734,898	6.5
関東・東山	1,055,484	992,395	6.0
北陸	127,502	121,807	4.5
東海	259,638	251,335	3.2
近畿	219,721	211,238	3.9
中国・四国	491,985	488,265	0.8
九州・沖縄	777,191	758,270	2.4

資料 第1表に同じ

おわりに

JA経営速報にみられるように2000年度の総合農協の経営環境は、組合員数の減少率が拡大するなど組織基盤の縮小傾向が続いていることに加え、デフレの進行や景気低迷、さらには中国産野菜の輸入急増等農業特有の要因もあり、非常に厳しいものとなった。また2001年度も、景気後退が深刻化していたところに米国で同時多発テロが発生するなど早期の景気回復は望めない情勢で、さらに狂牛病の発生等による農業環境の悪化もあり、農協経営を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

ここ数年農協は、厳しい収益環境に対応するため職員数の抑制等経営の効率化に努力しているが、上記のように経営環境の悪化はそれを上回るスピードで進んでいる。そのため農協としては、経営の効率化をより積極的に進めるとともに、販売力の強化や財務の健全化等を図っていくため、ここ数年で一気に進展した大型広域合併や組織整備のメリットを早急に生かしていく必要がある。（内田多喜生・うちだたきお）

統 計 資 料

目 次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(85)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(85)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(85)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(86)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(86)
6. 農業協同組合 主要勘定	(86)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(88)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(88)
9. 金融機関別預貯金残高	(89)
10. 金融機関別貸出金残高	(90)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7323

FAX 03(3246)1984

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

1. 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不一致の場合がある。
2. 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「」 皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「」 負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
1996. 9	28,948,808	9,411,012	4,980,114	6,082,290	13,605,375	15,691,533	7,960,736	43,339,934
1997. 9	29,714,454	8,533,715	6,919,576	5,828,672	11,321,080	15,867,729	12,150,264	45,167,740
1998. 9	26,455,075	7,558,726	14,313,703	3,584,532	9,740,393	14,444,389	20,558,190	48,327,504
1999. 9	31,415,164	7,154,846	11,229,552	4,124,762	15,777,227	18,804,689	11,092,884	49,799,562
2000. 9	32,710,622	6,681,118	10,469,972	900,268	19,125,774	21,933,178	7,902,492	49,861,712
2001. 4	35,981,255	6,469,671	13,990,481	3,744,652	22,027,477	23,700,821	6,968,457	56,441,407
5	37,021,332	6,461,471	12,637,594	3,369,011	21,881,045	24,494,616	6,375,725	56,120,397
6	37,038,759	6,435,657	12,756,759	3,026,924	20,760,276	25,644,329	6,799,646	56,231,175
7	37,468,768	6,399,549	11,439,949	2,345,753	21,127,713	25,274,199	6,560,601	55,308,266
8	37,255,649	6,354,041	11,152,426	2,445,543	21,201,056	24,912,103	6,203,414	54,762,116
9	37,260,470	6,252,839	10,672,336	2,184,560	21,878,804	24,943,234	5,179,047	54,185,645

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2001年9月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,606,905	15,472	718,323	33	242,668	-	32,583,402
水産団体	1,231,689	13	48,182	11	14,511	-	1,294,406
森林団体	2,947	6	2,811	17	707	-	6,487
その他出資団体	11,329		1,735		345	-	13,409
出資団体計	32,852,869	15,491	771,052	61	258,231	-	33,897,704
非出資団体計	1,040,462	176,009	363,756	107,601	1,662,543	12,397	3,362,766
合計	33,893,331	191,499	1,134,808	107,661	1,920,774	12,397	37,260,470

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2001年9月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	78,929	502,139	9,588	590,664
	開拓団体	2,229	706		2,935
	水産団体	73,290	38,732	42,250	154,271
	森林団体	17,487	16,395	2,897	36,998
	その他出資団体		1,595	160	1,755
	出資団体小計	171,935	559,567	54,895	786,622
	その他系統団体等小計	240,581	41,957	221,862	1,354
	計	412,516	601,524	276,757	1,292,376
関連産業	2,515,765	268,417	2,708,817	93,458	5,586,457
その他	8,042,242	9,842,105	180,052	1	18,064,401
合計	10,970,523	10,712,046	3,165,626	95,039	24,943,234

(貸 方) 4. 農林中央金

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2001. 4	3,768,349	32,212,906	35,981,255	433,340	6,469,671
5	4,143,835	32,877,497	37,021,332	209,780	6,461,471
6	3,414,833	33,623,926	37,038,759	16,650	6,435,657
7	3,558,956	33,909,812	37,468,768	28,910	6,399,549
8	3,590,102	33,665,547	37,255,649	26,770	6,354,041
9	3,363,858	33,896,612	37,260,470	186,370	6,252,839
2000. 9	2,318,374	30,392,248	32,710,622	71,010	6,681,118

(借 方)

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2001. 4	191,029	3,553,622	22,027,477	7,753,609	465,208	67,400	10,827,301
5	125,072	3,243,937	21,881,045	7,699,040	285,191		11,357,304
6	185,965	2,840,957	20,760,276	7,335,164	469,645		11,760,972
7	85,465	2,260,288	21,127,713	7,625,824	431,281		11,344,953
8	111,923	2,333,619	21,201,056	7,572,590	272,337		10,978,245
9	196,509	1,988,050	21,878,804	8,014,497	253,074		10,712,046
2000. 9	192,020	708,248	19,125,774	6,889,485	261,990		11,921,412

(注) 1. 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2. 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。

3. 預金のうち定期性は定期預金。 4. 1987年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。

5. 借用金は借入金・再割引手形。 6. 1985年5月からコールマナーは借用金から、コールローンは貸出金から分離、商品有価証券を新設。

5. 信用農業協同組

年月末	貯金			
	貯金		譲渡性貯金	借入金
	計	うち定期性		
2001. 4	49,386,999	47,479,864	190,660	19,620
5	49,526,355	47,822,243	231,970	19,620
6	50,723,546	48,683,735	248,490	19,614
7	50,526,739	48,727,155	265,270	19,608
8	50,553,706	48,765,208	262,750	19,607
9	50,270,622	48,689,950	244,570	19,595
2000. 9	47,982,979	46,283,730	75,800	15,982
				975,583

(注) 1. 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2. 出資金には回転出資金を含む。

3. 1994年4月以降、コール・ローンは、金融機関貸付金から分離。

6. 農業協同組

年月末	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計		
2001. 3	16,464,414	55,630,076	72,094,490	838,838	
4	16,826,037	55,718,085	72,544,122	854,631	
5	16,474,671	56,024,082	72,498,753	871,368	
6	16,972,513	56,630,361	73,602,874	839,306	
7	16,487,392	56,917,724	73,405,116	873,435	
8	16,651,647	56,876,774	73,528,421	871,526	
2000. 8	15,629,614	55,758,241	71,387,855	952,468	
				745,681	

(注) 1. 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。

3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。 4. 有価証券の内訳は電算機処理の関係上、明示されない県があるので「うち国債」の金額には、この県分が含まれない。 5. 1999年10月より統合県JAを含む。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	食糧代金受託金・受託	資本金	その他	貸方合計
1,784,460	3,573,920	1,124,999	7,073,762	56,441,407
1,380,615	3,090,770	1,124,999	6,831,430	56,120,397
857,603	3,547,888	1,124,999	7,209,619	56,231,175
433,547	2,777,685	1,124,999	7,074,808	55,308,266
516,161	2,639,044	1,124,999	6,845,452	54,762,116
895,980	2,136,379	1,124,999	6,328,608	54,185,645
710,179	2,870,617	1,124,999	5,693,167	49,861,712

貸出金				コニル	食糧代金概算払金	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計				
9,569,539	3,204,050	99,930	23,700,821	708,682		5,794,568	56,441,407
9,802,191	3,243,144	91,975	24,494,616	625,140		5,397,996	56,120,397
10,571,296	3,211,810	100,251	25,644,329	692,355		5,637,648	56,231,175
10,550,577	3,290,121	88,546	25,274,199	431,355	25	5,697,940	55,308,266
10,548,705	3,301,859	83,293	24,912,103	434,216		5,496,861	54,762,116
10,970,522	3,165,626	95,038	24,943,234	423,691		4,502,282	54,185,645
6,473,566	3,425,828	112,370	21,933,178	2,261,127	7,803	5,371,572	49,861,712

合連合会主要勘定

(単位 百万円)

現金	借方						貸出金 うち金融機 関貸付金	
	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	計		
	計	うち系統						
49,681	33,336,852	33,039,164		365,628	11,662,059	5,311,806	485,280	
49,338	33,473,385	33,170,432	35,000	369,904	11,666,674	5,331,939	485,699	
45,684	34,657,036	34,427,457		374,403	11,742,648	5,337,184	486,191	
57,087	34,039,115	33,818,932		373,089	12,163,033	5,385,622	486,550	
41,226	33,917,323	33,710,827		378,172	12,364,128	5,379,767	487,882	
47,315	33,461,100	33,265,351		394,658	12,494,847	5,477,929	488,688	
52,647	31,031,207	30,669,119	25,000	480,575	11,782,233	5,966,411	567,127	

合主要勘定

(単位 百万円)

現金	借方						報組合数
	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公 庫貸付金		
327,649	47,773,861	47,347,119	3,830,933	1,014,682	22,007,874	443,077	1,271
348,779	48,048,917	47,632,811	3,872,319	1,051,314	21,934,505	447,657	1,194
341,184	48,045,194	47,666,061	3,808,842	1,024,857	21,913,263	446,688	1,177
334,948	49,198,523	48,841,915	3,804,105	1,011,657	21,877,749	447,969	1,174
348,203	48,958,468	48,621,014	3,946,772	1,135,239	21,925,694	445,276	1,169
333,009	49,076,179	48,750,787	3,977,581	1,164,737	21,961,616	444,076	1,166
328,791	46,578,044	46,125,986	4,204,053	1,245,925	22,146,428	485,392	1,393

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				有 価 証 券	貸出金		
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金						
	計	うち定期性				計	うち系統					
2001. 6	2,393,371	1,964,489	44,723	51,976	8,610	1,435,203	1,402,321	222,088	821,044			
7	2,379,570	1,961,957	44,773	52,701	9,088	1,416,968	1,381,239	225,549	820,155			
8	2,371,430	1,949,938	44,791	52,743	9,207	1,405,598	1,374,302	228,093	821,992			
9	2,367,442	1,948,240	44,939	52,808	9,015	1,406,895	1,374,888	226,163	819,438			
2000. 9	2,350,133	1,932,391	56,064	50,574	8,328	1,384,992	1,352,691	222,835	849,153			

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				有 価 証 券	貸出金	報告 組合数			
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金							
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統						
2001. 4	1,385,347	924,389	429,016	311,900	160,464	7,500	1,254,525	1,188,637	22,282	513,193	22,695	755		
5	1,375,260	922,187	433,560	315,023	162,006	7,374	1,240,854	1,177,206	22,553	513,291	22,890	752		
6	1,383,868	924,962	431,272	313,259	161,390	7,834	1,244,860	1,182,779	21,436	511,501	24,274	747		
7	1,377,982	922,312	429,826	313,133	161,866	8,049	1,237,038	1,175,846	21,469	511,759	23,413	741		
2000. 7	1,385,310	945,698	456,273	336,640	162,250	8,133	1,245,567	1,175,963	21,705	539,884	22,186	842		

(注) 1. 水加工協を含む。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	1998. 3	684,388	468,215	2,140,824	1,690,728	606,607	984,364	213,530	2,405,460
	1999. 3	689,963	469,363	2,082,600	1,715,548	631,398	1,005,730	202,043	2,525,867
	2000. 3	702,556	480,740	2,090,975	1,742,961	598,696	1,020,359	191,966	2,599,702
	2000. 9	711,349	479,830	2,106,502	1,778,150	577,764	1,035,706	192,550	2,580,878
	10	713,740	482,130	2,062,962	1,749,301	568,573	1,030,452	190,574	2,575,167
	11	712,843	482,368	2,110,349	1,770,310	572,691	1,030,329	190,055	2,547,853
	12	726,811	492,487	2,119,927	1,785,490	582,779	1,050,377	188,262	2,545,614
	2001. 1	719,292	488,228	2,111,830	1,757,921	574,377	1,035,811	184,302	2,529,581
	2	721,689	490,734	2,103,858	1,767,003	566,332	1,039,060	183,297	2,521,763
	3	720,945	491,580	2,102,820	1,785,742	567,976	1,037,919	P 180,622	2,499,336
	4	725,441	493,870	2,172,360	1,806,392	572,148	1,051,292	P 181,350	P 2,494,935
	5	724,988	495,264	2,187,331	1,790,698	565,411	1,044,223	P 179,253	P 2,472,485
	6	736,029	507,235	2,120,188	1,808,560	572,280	1,057,643	P 180,122	P 2,474,668
	7	734,051	505,267	2,110,574	1,782,634	567,953	1,051,693	P 178,281	P 2,437,606
	8	735,284	505,537	2,109,800	1,777,104	565,479	1,051,469	P 176,959	P 2,433,084
	9	P 732,466	502,706	(P 2,077,491)	(P 1,781,868)	P 570,467	P 1,053,564	P 175,534	P 2,419,976
前年	1998. 3	1.1	0.9	0.2	0.2	1.0	0.7	3.7	7.0
	1999. 3	0.8	0.2	2.7	1.5	4.1	2.2	5.4	5.0
	2000. 3	1.8	2.4	0.4	1.6	5.2	1.5	5.0	2.9
比率	2000. 9	2.2	1.4	3.2	3.2	5.1	1.4	2.5	0.6
	10	2.0	0.7	6.4	2.0	5.6	0.7	3.1	0.1
	11	2.1	1.5	4.6	2.2	4.6	1.1	2.5	0.9
	12	2.3	2.2	3.5	2.6	4.3	1.5	4.4	2.0
	2001. 1	2.5	1.9	4.9	3.0	3.9	1.5	5.2	2.6
	2	2.6	2.4	2.5	2.9	5.2	1.6	5.5	3.1
	3	2.6	2.3	0.6	2.5	5.1	1.7	P 5.9	3.9
	4	2.7	3.6	2.2	1.0	1.6	1.8	P 6.3	P 3.8
	5	2.8	3.8	3.3	0.6	1.9	1.7	P 6.5	P 4.3
	6	2.8	3.9	5.0	0.3	1.3	2.1	P 6.7	P 4.7
増減率	7	2.9	4.1	3.6	0.0	1.3	1.9	P 7.2	P 5.9
	8	3.0	4.3	2.0	0.3	1.2	1.9	P 7.9	P 6.1
	9	3.0	4.8	(P 1.4)	(P 0.2)	P 1.3	P 1.7	P 8.8	P 6.2
発表機関		農林中金業務開発部	全国銀行協会金融調査部	信金中央金庫総合研究所	全信組中央協会	郵政省			

(注) 1. 農協、信農連以外は日銀『金融経済統計月報』による。

2. 全銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3. 都銀及び地銀の残高速報値(P)は、オフショア勘定を含まない。そのため、前年比増減率(P)は、オフショア勘定を含むもの(前年)と含まないもの(速報値)の比較となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	1998. 3	208,280	61,897	2,123,038	1,380,268	525,217	704,080	168,221	10,010
	1999. 3	214,613	60,420	2,093,507	1,382,200	527,146	712,060	154,204	9,775
	2000. 3	215,586	54,850	2,128,088	1,340,546	505,678	687,292	142,433	9,781
	2000. 9	216,166	54,921	2,124,905	1,346,979	480,992	681,948	139,367	P 9,448
	10	215,188	53,372	2,087,572	1,335,898	475,478	675,342	138,096	P 9,358
	11	215,573	53,155	2,096,335	1,339,234	476,856	675,228	137,993	P 9,352
	12	214,838	53,060	2,129,345	1,367,061	486,044	680,123	138,117	P 8,080
	2001. 1	213,441	52,749	2,111,088	1,345,091	479,324	665,834	136,371	P 7,988
	2	214,066	51,131	2,110,155	1,351,138	463,260	663,160	135,689	P 7,996
	3	214,983	48,879	2,114,602	1,357,090	465,931	662,124	P 134,521	P 8,200
	4	214,216	48,265	2,067,748	1,344,983	460,531	655,904	P 132,385	P 7,948
	5	214,012	48,462	2,045,833	1,331,632	449,619	647,962	P 129,443	P 8,124
	6	213,649	48,510	2,058,416	1,339,389	445,334	650,941	P 129,215	P 7,730
	7	214,142	48,990	2,043,781	1,337,161	444,765	648,030	P 128,607	P 7,276
	8	214,520	48,919	2,040,299	1,333,971	442,464	647,152	P 128,225	P 7,283
	9	P 214,314	49,892	P 2,091,141	P 1,349,408	P 449,045	P 653,111	P 128,274	P 7,543
前年	1998. 3	4.4	3.9	0.8	1.5	1.4	0.3	2.6	6.9
	1999. 3	3.0	2.4	1.4	0.1	0.4	1.1	8.3	2.3
	2000. 3	0.5	9.2	1.7	3.0	4.1	3.5	7.6	0.1
比率	2000. 9	0.8	7.2	1.1	0.7	6.2	3.0	4.6	P 4.5
	10	0.4	7.4	0.5	0.3	7.0	4.0	5.2	P 5.5
	11	0.4	7.0	0.2	0.4	6.1	3.6	4.9	P 9.5
	12	0.1	7.3	0.3	0.1	5.7	4.3	5.2	P 13.0
	2001. 1	0.0	7.1	0.1	0.1	5.6	4.8	5.4	P 14.2
	2	0.0	10.2	0.3	0.3	8.4	4.9	5.5	P 15.3
	3	0.3	10.9	0.6	1.2	7.9	3.7	P 5.6	P 16.2
	4	0.5	10.0	1.2	0.3	4.8	4.2	P 6.6	P 17.0
	5	0.5	9.9	1.5	0.5	5.8	4.2	P 7.9	P 17.4
	6	0.6	9.1	1.3	0.9	6.7	3.6	P 7.7	P 17.3
	7	0.6	9.8	2.1	0.3	7.1	4.1	P 8.1	P 21.0
	8	0.7	11.1	2.3	0.2	7.1	4.2	P 7.7	P 21.0
	9	P 0.9	9.2	P 1.6	P 0.2	P 6.6	P 4.2	P 8.0	P 20.2
発表機関		農林中金業務開発部	全国銀行協会金融調査部	信金中央金庫総合研究所			全信組中央協会	郵政省	政金局

(注) 1. 表9(注)1, 2, 3に同じ。郵便局は、「郵政行政統計年報」による。

2. 貸出金には金融機関貸付金、コールローンを含まない。ただし、信農連の貸出は住専会社貸付金を含む。また、都市銀行の速報値は金融機関貸付金を含む。